

宮崎県公報

別冊

令和2年度
包括外部監査の結果報告書

令和3年3月

宮崎県包括外部監査人

公認会計士 坂元 隆一郎

(本報告書における記載内容等の注意事項)

1. 端数処理

本報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

また、公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。

2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として宮崎県が公表している資料、あるいは監査対象とした部局や団体から入手した資料を用いている。その場合には数値等の出所は明示しない。但し、これらの数値を使いデータ等を算出し、監査人が分析等を行っている場合はその旨記載している。

報告書の数値等のうち、宮崎県以外が公表している資料あるいは監査対象とした部局から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。

3. 指摘事項及び意見

本報告書では、監査の結論を**指摘事項**と**意見**に分けて記載する。

指摘事項は、財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項(法規等準拠性)に該当するものである。これらは、県として速やかに措置する必要があると判断した内容である。また、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、重要性が高いと監査人が判断した場合には**指摘事項**としている。

一方、**意見**は、法規等準拠性の問題は認められないものの、最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など(経済性、効率性及び有効性に関する事項)に該当するものである。

目次

第1 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件.....	1
3. 特定の事件として選定した理由.....	1
4. 外部監査の視点と方法.....	2
5. 外部監査の実施期間.....	2
6. 監査実施者.....	2
7. 利害関係.....	2
第2 監査対象の概要	3
1. 農林水産事業の概況.....	3
2. 補助金等の定義.....	3
3. 補助金等の事務手続.....	4
4. 補助金等の状況.....	5
5. 監査の対象とした補助金等.....	6
第3 監査の総括	11
1. 監査結果の総括.....	11
2. 指摘事項・意見の全体像.....	14
3. 指摘事項・意見の概要.....	14
第4 監査の結果及び意見(環境森林部)	51
1. 環境森林課.....	51
(1) 公益社団法人宮崎県緑化推進機構支援事業補助金.....	51
(2) 分収林整備高度化事業補助金.....	54
(3) 県営林立木売払に伴う分収交付金.....	58
2. 自然環境課.....	60
(1) 県単集落防災事業補助金(小林市、えびの市).....	60
(2) 県単集落防災事業補助金(宮崎市).....	63
(3) 自然災害防止治山事業補助金(延岡市、椎葉村).....	66
(4) 自然災害防止治山事業補助金(綾町).....	69

(5) 山村集落定住環境緊急整備事業補助金	71
(6) 有害鳥獣捕獲促進総合対策事業補助金	75
(7) 鳥獣保護区等周辺被害防止対策事業補助金	80
3. 森林経営課	83
(1) 「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業(林業作業士養成研修事業) 補助金	83
(2) コンテナ苗供給拡大体制整備事業補助金	84
(3) 水を貯え、災害に強い森林づくり事業補助金	86
(4) 県単林道災害復旧事業補助金	87
(5) 環境配慮型路網機能強化事業補助金	88
(6) 森林路網ストック活用緊急整備事業補助金	90
4. 山村・木材振興課	92
(1) みやざきスギ次世代流通モデル構築事業補助金	92
(2) 木質バイオマス活用型再造林推進モデル事業補助金	93
(3) みやざきスギを魅せる「空間・人」づくり事業補助金	95
(4) 森林の仕事就業定着促進事業(継続雇用支援) 補助金	96
(5) 就労条件整備事業補助金	98
(6) 中核認定林業事業体循環型林業推進事業補助金	99
(7) 森林境界明確化推進事業補助金	100
(8) ひなたのチカラ林業担い手確保定着促進事業補助金	101
(9) しいたけ等特用林産物生産体制強化事業補助金	103

第5 監査の結果及び意見(農政水産部)105

1. 農政企画課	105
(1) 作業受託体制強化事業補助金	105
2. 農業連携推進課	108
(1) みやざきブランド推進対策事業費補助金	108
(2) 結ぶ6次化！農業新ビジネス拡大支援事業補助金	109
(3) 植物防疫強化対策事業補助金	111
3. 農業経営支援課	113
(1) 宮崎県農業経営支援事業費補助金(農地利用集積推進対策事業)	113
(2) 宮崎県農業経営支援事業費補助金(農業法人強化トータルサポート事業(法人組織力・連携強化事業))	116
(3) 「地域と創る」新たな農業参入雇用創出事業補助金	119
(4) 農業人材投資事業費補助金	121

(5) 宮崎県農業制度資金利子補給金等(過年度農業近代化資金)	122
(6) 宮崎県農業制度資金利子補給金等(現年度)	123
(7) 宮崎県経営体育成支援事業関係事業補助金	125
(8) 宮崎県農業経営支援事業費補助金(みやざきの農を支える労働力安定確保促進事業)	127
(9) 植物防疫強化対策事業補助金	130
(10) 農地売買支援緊急対策事業費	133
4. 農産園芸課	136
(1) 集落で繋ぐ中山間地域果樹産地支援事業補助金(果樹版集落営農組織強化支援事業のうち条件整備事業)	136
(2) 新たに挑む! さといも日本一産地構築事業補助金	138
(3) 施設園芸高生産技術推進事業補助金	141
(4) 水田高度利用産地育成支援事業補助金	143
(5) 需要に応える宮崎米生産体制整備事業補助金	145
(6) 宮崎水田農業構造改革推進事業(需給調整体制強化事業)費補助金	148
(7) 野菜価格安定対策費補助金	150
(8) みやざき野菜価格安定対策事業補助金	152
(9) 農業用廃プラスチック適正処理推進事業補助金	154
(10) 次世代果樹ブランド産地育成支援事業補助金	157
(11) 需要に対応した「みやざき茶」産地基盤強化事業補助金	159
(12) サツマイモ基腐病緊急対策推進事業補助金	161
(13) ニーズに応える加工・業務用産地づくり加速化事業補助金	163
(14) 革新的技術で拓く果樹産地ステップアップ支援事業補助金	164
(15) スマート農業による働き方改革産地実証事業補助金	168
(16) 「稼げる農」で呼び込む中山間地域移住定着促進事業補助金	169
5. 農村計画課	171
(1) 宮崎県農業農村整備計画策定事業補助金	171
6. 農村整備課	173
(1) 土地改良施設維持管理適正化事業補助金	173
(2) 宮崎県単独土地改良事業補助金	175
(3) 活力あるふるさとづくり事業補助金	182
(4) 小水力発電等農村地域導入支援事業補助金	186
7. 水産政策課	189
(1) 漁業近代化資金利子補給金	189

(2) 漁業協同組合機能・基盤強化推進事業利子補給金.....	191
(3) 攻めの資源利用管理による儲かる漁業推進事業補助金	194
(4) うなぎ資源持続的利用対策指導事業補助金	195
(5) 宮崎のさかなビジネス拡大推進事業費補助金	197
(6) 産地一体型宮崎のさかな競争力強化総合支援事業費補助金.....	198
(7) MIYAZAKI CAVIAR 世界ブランド確立支援事業費補助金.....	200
(8) 雇用型漁業労働力安定確保対策事業費補助金	202
(9) 漁業共済事業補助金	203
(10) 漁業経営指導対策事業費補助金	204
8. 漁村振興課	206
(1) みやざきの養殖成長産業化プロジェクト事業費補助金.....	206
(2) 栽培漁業促進強化事業費補助金	207
(3) 未来へつなぐ漁業担い手育成総合対策事業費補助金.....	209
(4) 優良なカンパチ人工種苗供給体制確立事業費補助金	211
9. 畜産振興課	212
(1) みやざき畜産生産性向上対策事業補助金.....	212
(2) 「稼げる農」で呼び込む中山間地域移住定着促進事業補助金	214
(3) 2022 全国和牛能力共進会対策事業費補助金.....	216
(4) 宮崎県酪農公社運営強化対策事業費補助金.....	218
(5) 宮崎型酪農競争力強化対策事業費補助金.....	219
(6) 「宮崎ブランドポーク」イメージアップ・販路拡大推進事業費補助金	220
(7) プロイラー生産環境向上対策事業費補助金	222
(8) みやざき地頭鶏総合支援事業費補助金.....	223
(9) 宮崎牛販売促進総合対策事業補助金	225
(10) 肉用子牛価格安定資金造成費補助金.....	227
(11) 鶏卵経営安定対策事業費補助金	228
(12) 宮崎県肉用牛改良総合対策事業費補助金.....	230
(13) “和牛の産地みやざき”繁殖基盤強化対策事業費補助金.....	232
10. 家畜防疫対策課.....	234
(1) 全国のモデルとなる家畜防疫対策事業補助金.....	234
(2) 宮崎県アフリカ豚コレラ等緊急総合対策事業補助金	235
(3) 獣医師確保対策強化事業補助金	237
(4) 特定疾病清浄化推進対策事業費補助金.....	239

第 1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく監査

2. 選定した特定の事件

(1) 監査テーマ

農林水産事業の補助金等に関する財務事務の執行について

(2) 監査の対象期間

原則として令和元年度(平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで)
ただし、必要に応じて過年度分についても監査対象とした。

(3) 監査対象部局

環境森林部及び農政水産部

3. 特定の事件として選定した理由

宮崎県は口蹄疫からの復興や収益性の高い農業を展開してきた結果、農業産出額は 3,429 億円(平成 30 年)と全国第 5 位であり、全国有数の食料供給県としての地位を確立している。また、林業産出額は 291 億円(平成 30 年)と全国第 4 位で、スギ素材生産量については日本一であり、国産材の供給基地としての地位を築いており、第 1 次産業従事者の割合は 11.0%(平成 27 年 10 月 1 日現在)と全国的に見ても高い。

令和元年には宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」を改定し、「魅力ある農林水産業が展開される社会」を目指して、農業の成長産業化への挑戦や持続可能な森林・林業の振興などの施策を展開しており、令和元年度一般会計当初予算では、農林水産業費が 539 億円と、全体(5,955 億円)の約 9%を占めている。

このような中、県の財政は年々厳しくなる状況にあり、補助金等の財務事務の執行については、法令・規則等の定めに従って行われているか、交付は目的に合致するとともに有効な成果につながるものであるか、さらに各種施策の取り組みの中で、社会・経済環境の変化に対応したものであるかどうかについて常に注意が必要である。

これらのことから、宮崎県における農林水産業の重要性に鑑み、農林水産事業の補助金等に関する財務事務の執行について、監査を行うことが有意義であると考え、本事件(テーマ)を選定した。

4. 外部監査の視点と方法

(1) 監査の視点

- ① 補助金の目的は適切か、公益上の必要性はあるか
- ② 交付先の選定にあたり、公平性・透明性は確保されているか
- ③ 補助金額の算定方法及び交付時期は適切か
- ④ 補助金交付事務手続は、関係法令等に準拠しているか
- ⑤ 補助事業の実績報告は適切か
- ⑥ 補助金の効果測定・評価は適切か

(2) 監査の方法

- ① 令和元年度に環境森林部(環境管理課及び循環社会推進課を除く)及び農政水産部が交付した全補助金等の概要調査を実施した。
- ② 概要調査の結果に基づき手続対象とする補助金等を抽出し、詳細調査を実施した。
- ③ 抽出した補助金等の補助金申請書類や実績報告資料等について閲覧した。
- ④ 所管部局に対して監査の視点に基づくヒアリングを実施した。
- ⑤ その他監査人が必要と判断した手続を実施した。

5. 外部監査の実施期間

令和2年8月17日から令和3年3月17日まで

6. 監査実施者

包括外部監査人	坂元 隆一郎	公認会計士
補助者	塩塚 正康	公認会計士
同	清家 秀夫	公認会計士
同	原田 真一	弁護士
同	三浦 洋司	公認会計士

7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査対象の概要

1. 農林水産事業の概況

宮崎県は、県政運営の基本方針を示す宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」の農業・農村部門の計画である「みやざき新農業創造プラン」(第七次宮崎県農業・農村振興長期計画・後期計画)を策定している。

農業・農村の潜在力をフルに発揮しながら、産地内や産業間、地域間などの垣根を越えた新しい視点から、マーケット対応型の攻めの産地づくりを進め、「新たな時代の変化に対応したみやざき農業の成長産業化」を目指している。

具体的には以下の4本柱の各種施策を展開している。

- ① 儲かる農業の実現
- ② 環境に優しく気候変動に負けない農業の展開
- ③ 連携と交流による農村地域の再生
- ④ 責任ある安全な食料の生産・供給体制の確立

また、平成28年度から令和2年度までの5か年計画である「第七次宮崎県森林・林業長期計画(改定計画)」を策定している。

このなかで「低炭素社会づくりをリードする力強い林業・木材産業の確立と山村の再生～森林機能の高度発揮と木材のフル活用を通じて～」を基本目標としている。

基本目標に基づき以下の施策を基本方向として取り組んでいる。

- ① 人と環境を支える多様で豊かな森林づくり
- ② 循環型の力強い林業・木材産業づくり
- ③ 森林・林業・木材産業を担う山村・人づくり

2. 補助金等の定義

「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう(補助金等の交付に関する規則第2条第1項)。

- (1) 補助金
- (2) 利子補給金
- (3) その他相当の反対給付を受けない給付金で知事が別に定めるもの

県の歳出予算における「節「負担金、補助及び交付金」は、細節として「負担金」、「補助金」及び「交付金」に区分され次のとおり整理される。

- (1) 負担金:法令又は契約等によって、国又は地方公共団体が負担することとなるもの
(なお、地方公共団体が任意に各種団体を構成している場合に、構成各団体が取り決められた費用を支出する場合も負担金として支出される)

(2) 補助金:特定の事業、研究等を育成、助長するために、地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に、反対給付を求めずに支出するもの

(3) 交付金:法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として支出するもの

(出所:ぎょうせい「九訂 地方公共団体 歳入歳出科目解説」)

3. 補助金等の事務手続

宮崎県は、補助金等の事務手続を「補助金等の交付に関する規則」(昭和 39 年 12 月 1 日規則第 49 号)に定めている。補助金等の交付に関する規則に定められた補助金等の申請から交付までの流れは以下のとおりである。

(1) 補助金等の交付の申請(補助金等の交付に関する規則第 3 条)

補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添え、知事に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

- ① 事業計画書
- ② 収支予算書
- ③ 工事の施行にあつては実施設計書
- ④ その他知事が必要と認める書類

(2) 補助金等の交付の決定(補助金等の交付に関する規則第 4 条)

知事は、補助金等の交付の申請があつた場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定をするものとする。

(3) 補助金等の交付決定の通知(補助金等の交付に関する規則第 7 条)

知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金等の交付の申請をした者に通知する。

(4) 補助事業の遂行等(補助金等の交付に関する規則第 10 条)

補助事業者は、この規則の定め並びに補助金等の交付の目的、決定の内容及びこれに付した条件その他この規則に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行なわなければならない。いやしくも補助金等の他の用途への使用をしてはならない。

(5) 状況報告、補助事業の遂行命令等(補助金等交付規則第 11 条、第 13 条)

知事は、別に定めるところにより、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

知事は、第11条の規定による報告を受けた場合において、補助事業が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

知事は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、当該補助事業者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(6) 実績報告(補助金等の交付に関する規則第 14 条)

補助事業者は、補助事業が完了したときは、知事の定めるところにより、補助事業実績報告書に関係書類を添えて知事に報告しなければならない。

(7) 補助金等の額の確定等(補助金等の交付に関する規則第 15 条)

知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、その旨を当該補助事業者に通知する。

4. 補助金等の状況

宮崎県においては補助金等の状況を集計していない。そこで今回の監査においては、まず農林水産事業に関する環境森林部及び農政水産部に令和元年度に執行した補助金等を照会した。なお、環境森林部における環境管理課と循環社会推進課は環境関連業務を担当しているので照会対象からは除外した。その概況は以下の通りである。

○ 環境森林部

(金額単位:千円)

項目	件数	交付・支出額	財源		
			国、国・県、国・ 県・その他	県のみ	その他のみ
負担金	17	93,090	—	93,090	—
補助金	148	7,414,608	6,665,666	748,942	—
交付金	5	26,484	—	26,484	—
合計	170	7,534,182	6,665,666	868,516	—

(注1)環境管理課と循環社会推進課は除く。

○ 農政水産部

(金額単位:千円)

項目	件数	交付・支出額	財源		
			国、国・県、国・ 県・その他	県のみ	その他のみ
負担金	96	1,162,263	12,315	1,132,560	17,388
補助金	320	11,569,134	9,453,667	2,109,915	5,551
交付金	16	1,826,307	1,826,044	262	—
合計	432	14,557,705	11,292,027	3,242,739	22,939

(注1) 県のみ財源の負担金には土地改良事業負担金 1,067,835 千円が含まれる。

(注2) 財源-その他のみは基金等である。

5. 監査の対象とした補助金等

(1) 抽出基準

環境森林部及び農政水産部に照会した令和元年度交付の全補助金等の中から監査対象とする補助金等を次の基準により抽出した。

- ・ 国庫補助金等は県の裁量の余地が比較的低いと考えられるため除外し県単補助金・交付金のみとした。
- ・ 負担金は会費等の負担額が多かったため除外した。
- ・ 補助金等のうち交付・支出額が 300 万円以上のものを対象とした。ただし、対象としたものの中には補助金のすべての交付先を選定していない場合もあり金額的には 300 万円を下回るものも含まれている。

(2) 監査の対象とした補助金等一覧

監査の対象とした補助金等は以下の通りである。

部 局	件 数	令和元年度実績額 (単位:千円)
環境森林部	25 件	485,311
農政水産部	66 件	769,586
合 計	91 件	1,254,898

○ 環境森林部

No.	補助金等名称	令和元年度実績額 (単位:千円)
【環境森林課】		
1	公益社団法人宮崎県緑化推進機構支援事業補助金	12,359
2	分収林整備高度化事業補助金	4,366
3	県営林立木売払に伴う分収交付金	25,683
【自然環境課】		
1	県単集落防災事業補助金(小林市、えびの市)	8,200
2	県単集落防災事業補助金(宮崎市)	4,600
3	自然災害防止治山事業補助金(延岡市、椎葉村)	7,516
4	自然災害防止治山事業補助金(綾町)	3,400
5	山村集落定住環境緊急整備事業補助金	16,800
6	有害鳥獣捕獲促進総合対策事業補助金	3,409
7	鳥獣保護区等周辺被害防止対策事業補助金	6,027
【森林経営課】		
1	「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業(林業作業士養成研修事業)補助金	4,922
2	コンテナ苗供給拡大体制整備事業補助金	11,920
3	水を貯え、災害に強い森林づくり事業補助金	165,326
4	県単林道災害復旧事業補助金	23,506
5	環境配慮型路網機能強化事業補助金	12,200
6	森林路網ストック活用緊急整備事業補助金	13,733
【山村・木材振興課】		
1	みやざきスギ次世代流通モデル構築事業補助金	39,433
2	木質バイオマス活用型造林推進モデル事業補助金	14,046

3	みやざきスギを魅せる「空間・人」づくり事業補助金	3,939
4	森林の仕事就業定着促進事業(継続雇用支援)補助金	11,040
5	就労条件整備事業補助金	13,517
6	中核認定林業事業体循環型林業推進事業補助金	11,109
7	森林境界明確化推進事業補助金	13,983
8	ひなたのチカラ林業担い手確保定着促進事業補助金	13,118
9	しいたけ等特用林産物生産体制強化事業補助金	41,159

○ 農政水産部

No.	補助金等名称	令和元年度実績額 (単位:千円)
【農政企画課】		
1	作業受託体制強化事業補助金	6,912
【農業連携推進課】		
1	みやざきブランド推進対策事業費補助金	4,367
2	結ぶ6次化! 農業新ビジネス拡大支援事業補助金	8,435
3	植物防疫強化対策事業補助金	4,997
【農業経営支援課】		
1	宮崎県農業経営支援事業費補助金 (農地利用集積推進対策事業)	3,453
2	宮崎県農業経営支援事業費補助金 (農業法人強化トータルサポート事業(法人組織力・連携強化事業))	1,600
3	「地域と創る」新たな農業参入雇用創出事業補助金	12,095
4	農業人材投資事業費補助金	4,499
5	宮崎県農業制度資金利子補給金等 (過年度農業近代化資金)	10,952
6	宮崎県農業制度資金利子補給金等(現年度)	23,563
7	宮崎県経営体育成支援事業関係事業補助金	4,766
8	宮崎県農業経営支援事業費補助金 (みやざきの農を支える労働力安定確保促進事業)	1,334
9	植物防疫強化対策事業補助金	4,459
10	農地売買支援緊急対策事業費	44,637
【農産園芸課】		
1	集落で繋ぐ中山間地域果樹産地支援事業補助金 (果樹版集落営農組織強化支援事業のうち条件整備事業)	662

2	新たに挑む！さといも日本一産地構築事業補助金	4,359
3	施設園芸高生産技術推進事業補助金	2,870
4	水田高度利用産地育成支援事業補助金	1,439
5	需要に応える宮崎米生産体制整備事業補助金	3,900
6	宮崎水田農業構造改革推進事業(需給調整体制強化事業)費補助金	7,525
7	野菜価格安定対策費補助金	132,359
8	みやざき野菜価格安定対策事業補助金	16,802
9	農業用廃プラスチック適正処理推進事業補助金	6,171
10	次世代果樹ブランド産地育成支援事業補助金	1,030
11	需要に対応した「みやざき茶」産地基盤強化事業補助金	4,775
12	サツマイモ基腐病緊急対策推進事業補助金	21,890
13	ニーズに応える加工・業務用産地づくり加速化事業補助金	2,818
14	革新的技術で拓く果樹産地ステップアップ支援事業補助金	1,202
15	スマート農業による働き方改革産地実証事業補助金	4,725
16	「稼げる農」で呼び込む中山間地域移住定着促進事業補助金	4,435
【農村計画課】		
1	宮崎県農業農村整備計画策定事業補助金	44,330
【農村整備課】		
1	土地改良施設維持管理適正化事業補助金	40,500
2	宮崎県単独土地改良事業補助金	10,785
3	活力あるふるさとづくり事業補助金	10,680
4	小水力発電等農村地域導入支援事業補助金	22,550
【水産政策課】		
1	漁業近代化資金利子補給金	55,934
2	漁業協同組合機能・基盤強化推進事業利子補給金	3,772
3	攻めの資源利用管理による儲かる漁業推進事業補助金	6,135
4	うなぎ資源持続的利用対策指導事業補助金	14,940
5	宮崎のさかなビジネス拡大推進事業費補助金	7,000
6	産地一体型宮崎のさかな競争力強化総合支援事業費補助金	1,330
7	MIYAZAKI CAVIAR 世界ブランド確立支援事業費補助金	2,568
8	雇用型漁業労働力安定確保対策事業費補助金	24,778
9	漁業共済事業補助金	11,933
10	漁業経営指導対策事業費補助金	5,013

【漁村振興課】		
1	みやざきの養殖成長産業化プロジェクト事業費補助金	7,138
2	栽培漁業促進強化事業費補助金	13,384
3	未来へつなぐ漁業担い手育成総合対策事業費補助金	9,271
4	優良なカンパチ人工種苗供給体制確立事業費補助金	7,234
【畜産振興課】		
1	みやざき畜産生産性向上対策事業補助金	9,930
2	「稼げる農」で呼び込む中山間地域移住定着促進事業補助金	4,559
3	2022 全国和牛能力共進会对策事業費補助金	7,828
4	宮崎県酪農公社運営強化対策事業費補助金	2,768
5	宮崎型酪農競争力強化対策事業費補助金	2,080
6	「宮崎ブランドポーク」イメージアップ・販路拡大推進事業費補助金	5,388
7	ブロイラー生産環境向上対策事業費補助金	8,703
8	みやざき地頭鶏総合支援事業費補助金	10,691
9	宮崎牛販売促進総合対策事業補助金	13,453
10	肉用子牛価格安定資金造成費補助金	3,110
11	鶏卵経営安定対策事業費補助金	15,742
12	宮崎県肉用牛改良総合対策事業費補助金	6,700
13	“和牛の産地みやざき”繁殖基盤強化対策事業費補助金	2,682
【家畜防疫対策課】		
1	全国のモデルとなる家畜防疫対策事業補助金	10,896
2	宮崎県アフリカ豚コレラ等緊急総合対策事業補助金	2,895
3	獣医師確保対策強化事業補助金	6,138
4	特定疾病清浄化推進対策事業費補助金	3,705

第3 監査の総括

1. 監査結果の総括

監査結果の総括とは、抽出した補助金等の個別検討の結果、複数の補助金等に共通した意見等を踏まえて、次の観点で重要と考えた事項である。

- ・ 当年度の包括外部監査で抽出しているが、意見を記載していない同種の補助金等や、抽出していない補助金等においても同様に検討を望む事項
- ・ 意見を記載した対象補助金等だけではなく、全体的に対応することで、より実効性が高まると考える事項

(1) 成果指標及び目標値の設定について

補助金は反対給付のない一方的な金銭的な給付である。そのために公益性が重要とされ、限りある財源を有効活用するためにも効果的な事業に補助を行うことが必要となる。補助金の公益性、必要性、有効性といった要件の充足を補助金創設時のみでなく継続的に確認していくことが大切となる。補助目的にとっての適切な成果指標及び目標値の設定と毎年の実績値の測定、目標・実績の比較、原因分析、改善という一連の業務が求められると考える。

今回の監査に当たっては各補助事業の概要等を把握するため、県に補助事業に係る個別調査表に記載を依頼し、当該個別調査表において、補助事業に係る成果指標及びその目標値及び実績値を把握するため、「補助等効果」の項目を設定した。なお、目標値が設定されていない場合は、その理由の記載を依頼した。

その結果、次の点につき今後の改善が求められる。

- ・ そもそも成果指標が設定されていない補助金が存在する。これら補助金は補助金の効果を測定できないと考えられるので原則設定すべきである。指標は補助実施により補助目的を達成されたことを示す定量的なものが望まれる。
- ・ 成果指標はあるが目標がない補助金があった。これについては効果のある補助金かどうかの継続的な検証ができないため何らかの目標値を設定して効果性の検証を行うべきである。また、目標値が数年後の目標年度のみ設定され手前の年度においては設定がないものもあったが、目標と実績の差を継続的に認識することで目標達成に近づくことができ補助効果を検証できると考える。手前の年度における目標設定も考慮していただきたい。
- ・ 成果指標を設定していない理由として「事業上設定が困難である」や「人件費補助のため設定が困難である」等が挙げられていた。指標が設定されない場合、補助効果が明確に把握できないはずである。公金支出の費用対効果も重視される中で補助効果が把握できない場合、定性的指標で代替するか、補助実施・継続の合理的理由を整理、文書化すべきである。

以下の参考例は宮城県における補助効果指標の設定についての文書である。これらを参考にガイドライン等を作成する取り組みも必要かと考える。

【参考例】

宮城県における補助効果指標の設定のあり方(出所:平成29年度宮城県包括外部監査の結果報告書P15)

3. 補助金支出における費用対効果を重視する観点から、原則として補助効果の指標を調査・設定し、補助金交付による具体的な効果を把握する。

*現在、事業効果の把握方法の一つとして指標を用いている補助金もあるが、直接的な補助の効果を示す指標がない場合であっても、間接的・部分的な補助の効果を示す指標等を設定し、補助効果の明確化を図ることにより、補助金支出要否の判断や次年度以降の支出額積算等の根拠として活用する。

○具体的な補助効果の指標

補助を実施したことにより、補助目的が達成又は推進されたことを定量的に示す指標を設定する。

*指標の例

- ・補助対象物件の価格・数量・売上高
- ・補助対象施設の設置・設立数
- ・補助対象事業への加入者数
- ・補助対象事業者の経営状況
- ・補助対象施設・イベントへの参加・入場者数
- ・補助対象作物の作付面積
- ・補助対象疾病の発生率
- ・補助対象事業の研究・開発成果数

○個別事情に応じた対応

・直接の補助効果が把握困難であっても、間接的・部分的な補助効果を示すと考えられる指標を調査・把握し、できるだけ補助効果の明確化を図ること。

・補助金によっては、政策評価指標を補助効果指標と捉えることが可能な場合も考えられることから、指標の設定については、補助事業に関するできるだけ多くのデータを調査すること。

・補助効果を把握できる定量的な指標が存在しない補助金については、公金支出の費用対効果が重要視される現状において、補助効果が明確に把握できないにもかかわらず、補助を実施・継続する合理的理由を整理すること。

(2) 運営費補助から事業費補助への転換

補助金支出に当たっては事業実施に要した事業費を補助対象経費とする事業費補助が通常である。一方、補助対象団体の運営費を補助対象経費とする場合がある。運営費を補助対象経費にすると団体の人件費や事務費等の一般管理的な経費が補助対象となり事業費補助と比較した場合に補助金の必要性や効果の検証が曖昧になる可能性がある。

また、補助対象団体が補助金に依存することで自主独立性を確保できず、自立的な経営が阻害される可能性がある。

今回の監査対象とした補助金において形式上は事業費補助という名称であるが実質的には人件費相当額の定額補助を行っているケースも見受けられた。事業費補助である以上は補助対象経費を設定して適切な補助率を乗じることで補助金額を算出すべきである。

県は、新宮崎県公社等改革指針(平成31年4月改定)において「運営費に対する補助は廃止・縮小を図るものとし、新たな補助金は措置しない。」としている。今後、団体の財務状況による補助の必要性、自主財源の確保と効率的な経営への取り組み、終期を設定しての補助金額の必要額の交付といった点に注意を払いつつ団体の指導を行い、運営費補助事業について事業費補助への転換を検討していただきたい。

【新宮崎県公社等改革指針 平成31年4月改定 抜粋】

2 県と公社等との関係の見直し

(2) 財政支出の見直し

② 運営費に対する補助は廃止・縮小を図るものとし、新たな補助金は措置しない。また、低金利による基金運用益の減収分相当の補助については、引き続き行わない。

(3) 補助対象経費の明確化

補助金は事業費補助の場合、補助対象経費に補助率を乗じることにより算定される。補助金算出の基礎となる対象経費及び算出基準等の明確化は重要である。補助対象経費は補助金交付要綱等に定められるが、その定めが曖昧なものがあつた。補助対象経費の内訳、具体的な科目等の定めを明確化すべきである。

また、補助金は反対給付のない一方的支出であり、その支出には補助の必要性和効果が求められる。このため、特に人件費を補助対象経費とする場合には、補助対象団体の維持存続が県民の利益に資することを前提に団体の財務状況から補助の必要性を検討し、団体が自主財源確保等により自立的な経営努力を行っていることを確認のうえ必要額の補助を行うべきである。

今回の監査ではそうした検討が十分に行われているのか不明確な補助金が見受けられた。補助の必要性、効果を明確に説明できるよう文書化等による体制整備を検討いただきたい。

(4) 実績確認のあり方

補助対象経費等の実績確認を精緻化する観点から、原則として補助対象事業に係る証憑書類等(支出事実、内容を証明する領収書・帳簿等)の確認の実施が必要となる。

補助対象事業に係る支出を証明する証憑書類等の確認が適切に行われていないように見えたり、実績確認の内容が記録化されず、実質的な支出のチェックが不十分な補助金が散見された。実績確認の徹底が求められる。

(5)消費税の取り扱い

消費税の取扱いは、県の「県単独補助事業における消費税及び地方消費税の取扱いについて（通知）」に従っており一部の文書化等を除き問題はなかった。

消費税の取扱いは複雑であり担当者が間違いなく処理するには難しい部分がある。特に交付先が消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の課税事業者である場合、補助事業等に係る課税仕入に伴い、消費税等の仕入控除税額が発生することになる。そのため、仕入控除税額と補助金交付が重複しないよう、課税仕入に係る消費税等相当額について補助対象経費から減額する必要が生じる。今回監査対象となった補助金についても課税事業者であるかの確認は実施しているものの文書化が行われておらず業務を正確に継続的に実施できるか疑念の生じるケースがあった。

属人性を排除して正確・迅速に処理するためにもマニュアル、チェックリスト等の作成により業務の正確性を期すことが望ましい。

2. 指摘事項・意見の全体像

全体では指摘事項 35 件、意見 74 件であった。以下では指摘事項または意見の件数を監査の視点に着目して示す。ただし、複数の視点に関連する指摘事項または意見は、最も関連が深いと考えられる項目の指摘事項または意見とした。

監査の視点		指摘事項	意見
①	補助金の目的は適切か、公益上の必要性はあるか	0	7
②	交付先の選定にあたり、公平性・透明性は確保されているか	0	4
③	補助金額の算定方法及び交付時期は適切か	12	3
④	補助金交付事務手続は、関係法令等に準拠しているか	15	17
⑤	補助事業の実績報告は適切か	8	11
⑥	補助金の効果測定・評価は適切か	0	32
合 計		35	74

3. 指摘事項・意見の概要

今回の監査における指摘事項及び意見の概要は以下の通りである。

○ 環境森林部

【環境森林課】

1	公益社団法人宮崎県緑化推進機構支援事業補助金
指摘事項①	補助対象経費の内容の具体化について
<p>本補助金は、公益社団法人宮崎県緑化推進機構の専務理事、事務局長、事務局次長の人件費及び旅費等のための補助金である。補助対象経費の具体的内容は、公益社団法人宮崎県緑化推進機構支援事業補助金交付要綱に規定されている。要綱の記載からは、職員の人件費及び旅費等が補助対象経費に含まれているのかが判然としない。</p> <p>よって、職員への給与、賞与、旅費等が補助対象経費に含まれることを明示しておくべきである。</p>	
意見①	事業完了の確認について
<p>年度末に行われている本事業が完了したことの確認調査において、補助金の対象となっている職員の勤務状況（日数や時間など）の確認はなされていない。</p> <p>補助金が人件費及び旅費等のために交付されているのであれば、交付するにふさわしい実態の存在が必要不可欠である。したがって、本事業の完了の確認の際には、勤務日数や勤務時間等、対象職員の勤務の実態についての確認も行うべきである。</p>	
意見②	補助金額の妥当性の検討の必要性について
<p>本補助金額は、平成 27 年度及び平成 28 年度が 7,645,000 円であったものが、平成 29 年度から 12,359,000 円に増額され、その後は毎年度同額が交付され続けている。そして、それに合わせるかのように、公益社団法人宮崎県緑化推進機構の正味財産が平成 29 年度から毎年度増加し続けている。関係部局からは、この正味財産の増加は補助金の増額によるものではないとの説明があったものの、同機構の正味財産が増加し続けていることの把握が不十分であった。</p> <p>毎年度において、補助金交付申請を行う前には、同機構の正味財産額の増減等をふまえながら、補助金申請額が妥当であるか否かについて検討を行うべきである。</p>	

2	分収林整備高度化事業補助金
指摘事項①	収支決算の確認について
<p>実績報告書に添付された収支決算書記載の支出金額の正確性について、特段確認するようなことは行われていない。</p> <p>補助金交付先の会計帳簿等を閲覧する等の方法により、収支決算書に記載されている各支出金額が正確であるか否かを確認すべきである。</p>	
意見①	実績報告の添付資料について
<p>分収林整備高度化事業補助金交付要綱第6条において、分収林植栽未済地対策事業の実施報告につき、別記様式第2号の実績報告書を提出することが定められている。実績報告書には、調査結果等の資料を添付することとされている。</p>	

しかし、分収林植栽未済地対策事業のうち、植栽未済地・未植栽地対策事業に関しては、調査対象件数・面積の地区ごとの一覧表に加えて調査対象すべての調査結果等を記した一覧表が添付されているのに対し、伐採予定地対策事業に関しては、調査対象件数・面積の地区ごとの一覧表のみが添付されているだけである。

これでは、伐採予定地対策事業につき、報告されている調査対象件数どおりの調査等が実際に実施されたかどうか把握できない。したがって、同事業についても、調査対象すべての調査結果等が分かる資料の添付を求めるべきである。

3	県営林立木売払に伴う分収交付金
指摘事項①	売買契約書の記載について
<p>立木の売買契約書の第1条(2)の「林産物の樹種、数量及び材積」の表内の材積の単位が「m³」ではなく、「m³ 3」となっている。売買契約書の材積の単位が誤っているので、速やかに訂正した書式を用いるべきである。</p>	
意見①	売買契約における売買の目的物の特定について
<p>売買の目的物である立木の所在地が複数の土地にまたがっている場合、売買契約書では、その立木の所在地すべての地番は記載されることなく、代表地番を記載したうえで、例えば他に9筆の土地が対象となっている場合には「タ9」という記載をすることにどまっている。また、契約書末尾に図面が添付されているが、県内のどの場所の土地を指しているのかが一見して分かりにくいものとなっている。</p> <p>これでは、売買契約の目的物の特定性に欠けるので、立木の所在地のすべての地番を契約書の本文に記載するか、もしくはすべての地番が記載された物件目録を作成して契約書末尾に添付する等の方法により、売買の目的物である立木の所在地が、契約書を一見して特定できるように工夫すべきである。</p>	

【自然環境課】

1	県単集落防災事業補助金(小林市、えびの市)
意見①	実施要領の記載について
<p>本補助事業では、事業計画の変更手続きについて、県単補助治山事業実施要領の第7に規定されている。届出に必要な書類につき「設計変更届(別記様式第5号)」と記載しなければならないところ、「設計変更(別記様式第5号)」と記載されており、「届」の文字が欠落している。</p> <p>よって、事業実施要領の記載を速やかに是正すべきである。</p>	
意見②	事業採択申請における添付資料の整理について
<p>本補助事業では、事業実施の採択申請について、事業実施要領の第4に規定され、県単集落防災事業を実施しようとする市町村長は、県単補助治山事業採択申請書に土地使用者、又は権利を有する者の土地使用等の承諾書を添付して知事に申請するものとされている。</p> <p>そして、同申請書の様式によれば、事業実施計画書のほか、位置図及び見取図、事業計画及</p>	

<p>び概況写真が添付書類として定められている。</p> <p>しかし、えびの市においては2つの工区での事業実施が申請されているものの、1工区のみは図面しか添付されておらず、概況写真も1工区と2工区のいずれの写真であるかが不明である。</p> <p>事業の実施が複数の工区にわたる場合には、添付書類がどの工区に該当するものであるのかが一見できるように、工区毎に整理して提出させることが望ましい。</p>	
意見③	実績報告の提出期限の定めについて
<p>本補助事業では、実績報告の提出期限につき、県単補助治山事業補助金交付要綱の第9条に、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までと規定されている。</p> <p>しかし、本補助事業は、山地災害に対する保全事業であるため、緊急に事業を実施しなければならない事態が発生し、そのために事業完了が翌年度になってしまうことが容易に予測される。そのような場合、例えば、台風等の被害を防止するために緊急に10月頃に補助金の交付決定を受けた場合には、その事業が翌年の4月20日までに完了しなければ、当該事業の実績報告は、必然的に要綱に定められた提出期限を徒過してしまうことになる。</p> <p>よって、本事業の実績報告の提出期限については、事業実施の緊急性や事業完了に相当期間を要するという本事業の性質を考慮した内容の規定に改正しておくべきである。</p>	

2	県単集落防災事業補助金(宮崎市)
指摘事項①	土地使用等の承諾書の様式について
<p>県単補助治山事業実施要領は、その第4において、県単集落防災事業を実施しようとする市町村長は、県単補助治山事業採択申請書に土地所有者、又は権利を有する者の土地使用等の承諾書を添付して知事に申請するものとし、同承諾書を別記様式第2号として定めている。</p> <p>しかし、宮崎市内之八重地区を対象とした本事業において添付されている承諾書は、同要領に別記様式第2号として定められているものではなく、他事業の実施要領(宮崎県治山事業実施要領)に定められている様式の承諾書であった。そして、その承諾書の内容は、本事業で用いられるべき別記様式第2号に比べ、土地所有者等が承諾すべき事項が多く、本事業の実施に必要な事項も含まれている。市の側からすれば、本事業の実施に必要な事項の承諾を得ることはできているので問題ないと考えられなくもないが、住民の側からすれば、必要のない事項についてまで承諾をしているという点で、権利を不必要に制限されてしまう結果に至っていると言える。</p> <p>よって、土地使用等の承諾書は、本事業の実施要領に定められている別記様式第2号を用いるべきである。</p>	
指摘事項②	土地使用等の承諾書の記載について
<p>宮崎市内之八重地区を対象とした本事業において添付されている土地使用の承諾書は、対象地籍の表の土地所有者及び権利者名の欄の記載を欠いていた。</p> <p>対象地籍の土地所有者もしくは権利者から承諾の署名・押印を得ていることを明らかにするた</p>	

<p>めには、対象地籍の土地所有者及び権利者名をあらかじめ記載しておく必要がある。</p> <p>したがって、対象地籍の表の土地所有者名及び権利者名は必ず記載しておかなければならない。</p>	
指摘事項③	実績報告の提出期限の徒過について
<p>県単補助治山事業補助金交付要綱の第9条は、実績報告書の提出期限につき、事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月 20 日のいずれか早い期日までと定めている。</p> <p>しかし、実績報告書が提出されたのは、事業完了届が提出されてから 30 日以内ではあるが、完成検査が終了した日から起算すると 30 日を超えた後であった。そこで、「事業完了の日」を事業完了届が提出された日とするのか、工事の完成検査が終了した日とするのかという点が問題となる。</p> <p>この点、内之八重地区における事業に関する事業完了届には、「下記のとおり完了しました」として、市による完成検査終了日が完成年月日として記載されている。また、尾谷地区及び山子地区における事業に関する事業完了届においても同様に、市による完成検査終了日が完成年月日として記載されているとともに、補助金交付請求書の事業完了年月日欄には、市による完成検査終了日が記載されている。そして、実質的に考えても、完成検査が終了したということは、その後何らの工事が予定されていないことを意味していることからすれば、その時点で事業が完了したものと扱うべきである。</p> <p>よって、実績報告書の提出が提出期限を徒過していると言わざるを得ず、交付要綱の定めを違反している。</p>	

3	自然災害防止治山事業補助金(延岡市、椎葉村)
意見①	実施要領の記載について
<p>本補助事業では、事業計画の変更手続きについて、県単補助治山事業実施要領の第7に規定されている。届出に必要な書類につき「設計変更届(別記様式第5号)」と記載しなければならないところ、「設計変更(別記様式第5号)」と記載されており、「届」の文字が欠落している。</p> <p>よって、事業実施要領の記載を速やかに是正すべきである。</p>	
意見②	実施要領に定められている事業の内容について
<p>事業実施要領は、その別表において、自然災害防止治山事業の内容として、「治山施設(床固工、山腹工等)の新設」を定めるのみである。そして、「災害対策基本法に基づく地域防災計画に掲げられている災害危険区域に指定された林地等において発生した災害により2戸以上の人家、又は公共施設に直接被害を与える恐れがあると認められるもの」であることが事業の採択要件となっている。</p> <p>しかし、このままでは、災害対策基本法に基づく地域防災計画に掲げられている災害危険区域内の治山施設につき、維持修繕及び改良の必要性が生じたとしても、それらの維持修繕及び改良の工事を本事業で実施することが出来ず、補助金の交付を受けることもできない。</p>	

そこで、本事業として、災害対策基本法に基づく地域防災計画に掲げられている災害危険区域内の治山施設の新設だけではなく、設置済みの同施設の維持修繕及び改良を行うことができるように、事業実施要領の別表の記載内容を変更することを検討すべきである。

4	自然災害防止治山事業補助金(綾町)
指摘事項①	実績報告の提出期限の徒過について
<p>県単補助治山事業補助金交付要綱第9条は、実績報告書の提出期限につき、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までと定めている。</p> <p>しかし、実績報告書が提出されたのは、事業完成届が提出されてから30日以内ではあるが、完成検査が終了した日から起算すると30日を超えた後であった。そこで、「事業完了の日」を事業完成届が提出された日とするのか、工事の完成検査が終了した日とするのかという点が問題となる。</p> <p>この点、本事業の事業完成届には、「下記のとおり完成したのでお届けする」として、町による完成検査終了日が完成年月日として記載されている。そして、実質的に考えても、完成検査が終了したということは、その後何らの工事が予定されていないことを意味していることからすれば、その時点で事業が完了したものと扱うべきである。</p> <p>よって、実績報告書の提出が提出期限を徒過していると言わざるを得ず、交付要綱の定めを違反している。</p>	

5	山村集落定住環境緊急整備事業補助金
指摘事項①	実施計画概要書の記載内容の誤りについて
<p>本補助事業を実施しようとするときは、山村集落定住環境緊急整備事業実施要領の第3において、市町村長が、事業実施採択申請書に実施計画概要書及び全体計画図を添付して知事に提出するものと定められている。</p> <p>そして、実施計画概要書には「集落の現況」として「土地の現状」を記載する欄が設けられ、その欄には、森林とその他の土地のそれぞれの面積、そしてそれぞれの割合を記載することになっているが、その割合とは事業実施予定の集落における森林とその他の土地の割合のことである。</p> <p>しかし、諸塚村の松の平地区における事業について提出された実施計画概要書の「土地の現状」欄に記載されている森林とその他土地の割合は、事業実施予定の集落における割合ではなく、諸塚村全体の森林のうち当該集落の森林が占める割合、諸塚村全体の森林以外の土地のうち当該集落の森林以外の土地が占める割合である。</p> <p>事業実施を採択する前に、記載内容の誤りを訂正させるべきである。</p>	
指摘事項②	変更申請に添付された設計書の記載内容について
<p>本補助事業の事業計画の内容の変更については、県単補助治山事業変更承認申請書に変</p>	

更前と変更後の内容を記載した事業計画書及び収支予算書、変更設計図書を添えて知事に提出しなければならない(県単補助治山事業補助金交付要綱第5条)。

そして、諸塚村の集落を対象として行われた事業において、事業計画の内容の変更申請が行われている。

しかし、当該事業実施の採択申請時の事業設計書には工事概要として「かご工 L=77m」との記載のみであったにもかかわらず、変更申請に添付されている事業設計書の工事概要の前回欄には、かご工だけでなく、掘削工、盛土工、残土処理工、排水施設工、路面工、取壊工という工事内容が追加されて列挙されている。「前回」とは変更前の工事概要のことを意味するはずであるから、変更申請に添付されている事業設計書の工事概要の前回欄には、当該事業が採択された際に申請していた工事内容、すなわち「かご工 L=77m」と記載すべきである。そのように記載しなければ、工事内容の変更の連続性を欠いてしまう。

変更申請の際には、事業が採択された際に申請していた工事内容を、変更前の工事内容としてそのまま正確に記載しておくべきである。

意見①	事業実施の採択要件について
------------	----------------------

本補助事業の実施については、事業実施要領の第3の2において、知事が審査することが規定されている。

しかし、審査要件の②「事業の実施について地元関係者の意欲が高いこと」については、「地元関係者」というのが一体誰を指しているのかが不明瞭であるし、「意欲が高い」ことをどのように判断するのかについても基準も定かではない。もっとも、審査要件の⑤において「地域住民の意向が十分反映された事業内容であること」という要件が別途定められていることからすれば、この要件のみで地域の実情や意向に応じた事業が実施されることは十分に担保されると考えられる。

そこで、②の「事業の実施について地元関係者の意欲が高いこと」という要件は削除してもよいと考える。

6	有害鳥獣捕獲促進総合対策事業補助金
----------	--------------------------

意見①	収支計算表の金額の誤りについて
------------	------------------------

五ヶ瀬町の実績報告書に添付されている事業実績書及び収支精算書では、事業費額が1,494,000円と記載され、さらに収支精算書では、その内訳につき県からの補助金として747,000円、市町村費として747,000円であったことが記載されている。

しかし、同じく添付されているシカ捕獲実績票によれば、県からの補助金が747,000円、市町村費として933,000円、事業費合計額が1,680,000円となっている。

収支精算書には、実績に応じた正確な金額を記載すべきである。

意見②	補助金の交付先の要件について
------------	-----------------------

有害鳥獣捕獲促進総合対策事業補助金交付要綱は、その第2条において、補助金の交付の対象となる者の要件を定めている。

<p>しかし、同要綱は、その第1条において、その交付の対象先を市町村に限っている。交付の対象先を市町村に限っていることからすれば、第2条の定めは不要である。</p> <p>もっとも、当該補助金は、同要綱に基づいて交付を受けた市町村からさらに協議会等に対して交付されることが予定されている。その協議会等に対して、第2条に定めている要件を課するという趣旨であるならば、そのことが明確になるように要綱の定めを改正すべきである。その際には、「鳥獣保護区等周辺被害防止対策事業補助金交付要綱」の第1条及び第2条の規定が参考になるであろう。</p>	
意見③	捕獲したシカの個体写真について
<p>有害鳥獣捕獲促進総合対策事業実施要領の第4条は、捕獲の確認検査として、本事業に基づいてシカ及びイノシシを捕獲した各市町村の有害鳥獣対策協議会等に対し、捕獲したシカ及びイノシシの個体写真を市町村長に提出することを義務付けている。</p> <p>そして、その個体写真を撮影する際には、写真で判別できる大きさのボード等に捕獲情報(整理番号、捕獲班名、捕獲者、捕獲日、性別)を記入して、そのボード等を一緒に撮影することとされている。しかし、ボード等に記載された捕獲情報が、撮影時の光の反射などにより読み取れない個体写真が散見される。</p> <p>したがって、ボード等に記載された捕獲情報が読み取れるように個体写真を撮影するように、注意喚起をしておくことが必要である。</p>	

7	鳥獣保護区等周辺被害防止対策事業補助金
意見①	事業計画書及び事業実績書に添付されている位置図について
<p>鳥獣保護区等周辺被害防止対策事業補助金交付要綱は、本補助金の交付申請において用いる事業計画書と実績報告において用いる事業実績書、それぞれにおける添付書類として設置計画箇所もしくは設置個所を示した位置図の添付を求めている。</p> <p>鳥獣保護区等及びその周辺の農林地において野生鳥獣による農林作物等への被害を軽減するという本事業の目的からすれば、ここで添付が求められている位置図というのは、電気柵等の設置個所が鳥獣保護区等内もしくはその周辺であることが分かるものでなければならない。</p> <p>しかし、添付されている位置図は、そのすべてが、単なる各町の全域図に電気柵等の設置位置を記しているだけのものであり、鳥獣保護区等の範囲がまったく記されていない。</p> <p>担当部課によれば、交付申請者から書類提出が行われた際に、担当者において鳥獣保護区等の範囲確認を行っているとのことであるが、上記の本事業の目的からすれば、鳥獣保護区等の範囲が明示されている位置図のみを、事業計画書や実績報告書の添付資料の位置図として取り扱うべきである。</p>	

【森林経営課】

1	「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業(林業作業士養成研修事業)補助金
該当なし	

2	コンテナ苗供給拡大体制整備事業補助金
意見①	成果指標について
<p>達成すべき成果指標として掲載しているコンテナ苗生産量は、県全体の目標生産量である。大がかりなコンテナ苗による植え付けは国の補助によって賄われ、当該県の補助金は生産量 5 万本未満の比較的小規模生産者を対象としている。この補助金によって、小規模事業者等がコンテナ苗生産意欲向上、経営の安定化が図られ、後継者や新規参入の定着が期待できる。</p> <p>よって、この補助金の効果を見極めるためには、補助対象となった苗木生産者がコンテナ苗を利用する目標値及び実績値で効果を測るべきと考える。</p>	

3	水を貯え、災害に強い森林づくり事業補助金
意見①	中期的な補助金の効果検証について
<p>広葉樹が成長して公益的機能が早期回復されるかどうかは、長期的に樹木が成長しないとわからない。しかし、補助金の効果検証を行うために補助金等交付・支出先に樹木が定着するまで中期的な報告義務を課すことが望まれる。</p>	

4	県単林道災害復旧事業補助金
指摘事項①	県単林道災害復旧事業実施要領に基づく手続き
<p>要領第3事業計画書(2)には、「事業計画書は、災害発生の日から 30 日までに西臼杵支庁及び農林振興局の長を経由して知事に提出するものとする。」と記載があるが、事業計画書の多くは30日までに提出されていなかった。県は、当年度発生災害以外は、災害があった翌年度5月に各市町村から要望を聴き、6月以降に市町村から事業計画書の提出を受け、市町村や管轄する振興局内の優先順位を考慮して補助金交付先を決定している。</p> <p>したがって、県は要領どおり事業計画書を30日までに市町村より提出させるよう徹底すべきである。</p>	

5	環境配慮型路網機能強化事業補助金
該当なし	

6	森林路網ストック活用緊急整備事業補助金
意見①	目的達成するだけの費用負担であるか判断材料の検討
<p>対象路網を整備する事によって経済効果は得られる想像は容易である。しかし、その経済効果に見合う補助金であるかどうかの検討はなされていない。例えば対象路網整備の耐用年数期間内に、木材輸送量増加や輸送コストの削減、林業作業者の労働短縮効果及び林業作業者の危険回避効果などの経済的効果が得られるか等の調査等により、路網整備の妥当性を検討する必要があるのではないかと解する。</p> <p>林業作業者の労働短縮効果や危険回避効果など、改良においては、路網整備の妥当性を指標化し評価することについては、国の同様の事業においても行っておらず、その調査方法等も確立されていない。</p> <p>しかしながら、国においては、これに代わるものとして、対象路線に係る森林の蓄積と今後見込まれる森林の成長量を改良効果指数(森林資源の持つポテンシャル量)として数値化し、一定の基準以上のものを補助金の対象とする方法を取っていることから、県も同様の指数により路網整備の妥当性を判断できるものと考えられる。</p>	

【山村・木材振興課】

1	みやざきスギ次世代流通モデル構築事業補助金
該当なし	
2	木質バイオマス活用型再造林推進モデル事業補助金
該当なし	
3	みやざきスギを魅せる「空間・人」づくり事業補助金
該当なし	
4	森林の仕事就業定着促進事業(継続雇用支援)補助金
該当なし	
5	就労条件整備事業補助金
該当なし	
6	中核認定林業事業体循環型林業推進事業補助金
該当なし	
7	森林境界明確化推進事業補助金
該当なし	
8	ひなたのチカラ林業担い手確保定着促進事業補助金
該当なし	
9	しいたけ等特用林産物生産体制強化事業補助金
該当なし	

○ 農政水産部

【農政企画課】

1	作業受託体制強化事業補助金
意見①	申請書に添付すべき書類の省略について
<p>中山間地域活性化対策事業費補助金交付要綱の第5条は、補助金等交付申請書に添付すべき書類を定めているが、そのうち、補助金交付要綱の第2条第3号に係る誓約書、すなわち、事業を実施する主体の構成員等が暴力団若しくは暴力団員でないこと又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないことを誓約する書面については、同条ただし書きにおいて、知事が必要がないと認めたときは省略することができることと定められている。</p> <p>このただし書きがあると、交付要綱の形式上、知事の判断によって、暴力団若しくは暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を補助金の交付対象としてしまう可能性があることになる。</p> <p>したがって、このただし書きは、削除することが望ましい。</p>	
意見②	見積書の有効期限について
<p>諸塚村からの補助金等交付申請書に添付されている見積書の中に、その見積有効期限が切れているものがあつた。</p> <p>見積額が変更となる可能性が無いにしても、あらためて有効期限内の見積書の添付を求めておくことが望ましい。</p>	
意見③	実績報告書の添付書類について
<p>本補助金の大半が機械類の整備(購入)を対象としたものであり、本補助金の支払いは精算払であるが、実績報告書に必ずしも領収証が添付されておらず、請求書や納品書に記載されている金額のみの確認にとどまっている。</p> <p>精算払であれば、交付対象先が実際に支払った金額を確認して補助金の交付額を確定する必要があるから、領収証等実際に支払った金額が分かる資料提出を求めて、その金額を確認すべきである。</p>	

【農業連携推進課】

1	みやざきブランド推進対策事業費補助金
意見①	交付要綱の記載について
<p>みやざきブランド推進対策事業費補助金交付要綱の第1条において、本補助金の趣旨につき、「みやざきブランド対策を推進するため」に補助金を交付するものと定められてはいるが、記載が抽象的であり、何を目的とした補助金であるのかが不明瞭である。</p> <p>そこで、「特長ある商品づくり、信頼される産地づくり、安定的な取引づくりを柱とするみやざきブランド対策を推進するため」等のように、みやざきブランド対策の具体的な内容が理解できるように、趣旨の記載につき、できる限り具体的な内容に改めることが望ましい。</p>	

2	結ぶ6次化！農業新ビジネス拡大支援事業補助金
意見①	実績報告の内容について
<p>本補助金の補助対象は、「みやざき6次産業化サポートセンター」設置に要する経費であり、具体的には、同センターの職員の人件費等に充てられており、実績報告においては、各職員に対する支出明細の一覧表が添付されている。</p> <p>しかし、同センターが実際に6次産業化に向けた支援活動を行い、その実績を上げている事実があって初めて、本補助金を交付し続ける必要性が認められると言える。</p> <p>そこで、実績報告に際しては、各職員に対する支出明細だけでなく、同センターが行った支援活動の実績(相談対応件数、専門家の派遣件数、相談会の開催回数等)に関する報告も求めることが望ましい。</p>	

3	植物防疫強化対策事業補助金
意見①	交付申請における添付書類について
<p>本補助事業は、一般社団法人食の安全分析センターに常務理事を通年で配置し、残留農薬分析体制の強化を図るため補助金を交付するものである。そして、同センターの定款によれば、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定するとされ(定款第 24 条第2項)、理事の報酬等は、社員総会の決議によって定めるとされている(定款第 29 条)。</p> <p>そうすると、本補助金額を決定するにおいては、同センターの社員総会において常務理事の報酬額が決議されていることが前提条件となる。しかし、本補助金の交付申請において、同センターの社員総会において常務理事の報酬額が決議されているにもかかわらず、本補助金の交付申請に際し、その決議の存在を示す資料等は添付されておらず、本補助金額決定の前提条件が満たされていることが客観的に明らかとされていない。</p> <p>したがって、本補助金の交付申請をするにあたっては、常務理事の報酬額が決議されたことを内容とする同センターの社員総会の議事録を添付資料として提出すべきである。</p>	
意見②	交付申請における添付書類について
<p>本補助金の交付決定は令和元年4月1日になされているが、植物防疫強化対策事業補助金交付要綱第4条第2号において補助金等交付申請書に添付することが定められている納税証明書の発行日は、補助金の交付決定日より後の令和元年6月 18 日であった。</p> <p>内規により遡及適用が認められているとのことであるが、交付申請に必要な書類はすべて、交付決定日以前に準備をして提出すべきである。</p>	
意見③	履行確認の内容について
<p>本補助事業の履行確認に際しては、常務理事の出勤や出張の状況の確認のみが行われている。しかし、食の安全分析センターの運営強化を図るために常務理事を配置し、そのために補助金の交付が行われているのであるから、補助金交付の必要性を判断するためにも、履行確認に際しては、実績報告書添付の事業実績書に記載されている事業の概要、例えば残留農薬</p>	

分析件数や職員の研修会への参加回数等についても、関係資料等と照らし合わせて、その内容が正確であるかの確認を行うことが望ましい。

【農業経営支援課】

1	宮崎県農業経営支援事業費補助金(農地利用集積推進対策事業)
指摘事項①	補助対象経費の内容の具体化について
<p>本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、宮崎県農業経営支援事業費補助金交付要綱及び農地利用集積推進対策事業実施要領に規定されている。</p> <p>これらには、補助対象経費の内訳、具体的な科目等の記載がなく、補助金交付要綱及び事業実施要領を見る限り、事業に関連するあらゆる経費が補助対象になると考えられ、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。</p> <p>よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の内訳を具体化する必要がある。</p> <p>例えば、補助制度の趣旨を踏まえ、研修会開催や各地域への巡回指導に必要な、謝金、旅費、使用料賃借料、消耗品費等が補助対象経費の具体的な科目になると考えられる。</p>	
指摘事項②	実績報告書における事業費の確認の強化について
<p>補助対象事業者から提出された「平成 31 年度補助事業実績報告書」に添付されている「平成 31 年度事業費の内訳」には補助金交付対象の事業費が記載されていた。</p> <p>これらの事業費について、県へ、農業委員会等活動強化対策事業に要する経費に該当するか確認しているか、及び具体的な内容は何か質問したところ、そのような確認は行っていないとの回答を得た。</p> <p>「平成 31 年度事業費の内訳」を閲覧する限り、これら事業費が農業委員会等活動強化対策事業に要する経費としてふさわしいか確認できず、補助対象経費として認められるのか判断できない。結果として、適切な補助金が交付されたのか疑念が生じかねない。</p> <p>よって、県は、事業費の内訳として記載されている内容の確認を強化し、補助対象経費として認められるか否かを確認するべきである。</p>	
指摘事項③	消費税仕入税額控除の確認について
<p>補助対象事業者から提出された「平成 31 年度補助事業実績報告書」を閲覧したところ、消費税込みの金額で補助金が交付されている。</p> <p>補助金額が消費税込みの金額となっている理由について、県へ質問したところ、補助対象事業者は簡易課税事業者であるため、消費税込みで補助金を交付しているとのことである。しかし、補助金の申請、交付決定等の文書を閲覧する限り、補助対象事業者が簡易課税事業者であることを確認できる文書はなかった。</p> <p>補助対象事業者が、消費税の課税事業者であり、消費税の仕入税額控除を受ける場合は補助金額から消費税相当額を控除する必要がある。これを踏まえると、補助対象事業者が課税事業者であるか否か等の確認は重要である。よって、県は、簡易課税事業者であることを確認した</p>	

結果を文書として保管しておく必要がある。	
意見①	補助等効果の検討について
<p>本補助事業については、成果指標は設定されていない。その理由は、当該補助金は職員の旅費や需用費など業務費が主であり、目標値を定めることが適当でないとのことであった。</p> <p>補助事業として実施する以上、県の農業政策に関する公益的な目的があると考えられ、成果がない場合は補助事業を行う意義に乏しい。よって、県は、原則として成果指標の設定を検討することが望ましい。</p> <p>本補助事業は、農業委員会等の活動強化を支援するものであるため、それらの達成状況をモニタリングするような指標が考えられる。ただし、指標としての設定が難しい場合は、指標に代わり、定性的な情報を含め、成果の把握方法及び把握の内容を検討することが望ましい。</p>	

2	宮崎県農業経営支援事業費補助金(農業法人強化トータルサポート事業(法人組織力・連携強化事業))
指摘事項①	実績報告書における事業費の確認の強化について
<p>本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、農業法人強化トータルサポート事業実施要領に規定されている。</p> <p>実施要領における補助対象経費の区分は、旅費、謝金、手当、出展経費、通信運搬費、賃借料及び使用料、印刷製本費並びにその他の経費であり、その他の経費の具体的な内容は、「上記のほか事業を実施する上で必要となる経費（注）ただし、県と事前に協議し、承認を得たものに限る。」との記載がある。県へ、その他の経費の具体的な内容を把握するため県が承認した文書の提出を依頼したが、当該文書の提出はなかった。このため、その他の経費の具体的な内容は定められていない。</p> <p>次に、補助対象事業者から提出された「平成 31 年度補助事業実績報告書」に添付されている「法人組織力・連携強化事業実施実績書」には補助金交付対象の事業費の内訳が記載されており、次のようなものがあった。これら事業費の区分は、実施要領に規定された区分の名称と一致しない。</p> <p>上記事業費の区分と実施要領における補助対象経費の区分が不一致であるとともに、実施要領に規定されるその他の経費の具体的な内容は定められておらず、補助対象経費として認められるのか判断できない。結果として、適切な補助金が交付されたのか疑念が生じかねない。</p> <p>よって、県は、実施要領における補助対象経費の区分を前提として、事業費の内訳として記載されている内容の確認を強化し、補助対象経費として認められる場合は補助対象事業者を指導し区分の修正を行うとともに、補助対象経費として認められない場合は補助対象から除外するべきである。なお、上記事業費の区分を実施要領に規定されるその他の経費に含める場合は、当該内容について承認した文書を定め、保管し、補助対象経費の内容を具体化するべきである。</p>	

意見①	補助等効果の検討について
<p>本補助事業については、成果指標の設定がなく、目標値が設定されていない理由も明確でなかった。</p> <p>補助事業として実施する以上、県の農業政策に関する公益的な目的があると考えられ、成果がない場合は補助事業を行う意義に乏しい。よって、県は、原則として成果指標の設定を検討することが望ましい。</p> <p>本補助事業は、農業法人経営者のスキルアップを目指すものであるため、それらの達成状況をモニタリングするような指標が考えられる。ただし、指標としての設定が難しい場合は、指標に代わり、定性的な情報を含め、成果の把握方法及び把握の内容を検討することが望ましい。</p>	
意見②	補助期間終了時における事業に係る成果等の検証について
<p>本補助事業は平成 29 年度から令和元年度の 3 年間で補助期間と定めて、事業が実施されている。県によれば、当該補助期間における成果や課題を踏まえて、令和 2 年度以降に同様の補助事業を継続するか、継続する場合は事業内容の修正等を行うか等を検討しているとのことである。</p> <p>県へ、平成 29 年度から令和元年度の補助期間における本補助事業に係る成果や課題等を検証した文書の提出を依頼したが、該当する資料は無いとの回答を得た。このため、県としてどのような成果や課題が把握され、それが次年度以降の補助事業に活かされたのか不明瞭である。</p> <p>補助事業の実施や継続に当たっては、当該事業の成果や課題等を把握した上で、県民にとって真に必要な補助事業の検討が必要であると考えられる。</p> <p>よって、県は、特に補助期間が終了する事業については、当該事業の成果や課題等を把握し、その内容を文書として保存することが望ましい。</p>	

3	「地域と創る」新たな農業参入雇用創出事業補助金
意見①	補助期間終了時における事業に係る成果等の検証について
<p>本補助事業は、他産業からの農業参入を促し、地域における雇用を創出することを趣旨として実施されている。補助期間は、令和元年度から令和 3 年度までの 3 年間である。</p> <p>このため、農業に参入する法人数を成果指標として挙げている。</p> <p>本補助事業の趣旨を踏まえると、最終的にはどれだけの雇用が創出されたかの観点が重要である。よって、県は、補助期間が終了した際には、農業に参入する法人数のみならず、結果としてどれほどの雇用創出に繋がったのかの検証を行うことが望ましい。</p> <p>県にとって、雇用の創出は極めて重要性が高いことは言うまでもない。県には、検証の結果を踏まえ、更なる効果の高い事業の検討及び実施を期待する。</p>	

4	農業人材投資事業費補助金
該当なし	

5	宮崎県農業制度資金利子補給金等(過年度農業近代化資金)
意見①	補助等効果の検討について
<p>本補助事業については、成果指標は設定されていない。その理由は、事業の目的等が、借受者の金利負担の軽減、ひいては農業経営の改善等であるため、成果指標としての整理は困難とのことであった。</p> <p>補助事業として実施する以上、県の農業政策に関する公益的な目的があると考えられ、成果がない場合は補助事業を行う意義に乏しい。よって、県は、原則として成果指標の設定を検討することが望ましい。</p> <p>本補助事業は、低利な資金を融通し、農業経営の改善等を支援するものであるため、それらの達成状況をモニタリングするような指標が考えられる。ただし、指標としての設定が難しい場合は、指標に代わり、定性的な情報を含め、成果の把握方法及び把握の内容を検討することが望ましい。</p>	

6	宮崎県農業制度資金利子補給金等(現年度)
意見①	補助等効果の検討について
<p>本補助事業については、成果指標は設定されていない。その理由は、事業の目的等が、借受者の金利負担の軽減、ひいては農業経営の改善等であるため、成果指標としての整理は困難とのことであった。</p> <p>補助事業として実施する以上、県の農業政策に関する公益的な目的があると考えられ、成果がない場合は補助事業を行う意義に乏しい。よって、県は、原則として成果指標の設定を検討することが望ましい。</p> <p>本補助事業は、低利な資金を融通し、農業経営の改善等を支援するものであるため、それらの達成状況をモニタリングするような指標が考えられる。ただし、指標としての設定が難しい場合は、指標に代わり、定性的な情報を含め、成果の把握方法及び把握の内容を検討することが望ましい。</p>	

7	宮崎県経営体育成支援事業関係事業補助金
指摘事項①	補助金申請の取下にかかる理由の明確化、及び交付決定の取消し手続きの実施について
<p>補助対象となる経営体の数は、補助金の交付申請書では7経営体であったが、補助金額の交付額の確定に関する決裁文書では6経営体となっており、1経営体減少している。</p> <p>この減少した理由については、同決裁文書に「取下げ」とのコメントが記載されている。</p> <p>しかし、取下げの内容や理由については同決裁文書に記載されておらず、また、取下げの内容や理由について内容を確認できる文書は入手されていなかった。</p> <p>補助金等の交付に関する規則第9条によれば、補助金交付の決定の取消し等についての規</p>	

定がある。しかし、補助金交付決定の取消し等の手続きを行った文書は確認できなかった。

補助事業者が補助金申請の取下げを行った場合、補助金は交付されないため、補助対象事業者にとっては影響が大きい。

前述のとおり、本補助事業における取下げについては、取下げの内容や理由が決裁文書等で判断できず、このため、補助金等の交付に関する規則第 9 条による補助金交付の決定の取消し等に該当するかも判断できない。

よって、県は取下げの理由、根拠等を把握し、その内容を決裁文書等に記載しておく必要がある。また、補助金等の交付に関する規則第 9 条に該当する場合には、補助金交付決定の取消し等の手続きを実施する必要がある。

意見①	補助事業実施に係る意思決定の明確化について
------------	------------------------------

本補助事業は、平成 30 年 10 月に発生した竜巻被害に対する補助制度である。

県に対して、どのような災害が発生した場合に補助制度を構築するのかについて、明確な基準がないか質問したところ、災害の内容は事前に予想できず被災状況も様々であることから、明確な基準を事前に立てることは不可能であるとのことであった。

このため、県へ、本補助事業の補助対象となった平成 30 年 10 月に発生した竜巻被害に対して、なぜ本災害に補助することになったのか意思決定の経緯等が具体的に把握できる資料の提出を依頼したが、特段の資料の提出はなかった。

災害被災者に対する支援としての補助事業の必要性は認められる。しかし、なぜ平成 30 年 10 月に発生した竜巻被害に対して補助事業を構築することになったのか、政策決定のプロセスや理由等が不明確である。

よって、県は、今後も災害発生に伴う被災者支援を行う観点から、補助事業を実施する理由、根拠、政策決定のプロセス等を明確にしておくことが望ましい。

8	宮崎県農業経営支援事業費補助金(みやざきの農を支える労働力安定確保促進事業)
----------	---

指摘事項①	補助対象経費の内容の具体化について
--------------	--------------------------

本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、宮崎県農業経営支援事業費補助金交付要綱及びみやざきの農を支える労働力安定確保促進事業実施要領に規定されている。

これらには、補助対象経費の内訳、具体的な科目等の記載がなく、補助金交付要綱及び実施要領を見る限り、事業に関連するあらゆる経費が補助対象になると考えられ、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。

県によれば、国の補助事業を準用して補助対象経費を算定しており、補助金額の算定方法は明確であるとのことである。しかし、その準用する内容を示す具体的な文書は特段無く、結果として補助金額の具体的な算定方法は不明確であると判断せざるを得ない。

よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の内訳を具体化する必要がある。

例えば、補助制度の趣旨を踏まえ、旅費、需用費、委託料、支払手数料等が補助対象経費の具体的な科目になると考えられる。

意見① 補助期間終了時における事業に係る成果等の検証について

本補助事業は、産地における雇用調整等を通じて、農業における労働力を確保する体制の構築することを趣旨として実施されている。補助期間は、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間である。このため、県は、援農者組織の数を成果指標として挙げている。

本補助事業の趣旨を踏まえると、最終的にはどれだけ雇用調整等を通じて労働力が確保されたのかの観点が必要である。よって、県は、補助期間が終了した際には、援農者組織の数のみならず、結果としてどれほどの労働力確保に繋がったのかの検証を行うことが望ましい。

県にとって、農業における労働力の確保は極めて重要性が高いことは言うまでもない。県には、検証の結果を踏まえ、更なる効果の高い事業の検討及び実施を期待する。

9 植物防疫強化対策事業補助金

指摘事項① 補助対象経費の内容の具体化について

本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、植物防疫強化対策事業補助金交付要綱に規定されている。

これには、補助対象経費の内訳、具体的な科目等の記載がなく、補助金交付要綱を見る限り、協会及びセンターの運営に関連するあらゆる経費が補助対象になると考えられ、補助金額の具体的な算定ができない。また、補助額は定額とあるが、定額の意味する内容、金額等は補助金交付要綱では明示されていない。このため、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。

よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の内訳を具体化する必要がある。本補助金は実際には一般社団法人宮崎県植物防疫協会の事務局長の人件費に相当する経費に充てられている。したがって、人件費、法定福利費等が補助対象経費の具体的な科目になると考えられる。また、定額については、その意味する内容、金額等を具体化する必要がある。

意見① 補助金額の妥当性の検討について

本補助金は、植物防疫協会が実施している事業の公益性等を前提として、同団体の運営に要する経費に対する補助である。

補助金の趣旨から考えると、植物防疫協会が実施する事業には公益性等が認められるが、独立採算で事業を実施することが厳しいことから、団体の運営に必要な経費を県が補助金として支出していると考えるのが自然である。すなわち、独立採算で事業が実施可能であれば、そもそも県は植物防疫協会の運営費に対しては補助金を支出しないはずである。

しかし、植物防疫協会の決算書を見ると、正味財産増減計算書では、平成 30 年度及び令和元年度ともに 140 万円程度の利益に相当する当期正味財産増減額が計上されている。すなわち、県は植物防疫協会の運営に必要な経費を上回る補助金を支出していると判断せざるを得な

い。
 よって、県は、本補助金について補助額の妥当性を再検討し、運営費へ補助する限りは真に必要な補助金額を算定し支出する必要がある。

意見②	補助等効果の検討について
<p>本補助事業については、達成すべき成果指標は農薬安全使用等研修会の開催とされている。県に対して、成果指標設定の根拠を質問したところ、実質的には人件費補助であるため、成果指標の設定は難しいとの回答を得た。</p> <p>本補助事業は、団体に対する運営費補助であることから、団体の運営強化が図られることが事業実施の成果になると考えられる。</p> <p>よって、県は、補助事業の目的に沿った成果指標を設定し、団体をモニタリングすることが望ましい。成果指標としては、団体の事業全般に関する計画の達成状況、補助金を差し引いた場合の収支比率等が考えられる。</p>	

10	農地売買支援緊急対策事業費
指摘事項①	補助対象経費の内容の具体化について
<p>本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、農地売買支援緊急対策事業費補助金交付要綱及び農地売買支援総合推進対策事業実施要領に規定されている。</p> <p>これらには、補助対象経費の内訳、具体的な科目等の記載がなく、補助金交付要綱を見る限り、上記記載の各事業に関連するあらゆる経費が補助対象になると考えられ、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。</p> <p>よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の内訳を具体化する必要がある。本補助金は実際には公益社団法人宮崎県農業振興公社における役職員の人件費、事業実施に伴う旅費、需用費、使用料賃借料等の経費に充てられている。したがって、人件費、法定福利費、旅費、需用費、使用料賃借料等が補助対象経費の具体的な科目になると考えられる。</p>	
指摘事項②	実績報告書における事業費の確認の強化について
<p>補助対象事業者から提出された「平成 31 年度農地売買支援緊急対策事業費補助金実績報告書」に添付されている「平成 31 年度農地売買支援緊急対策事業実績書」には補助金交付対象の事業費が記載されており、県農業振興公社の役職員の人件費に相当する金額が記載されていた。</p> <p>この事業費について、県へ、補助金による人件費の対象となっている職員の勤務日数、給与支給明細等の確認内容を質問したところ、詳細な確認は行っていないとの回答を得た。</p> <p>「平成 31 年度農地売買支援緊急対策事業実績書」を閲覧する限り、具体的な給与の支給状況までは確認できず、補助対象経費として認められるのか判断できない。結果として、適切な補助金が交付されたのか疑念が生じかねない。よって、県は、事業費の内訳として記載されている内容の確認を強化し、補助対象経費として認められるか否かを確認するべきである。</p>	

意見①	補助事業のあり方等の検討について
<p>本補助事業は、平成 11 年度から開始されており、終期の設定はされていない。</p> <p>県農業振興公社の経営状況は、令和元年度は、1,214 百万円の経常収益が計上されているものの経常費用は 1,273 百万円計上されており、当期経常増減額は 59 百万円の赤字である。</p> <p>また、経常外増減も含めると、当期一般正味財産増減額は 8 百万円の赤字となっている。</p> <p>この経営状況を踏まえると、県からの人件費等補助の合理性は一定程度あると考えられる。</p> <p>一方で、1,214 百万円もの経常収益を計上しながら、将来に亘り県が人件費を補助し続ける必要があるのか、補助金支出の妥当性を検討することも重要である。</p> <p>よって、県は、県公社に対して経営力の強化、独立採算の検討を促すとともに、3 年に 1 度等定期的に補助事業のあり方等を見直すことが望ましい。</p>	

【農産園芸課】

1	集落で繋ぐ中山間地域果樹産地支援事業補助金 (果樹版集落営農組織強化支援事業のうち条件整備事業)
意見①	実績報告後における補助対象設備等の活用状況把握について
<p>本補助事業では、生産体制及び加工対応強化に必要な資材、機械等の導入が支援されており、令和元年度は設備等を補助対象として補助金が交付されている。</p> <p>「令和元年度集落で繋ぐ中山間地域果樹産地支援事業実績報告書」によれば、これらの設備等は令和 2 年 2 月 21 日に納品がなされている。また、購入に係る調査は令和 2 年 3 月 13 日に実施されており、問題ない旨の報告がなされている。</p> <p>しかし、実績報告及び購入に係る調査の段階では、補助対象の設備等は事実上稼働されておらず、その後の稼働状況を具体的に確認した書類は、本補助事業に関する簿冊の中には特段保管されていない。</p> <p>設備等に対する補助金の交付については、当該設備等が活用されることで補助事業の目的に沿った成果が発現される。このため、補助金交付後における設備等の活用状況の把握は重要であると考えられる。</p> <p>よって、県は、補助金交付後における設備等の活用状況を把握し、補助事業の目的に沿った成果を確認するとともに、その内容を文書として残しておくことが望ましい。</p>	

2	新たに挑む！さといも日本一産地構築事業補助金
指摘事項①	補助対象経費の内容の具体化について
<p>本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱に規定されている。</p> <p>これには、補助対象経費の内訳、具体的な科目等の記載がなく、補助金交付要綱を見る限り、事業に関連するあらゆる経費が補助対象になると考えられ、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。</p>	

県によれば、本補助事業は、緊急対策的な事業であり、補助対象経費を詳細には定めていないとのことである。しかし、補助対象経費が明確でないと補助金額の算定ができないはずである。

よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の内訳を具体化する必要がある。例えば、本補助事業が緊急対策事業であり、事前に補助対象経費を具体化出来ないのであれば、事後的にでも補助対象経費を決定した内容、過程等を明確にする必要があると考えられる。

3	施設園芸高生産技術推進事業補助金
意見①	実績報告後における補助対象設備等の活用状況把握について
<p>本補助事業の令和元年度における補助事業の内容は次のとおりである。</p> <p>これらの補助対象設備等について、綾町に対する補助対象設備の調査は令和2年2月20日に、川南きゅうり組合に対する補助対象設備の調査は令和元年11月15日に実施されており、各々問題ない旨の報告がなされている。</p> <p>しかし、実績報告及び購入に係る調査の段階では、補助対象の設備等は事実上稼働されておらず、その後の稼働状況を具体的に確認した書類は本補助事業に関する簿冊の中には特段保管されていない。設備等に対する補助金の交付については、当該設備等が活用されることで、補助事業の目的に沿った成果が発現される。このため、補助金交付後における設備等の活用状況の把握は重要であると考えられる。</p> <p>よって、県は、補助金交付後における設備等の活用状況を把握し、補助事業の目的に沿った成果を確認するとともに、その内容を文書として残しておくことが望ましい。</p>	

4	水田高度利用産地育成支援事業補助金
指摘事項①	消費税仕入税額控除の確認について
<p>補助対象事業者であるえびの市農業再生協議会から提出された「補助事業実績報告書」を閲覧したところ、消費税込みの金額で補助金が交付されている。</p> <p>補助金額が消費税込みの金額となっている理由について、県へ質問したところ、補助対象事業者は免税事業者であるため、消費税込みで補助金を交付しているとのことである。</p> <p>しかし、補助金の申請、交付決定等の文書を閲覧する限り、補助対象事業者が免税事業者であることを示す文書はなかった。</p> <p>補助対象事業者が消費税の課税事業者であり、消費税の仕入税額控除を受ける場合は補助金額から消費税相当額を控除する必要がある。これを踏まえると、補助対象事業者が課税事業者であるか否か等の確認は重要である。</p> <p>本補助事業の補助対象事業者は、免税事業者であるとのことであるが、そのことを示す文書はない。よって、県は、免税事業者であることを確認した結果を文書として保管しておく必要がある。</p>	

意見①	実績報告後における補助対象設備等の活用状況把握について
<p>本補助事業では、露地野菜等の高収益作物の導入による新たな輪作営農体系の実証や農業機械レンタルによる機械化体系の確立が支援されており、令和元年度は次の設備等が補助対象として補助金が交付されている。</p> <p>えびの市から提出のあった「補助事業実績報告書」によれば、これらの設備等は令和2年3月13日に納品がなされている。また、購入に係る調査は令和2年3月27日に実施されており、問題ない旨の報告がなされている。</p> <p>しかし、「補助事業実績報告書」によれば、補助対象となった設備等(歩行型玉ねぎ収穫機)を実際に利用する時期は5月1日～5月30日と記載されている。このため、購入に係る調査の段階では、補助対象の機械等は事実上稼働されておらず、その後の稼働状況を具体的に確認した書類は本補助事業に関する簿冊の中には特段保管されていない。</p> <p>設備等に対する補助金の交付については、当該設備等が活用されることで、補助事業の目的に沿った成果が発現される。このため、補助金交付後における設備等の活用状況の把握は重要であると考えられる。</p> <p>よって、県は、補助金交付後における設備等の活用状況を把握し、補助事業の目的に沿った成果を確認するとともに、その内容を文書として残しておくことが望ましい。</p>	

5	需要に応える宮崎米生産体制整備事業補助金
指摘事項①	補助対象経費の内容の具体化について
<p>本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、宮崎県産米改良協会補助金交付要綱に規定されている。</p> <p>これには、補助対象経費の内訳、具体的な科目等の記載がなく、補助金交付要綱を見る限り、別表記載の各事業に関連するあらゆる経費が補助対象になると考えられ、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。</p> <p>よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の内訳を具体化する必要がある。本補助金は実際には宮崎県産米改良協会における職員の人件費、事業実施に伴う需用費、使用料賃借料等の経費に充てられている。したがって、人件費、法定福利費、需用費、使用料賃借料等が補助対象経費の具体的な科目になると考えられる。</p>	

6	宮崎水田農業構造改革推進事業(需給調整体制強化事業)費補助金
指摘事項①	補助対象経費の内容の具体化について
<p>本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱に規定されている。</p> <p>これには、補助対象経費の内訳、具体的な科目等の記載がなく、補助金交付要綱を見る限り、需給調整体制強化事業に関連するあらゆる経費が補助対象になると考えられ、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。</p>	

よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の内訳を具体化する必要がある。本補助金は実際には宮崎県農業協同組合中央会における職員の人件費、並びに宮崎県農業協同組合中央会及び宮崎県農業再生協議会における事業実施に伴う需用費、旅費、通信運搬費等の経費に充てられている。したがって、人件費、法定福利費、需用費、旅費、通信運搬費等が補助対象経費の具体的な科目になると考えられる。

指摘事項② 実績報告書における事業費の確認の強化について

補助対象事業者である宮崎県農業再生協議会から提出された「平成 31 年度宮崎水田農業構造改革推進事業(需給調整体制強化事業)に係る県推進体制強化事業補助金実績報告書」を閲覧したところ、補助対象経費の内訳の一覧が添付されている。

この一覧表を見ると、支出予定額の横に支出見込額との記載があり、この支出見込額を決算額として補助金額が確定されている。

一覧表を見る限り、支出見込額であり、実績額ではないと判断せざるを得ない。よって、県は、支出見込額が実績であるか確認を強化するとともに、補助対象事業者に対し支出実績額へ訂正を求めるべきである。

指摘事項③ 消費税仕入税額控除の確認について

補助対象事業者である宮崎県農業再生協議会から提出された「実績報告書」を閲覧したところ、消費税込みの金額で補助金が交付されている。

補助金額が消費税込みの金額となっている理由について、県へ質問したところ、補助対象事業者は 免税事業者であるため、消費税込みで補助金を交付しているとのことである。

しかし、補助金の申請、交付決定等の文書を閲覧する限り、補助対象事業者が免税事業者であることを示す文書はなかった。

補助対象事業者が、消費税の課税事業者であり、消費税の仕入税額控除を受ける場合は補助金額から消費税相当額を控除する必要がある。これを踏まえると、補助対象事業者が課税事業者であるか否か等の確認は重要である。

本補助事業の補助対象事業者は、免税事業者であるとのことであるが、そのことを示す文書はない。よって、県は、免税事業者であることを確認した結果を文書として保管しておく必要がある。

7 野菜価格安定対策費補助金

意見① 生産者に対する価格補填の実績調査について

本補助事業は、国の制度に基づき実施されており、補助金の最終的な受取人である生産者への支払は JA が実施している。

県へ、生産者に対する支払の実績について、内容を把握しているか質問を行ったところ、令和元年度までは特段把握していなかったが、令和 2 年度からは支払内容を調査する予定であるとのことである。

本補助事業は、国が指定する対象野菜の価格下落時に、生産者への価格補填により対象野

菜の生産及び出荷の安定を図ることが目的であるため、実際に生産者へ支払がされているかの確認は重要であると考え。令和 2 年度から調査を予定されているとのことであるが、確実な実施を期待するとともに、調査の結果は文書として保存することが望ましい。なお、全ての生産者への調査は煩雑であるとも考えられるため、サンプルベースで調査を実施することも考えられる。

意見② 補助等効果の検討について

本補助事業については、「指定野菜の価格下落時への価格補填のための造成資金を納入する事業であり、目標設定は行っていない」とのことである。

補助事業として実施する以上、県の農業政策に関する公益的な目的があると考えられ、成果がない場合は補助事業を行う意義に乏しい。このため、県は、原則として成果指標の設定を検討することが望ましい。

本補助事業は、国が指定する対象野菜の価格下落時に、生産者への価格補填により対象野菜の生産及び出荷の安定を図ることが目的であるため、実際に対象野菜の生産及び出荷の安定が図られたか等の達成状況をモニタリングするような指標が考えられる。ただし、指標としての設定が難しい場合は、指標に代わり、定性的な情報を含め、成果の把握方法及び把握の内容を検討することが望ましい。

8 みやざき野菜価格安定対策事業補助金

意見① 生産者に対する価格補填の実績調査について

本補助事業は、県単独の補助事業であり、国の制度である野菜価格安定対策費補助金の要件を満たさない野菜が対象となり、具体的な対象野菜は県が指定している。補助金の最終的な受取人である生産者への支払は、国の制度と同様に JA が実施している。

県へ、生産者に対する支払の実績について、内容を把握しているか質問を行ったところ、令和元年度までは特段把握していなかったが、令和 2 年度からは支払内容を調査する予定であるとのことである。

本補助事業は、県が指定する対象野菜の価格下落時に、生産者への価格補填により対象野菜の生産及び出荷の安定を図ることが目的であるため、実際に生産者へ支払がされているかの確認は重要であると考え。令和 2 年度から調査を予定されているとのことであるが、確実な実施を期待するとともに、調査の結果は文書として保存することが望ましい。なお、全ての生産者への調査は煩雑であるとも考えられるため、サンプルベースで調査を実施することも考えられる。

意見② 補助等効果の検討について

本補助事業については、「県の振興方針に沿った野菜で国の要件を満たさない野菜の価格下落時への価格補填のための造成資金を納入する事業であり、目標設定は行っていない」とのことである。

補助事業として実施する以上、県の農業政策に関する公益的な目的があると考えられ、成果がない場合は補助事業を行う意義に乏しい。このため、県は、原則として成果指標の設定を検討することが望ましい。

本補助事業は、県の振興方針に沿った野菜で国の要件を満たさない野菜の価格下落時に、生産者への価格補填により対象野菜の生産及び出荷の安定を図ることが目的であるため、実際に対象野菜の生産及び出荷の安定が図られたか等の達成状況をモニタリングするような指標が考えられる。ただし、指標としての設定が難しい場合は、指標に代わり、定性的な情報を含め、成果の把握方法及び把握の内容を検討することが望ましい。

9	農業用廃プラスチック適正処理推進事業補助金
指摘事項①	補助対象経費の内容の具体化について
<p>本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱に規定されている。</p> <p>これには、補助対象経費の内訳、具体的な科目等の記載がなく、補助金交付要綱を見る限り、要綱記載の各事業に関連するあらゆる経費が補助対象になると考えられ、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。</p> <p>よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の内訳を具体化する必要がある。</p> <p>本補助金は、実際には宮崎県農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会の運営経費として、臨時職員人件費、会議費、需用費等に充てられている。したがって、人件費、法定福利費、賃借料、需用費等が補助対象経費の具体的な科目になると考えられる。</p>	
意見①	補助等効果の検討について
<p>本補助事業については、「事業内容が、農業用廃プラスチックの適正処理を推進することであるため、目標値を設定していない」とのことである。</p> <p>補助事業として実施する以上、県の農業政策に関する公益的な目的があると考えられ、成果がない場合は補助事業を行う意義に乏しい。このため、県は、原則として成果指標の設定を検討することが望ましい。</p> <p>本補助事業は、農業用廃プラスチックの適正処理・リサイクルの啓発等を通じて、農業者の適正処理に対する意識の向上、地域の排出処理体制の整備を目指すものであるため、それらの達成状況をモニタリングするような指標が考えられる。ただし、指標としての設定が難しい場合は、指標に代わり、定性的な情報を含め、成果の把握方法及び把握の内容を検討することが望ましい。</p>	

10	次世代果樹ブランド産地育成支援事業補助金
意見①	実績報告書における事業費の確認の強化について
<p>補助対象事業者から提出された「令和元年度次世代果樹ブランド産地育成支援事業(ライチ産地育成支援事業)補助事業実績報告書」には補助金交付対象の事業費が記載されている。</p> <p>県に対して、補助対象とされた設備等について、履行確認のための現地調査を実施しているか質問したところ、現地調査は実施しているとのことである。しかし、現地調査を実施したことを示</p>	

す文書は保存されていなかった。

本補助事業は、設備等が補助対象であり、事業の効果としてライチの生産体制の整備が期待されることから、補助対象とされた設備等の現地調査を行うことが重要であると考えられる。県によれば、現地調査を実施しているとのことであるが、そのことを示す文書はない。よって、県は、現地調査を実施した場合は、設備等の整備状況等を記載した文書を残すことが望ましい。

意見②	実績報告後における補助対象設備等の活用状況把握について
------------	------------------------------------

本補助事業の実績報告書によると、補助対象設備等のうち補助事業の効果を検証するには時間を要するものがある。

県に対して、これらの内容について継続した調査を実施しているか質問したところ、補助対象事業者に対して追跡調査を行なっているとのことである。しかし、追跡調査を具体的に実施した文書は保存されていなかった。

設備等に対する補助金の交付については、当該設備等が活用されることで、補助事業の目的に沿った成果が発現される。このため、補助金交付後における機械等の活用状況の把握は重要であると考えられる。また、補助対象となった苗木の育成にも時間を要するため、成果の把握を行うためには、その後の継続調査は重要であると考えられる。

よって、県は、補助金交付後における設備等の活用状況、苗木の育成状況を把握し、補助事業の目的に沿った成果を確認するとともに、その内容を文書として残しておくことが望ましい。

11	需要に対応した「みやざき茶」産地基盤強化事業補助金
-----------	----------------------------------

指摘事項①	補助対象経費の内容の具体化について
--------------	--------------------------

本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱に規定されている。

これには、補助対象経費の内訳、具体的な科目等の記載がなく、補助金交付要綱を見る限り、生産者組織支援事業に関連するあらゆる経費が補助対象になると考えられ、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。

よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の内訳を具体化する必要がある。本補助金は実際には宮崎県茶業協会における職員の人件費に充てられている。したがって、人件費、法定福利費等が補助対象経費の具体的な科目になると考えられる。

12	サツマイモ基腐病緊急対策推進事業補助金
-----------	----------------------------

意見①	実績報告書における事業費の確認の強化について
------------	-------------------------------

「令和元年度補助事業実績報告書」には補助対象の事業費として、種いもの更新費用、苗の更新費用が記載されている。県に対して、これらの事業費に係る具体的な確認方法を質問したところ、生産者ごとに必要となる種いも代や苗代の金額把握を前提として、生産者が自己負担する部分、国が負担する部分、市町村が負担する部分等が細かに計算されており、それらを詳細

に確認しているとのことである。しかし、事業費の計算プロセスを整理した書類、事業費計算のチェックマニュアル等は特段整備されていない。

本補助事業のように、事業費の計算について、詳細かつ複雑な計算を行う必要がある場合は、計算誤り等が発生してしまう可能性を否定できない。

よって、県は、正確な補助金計算を行うために、事業費の計算プロセスを整理した書類、事業費計算のチェックマニュアル等を整備し、補助金額の確認時に活用することが望ましい。

13	ニーズに応える加工・業務用産地づくり加速化事業補助金
該当なし	

14	革新的技術で拓く果樹産地ステップアップ支援事業補助金
指摘事項①	補助対象経費の内容の具体化について
<p>本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱に規定されている。</p> <p>これには、補助対象経費の内訳、具体的な科目等の記載がなく、補助金交付要綱を見る限り、上記記載の各事業に関連するあらゆる経費が補助対象になると考えられ、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。</p> <p>よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の内訳を具体化する必要がある。</p> <p>本補助金は、実際には革新的技術の実証、生産体制の整備、販路拡大を行うための事業費を補助するものであるため、機器等購入費、需用費等が補助対象経費の具体的な科目になると考えられる。</p>	
意見①	補助期間終了時における事業に係る成果等の検証について
<p>本補助事業は平成 29 年度から令和元年度の 3 年間で補助期間と定めて、事業が実施されている。</p> <p>県へ、平成 29 年度から令和元年度の補助期間における本補助事業に係る成果や課題等の検証について質問したところ、補助対象とした各地域にヒアリングを行なって、成果及び課題の把握を行う予定であるとのことである。</p> <p>補助事業の実施や継続に当たっては、当該事業の成果や課題等を把握した上で、県民にとって真に必要な補助事業の検討が必要であると考えられる。本補助事業では補助対象とした各地域にヒアリングを行うとのことであるが、確実な実施を期待するとともに、把握した成果や課題等は、文書として保存することが望ましい。</p>	

15	スマート農業による働き方改革産地実証事業補助金
意見①	審査会方式による補助事業者の決定について
本補助事業では、県は、補助対象事業者の選定に際し、事業案を一般公募により募集してい	

るとともに、公募案の検討に際しては、審査会を設置し、当該審査会で内容を検討している。また、審査会の設置にあたっては、有識者も構成員とすることが規定されており、外部専門家からの視点も活かされていると考えられる。

本補助事業は、公募方式による補助対象事業者の募集、審査会の設置による補助対象事業者の選定を行うことで、公平性、透明性等を担保した上で、補助対象事業者が選定されることになり、優良な取組であると考えられる。

よって、県は本補助事業の取組内容を踏まえ、他の補助事業でも同様な取組ができないか検討することが望ましい。

16	「稼げる農」で呼び込む中山間地域移住定着促進事業補助金
指摘事項①	補助対象経費の内容の具体化について
<p>本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、「稼げる農」で呼び込む中山間地域移住定着促進事業補助金交付要綱に規定されている。当該規定に「受入パッケージ計画」作成事業に係る補助対象経費の内容が示されている。</p> <p>これには、「受入パッケージ計画」の作成に要する経費について具体的な科目等の記載がないため、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。</p> <p>よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の内訳を具体化する必要がある。</p> <p>「受入パッケージ計画」の作成とは、実際には移住者を受け入れる体制の計画であるため、需用費、委託料等が補助対象経費の具体的な科目になると考えられる。</p>	

【農村計画課】

1	宮崎県農業農村整備計画策定事業補助金
該当なし	

【農村整備課】

1	土地改良施設維持管理適正化事業補助金
意見①	交付要綱への様式の添付について
<p>土地改良施設維持管理適正化事業補助金交付要綱第7条は、補助金等の交付に関する規則第11条に規定による報告につき、補助事業遂行状況報告書により当該年度の1月20日までに行うものとするとしている。しかし、同交付要綱には、補助事業遂行状況報告書の様式が何ら示されていない。そこで、同報告書の様式を交付要綱の末尾に添付しておくことが望ましい。</p>	

2	宮崎県単独土地改良事業補助金
指摘事項①	補助事業者の要件について
宮崎県単独土地改良事業補助金交付要綱には、補助事業者の要件の定めがない。	

<p>しかし、補助金交付要綱は、補助金の交付先として公益法人である宮崎県土地改良事業団体連合会を含めている。</p> <p>そうであれば、補助事業者の要件として、県税に未納がないこと、事業を実施する主体の構成員等が暴力団もしくは暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないことを課すべきである。</p> <p>したがって、交付要綱に補助事業者の要件の定めを設けるべきである。</p>	
指摘事項②	事業内容の変更の手続について
<p>補助金等の交付に関する規則第 10 条第2項は、補助事業を遂行するにあたり、補助金等の交付の申請をする際に提出した事業計画書、収支予算書等の書類の内容を変更しようとするときは、あらかじめ知事に報告してその指示を受けなければならないとし、その変更が知事が別に定める範囲内の軽微なものである場合はこの限りではないとしている。</p> <p>そして、知事の定める軽微な変更の範囲について、補助金交付要綱第6条は、「工事の新設、変更又は廃止」「工種別の事業量の 30 パーセントを超える増減」以外の変更であると定めている。</p> <p>三股町で実施されたかんがい排水事業において、補助金の交付申請の段階では、100mの長さの水路工事(U字溝の設置)を計画していたものの、実績報告では 64mの長さの水路工事(U字溝の設置)となっている。これは、30 パーセントを超える事業量の減少であるから、あらかじめ知事に報告して指示を受けなければならない。しかし、その手続きを行っていない。</p> <p>したがって、同規則及び補助金交付要綱の定め違反している。</p>	
指摘事項③	提出書面の標題の誤りについて
<p>補助金交付要綱第5条第1号は、事業計画の変更につき、補助金等の交付に関する規則第 10 条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、変更承認申請書に、変更前と変更後の内容を記載した事業計画書と収支予算書を添えて、知事に提出しなければならないと定める。</p> <p>しかし、都城市で実施されたかんがい排水事業において、補助金交付要綱に基づいて変更申請がなされているものの、添付されているのは書類の表題が事業実績書と収支精算書であった。</p> <p>単なる誤記であると思われるが、補助金交付要綱の定め反しており、このような場合には、改めて正しい表題に訂正した書面の提出を求めるべきである。</p>	
指摘事項④	必要な添付書類を欠いていることについて
<p>補助金交付要綱第5条第2号及び第3号は、前記(指摘事項③)に示しているとおり、事業計画の変更につき、補助金等の交付に関する規則第 10 条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、変更設計書及び変更設計図、事業計画変更について土地改良法に基づく同意のあったことを証する書面を添えて、知事に提出しなければならないと定める。</p> <p>しかし、都城市で実施されたかんがい排水事業において、上記交付要綱に基づいて変更申請がなされているものの、変更設計書及び変更設計図、事業計画変更について土地改良法に</p>	

基づく同意のあったことを証する書面の添付を欠いており、交付要綱の定めに反している。	
意見①	完了調査の実施時期について
<p>三股町で実施されたかんがい排水事業において、同町からの事業完了届が令和元年 12 月 17 日に提出されているが、事業の完了調査が行われたのは令和2年3月6日であり、完了届が提出された日から2か月以上もの期間が経過した後であった。</p> <p>事業の完了調査を速やかに実施するように努めるべきである。</p>	
意見②	事業計画の変更期限の定めについて
<p>宮崎県単独土地改良事業実施要領第6項は、事業計画の変更につき、計画変更承認申請の受理期間は、原則として補助金交付決定通知のあった日から当該会計年度の2月末日までとすると定めている。</p> <p>しかし、都城市で実施されたかんがい排水事業における変更申請は、令和2年3月 10 日に提出されている。</p> <p>事業実施要領は、あくまでも「原則として」当該年度の2月末日と定めているので、その期限を経過しても実施要領違反となるわけではないが、どのような場合に例外が認められるのかが明らかでなければ、2月末日までという期限の定めが有名無実化してしまう。</p> <p>そこで、事業実施要領第6項に、例外要件を定めておくべきである。</p>	

3	活力あるふるさとづくり事業補助金
指摘事項①	収支決算書の決算額の誤りについて
<p>児湯郡川南町川南原土地改良区における事業につき、補助金 1,600,000 円、土地改良区費 2,400,000 円の事業費合計 4,000,000 円の内容で補助金の交付決定を受けているものの、令和元年8月8日に行われた事業完了の確認調査の結果、その施工実績は事業費合計 4,320,000 円であり、差額の 320,000 円については土地改良区費が充てられていた。</p> <p>しかし、実績報告書の提出に伴い添付された収支決算書に記載されていた決算額は、施工実績の金額ではなく、補助金交付決定時の金額のままであった。</p> <p>よって、収支決算書の決算額には、施工実績の金額を記載すべきである。</p>	

4	小水力発電等農村地域導入支援事業補助金
指摘事項①	調査概要表の記載の誤りについて
<p>高千穂町畑中地区における当該事業につき、令和2年3月31日に事業執行調査が行われ、事業執行概要表が作成されているが、その補助金申請、交付決定にかかる年月日の記載、そして工事入札年月日の記載が、いずれも平成28年度の年月日が誤って記載されている。</p> <p>誤った記載が無いように、調査確認を徹底すべきである。</p>	

【水産政策課】

1	漁業近代化資金利子補給金
意見①	資金の使途の確認について
<p>交付要綱によれば、その第 7 条に「当該資金をその目的以外の目的に使用したとき、(中略)、融資期間に対する利子補給を打ち切るものとする。」とあるが、県によれば、実際に資金を貸し付ける宮崎県信用漁業協同組合連合会がその資金使途を確認していることを前提としている、とのことであった。</p> <p>しかし、上記要綱に資金の打ち切り要件として記載されている以上、県としても、その確認をする必要もあると考えられる。</p>	
意見②	目標の設定について
<p>県としては、漁業者等に借金を催促するような目標設定をすることは適切ではないとして目標の設定はしていない、とのことであった。</p> <p>しかし、利子補給件数をその目的とすることは適当でなかったとしても、そもそも資金を融通する目的が、漁業者等の資本装備の高度化とその経営の近代化を推進することであれば、その資金によって、実際に漁業者が上記目的を達成し、所得向上を図ることができたかどうかにより、例えば、延滞や貸倒がなかったかどうかをその目標値とすることも、検討すべきであると考えられる。</p>	

2	漁業協同組合機能・基盤強化推進事業利子補給金
意見①	補助期間と審査基準について
<p>当該補助金については、県内の各漁協が信用事業を信用漁業協同組合連合会に事業譲渡した平成29年度から始まり、各漁協の体力が回復するまでには一定の期間が必要として、令和6年度までと、8事業年度にわたり続くことが想定されているが、その一方で、毎年、各漁協の財政状態及び経営成績について、県の審査基準に則り、経営改善に関する卒業判定を行っている。実際、平成30年度には北浦漁協に対する支援を中止し、令和元年度には南郷漁協が借入金を返済するなど、県内各漁協も徐々に体力をつけているところが出てきている。</p> <p>それを踏まえると、当該補助金は当初より8事業年度を想定するのではなく、単年度の補助金とし、年度ごとに、どの漁協の支援を継続すべきなのかターゲットを絞ったうえで、適切な利子補給を行っていく制度設計とすべきではないかと考えられる。</p>	

3	攻めの資源利用管理による儲かる漁業推進事業補助金
該当なし	

4	うなぎ資源持続的利用対策指導事業補助金
該当なし	

5	宮崎のさかなビジネス拡大推進事業費補助金
意見①	目標値の設定について
<p>県によれば、当該補助金は毎年実施するPR イベント等の経費が主であるため、目標値を設定していないとのことであった。目標値の設定は、イベントの回数とすることや、別途、「お魚パスポート」というクーポンを発行し、県民に安価で魚料理を提供することを事業として行っているため、その「お魚パスポート」の発行部数とすることも有用であると考えられる。</p>	

6	産地一体型宮崎のさかな競争力強化総合支援事業費補助金
意見①	単価を目標値とすることについて
<p>当該補助金は、魚価の下支え及び水産物の付加価値向上を目的としているが、特に令和元年度のシイラやハモを中心に、目標値に対し、実績値との乖離が大きく見られる。担当者によれば、供給量によって価格が大幅に左右されることから乖離が大きくなったとのことであるが、自然要因により左右される値を目標値とすることには違和感がある。</p> <p>宮崎県における魚ビジネスの拡大と定着化が目的であるのであれば、価格よりも出荷量など的人為的な数値を目標値とする方が、その実績との分析においても意味のある分析が可能であると考えられる。</p>	

7	MIYAZAKI CAVIAR 世界ブランド確立支援事業費補助金
意見①	補助金の選定過程について
<p>当該補助金を支出する団体であるジャパンキャビア株式会社は、その設立経緯が、チョウザメ養殖のための生産組合が立ち上げた会社であり、他に、県内の金融機関の他、県内の生産業者も出資者として入っている。県によれば、宮崎県におけるキャビア養殖の柱を育てるために、県内の養殖業者の大半のキャビアを出荷している民間企業 1 社に対し補助金を支出しているとのことであった。</p> <p>しかし、補助金という公益性の観点からすれば、宮崎県内には他のキャビア養殖業者も存在していることから、民間企業 1 社に対し補助金を支出するのではなく、適切な選定過程を経て補助金を交付すべきであると考えられる。宮崎県としては、このキャビア事業を世界に発信していく方針であることから、今後、新たな補助金の交付期間が始まった際には、上記公益性・平等性を検討すべきである。</p>	

8	雇用型漁業労働力安定確保対策事業費補助金
該当なし	

9	漁業共済事業補助金
意見①	補助金の終期及び成果指標について
<p>当該補助金は、昭和 49 年度から始まり、終期については設定されていない。担当者によれば</p>	

ば、「赤潮は公害の一種である」との考え方のもと、漁業共済法に基づき制度設計された補助金である、とのことであったが、他方で、その公害の一種である赤潮の発生を防ぐ対策を考えていかなければ、当該補助金の終期を全く定められないままになってしまう。

県としても、持続的養殖生産確保法に基づく赤潮や酸素欠乏等の異常事態の防止等を目標とした漁場改善計画の策定を漁協へ指導し、当該計画を認定後、その履行を確認することや、水産試験場及び水産業普及指導員による漁場環境及び赤潮発生の監視、発生時の対策指導を行っているとのことであったが、それらの複合的な政策により、赤潮の発生やその前段階での対策指導についても、同様に成果指標にあげつつ、いかに赤潮の発生を防ぎ、それが赤潮特約の掛金の負担減少につながったかも合わせて検証していくと有用であると考えられる。

10	漁業経営指導対策事業費補助金
意見①	成果指標について
<p>当該補助金は、宮崎県内水面漁業協同組合連合会が、県内内水面漁協の指導・教育を行うために、その体制を整備するための補助金であるが、その成果目標は定められていない。</p> <p>しかし、何ら成果指標を定められない定額の補助金についても、税金を財源とする県費を支出する以上は、その補助金によって、県民の生活に結び付く、どのような効果を上げようとしているかを明確にするべきであると考えられる。</p>	

【漁村振興課】

1	みやざきの養殖成長産業化プロジェクト事業費補助金
該当なし	

2	栽培漁業促進強化事業費補助金
意見①	事業実態と目標値との関係について
<p>当該補助金の目的は、一般財団法人宮崎県水産振興協会の運営費に対し補助を行うことにより経営の安定化を図り、もって栽培漁業の振興に資することにあるとのことであったが、その成果指標は、放流用種苗生産尾数となっており、一見、補助金の目的とその成果指標に関連性がないように見受けられる。</p> <p>担当者によれば、協会の経営の安定化により協会が行う事業を継続・安定的に行えるとの説明であったが、それならば、協会が行う事業の一つ一つについて個別に補助金対象事業とした方が、説明はしやすいのではないかと思われる。このような定額かつ終期のない補助金については、再度その在り方について検討すべきと考えられる。</p>	

3	未来へつなぐ漁業担い手育成総合対策事業費補助金
意見①	補助事業と成果目標について
<p>当該補助事業は、「漁業への着業支援」、「効率的な漁業への転換支援」、「漁業者への経営指導」という3つの目的に対して補助金が支出されている。しかし、その成果指標は、「漁業への着業支援」という目的に対する「新規就業者の確保」という1つの成果指標しか掲げられておらず、他の2つの目的に対する成果指標が設定されていない。</p> <p>「効率的な漁業への転換支援」、「漁業者への経営指導」という目的に対しては、新規就業者の確保という指標では測れない別の指標を作成し、それぞれの目的に対する適切な成果指標を定めて、毎年、その目標値と実績値との分析を行っていくことが有用である。</p>	

4	優良なカンパチ人工種苗供給体制確立事業費補助金
該当なし	

【畜産振興課】

1	みやざき畜産生産性向上対策事業補助金
意見①	畜産マスター育成事業及び生産性向上普及・促進事業における費用負担のあり方について
<p>畜産マスター育成事業に基づき開催された研修実績を確認したところ、対象者の所属先は宮崎県畜産試験場等の県出先機関だけでなく、JA 宮崎経済連などの一般法人も含まれていた。当該事業は補助率が定額となっているが、予算内で実績額の全額を補助していた。</p> <p>畜産マスターとは資格が付与されるものではなく呼び名であり、対象者に制限はない。また、高度な技術と指導力をもって県全体での畜産経営体の生産性向上を図る事業であるから、強制力を持って畜産マスターを育成させる事業ではない。したがって、県職員以外の民間人の研修費まで県が補助する必要があるのか、参加費など一部費用負担を求めるべきではないかと考える。</p>	

2	「稼げる農」で呼び込む中山間地域移住定着促進事業補助金
該当なし	

3	2022 全国和牛能力共進会对策事業費補助金
該当なし	

4	宮崎県酪農公社運営強化対策事業費補助金
該当なし	

5	宮崎型酪農競争力強化対策事業費補助金
意見①	達成すべき成果指標について
令和2年度牛群検定加入を促す補助金であれば、牛群検定受検率や受験頭数も成果達成指標とし、補助金交付組合よりデータ収集すべきではないかと考える。	

6	「宮崎ブランドポーク」イメージアップ・販路拡大推進事業費補助金
該当なし	

7	ブロイラー生産環境向上対策事業費補助金
意見①	達成すべき成果指標について
当該補助金には達成すべき成果指標が設定されていない。当該補助金が家畜疾病の予防や衛生環境改善による家畜防疫の強化が目的であるならば、補助金交付先からの鶏の死亡率を把握し、それを達成すべき成果指標とすることが望まれる。	

8	みやざき地頭鶏総合支援事業補助金
意見①	補助事業の在り方と達成すべき成果指標について
<p>素ひな供給羽数が年々減少している。またコロナ禍における飲食店供給量は減少していると思われる。</p> <p>そのため、達成すべき成果指標が実態にそぐわなくなっている可能性がある。当該補助事業の在り方について再検討が必要ではないかと考える。</p>	

9	宮崎牛販売促進総合対策事業補助金
該当なし	

10	肉用子牛価格安定資金造成費補助金
意見①	補助対象経費について
<p>当該補助金は補助金交付先事務局長の人件費(一部)のみを実績として報告している。</p> <p>事業の性質上、当該職員のみが補助対象事業に従事しているとは考えにくい。当該補助事業に関し、当該職員を含む、実際に業務に従事した者の実績に基づいて交付することが適切であると考え。</p>	

11	鶏卵経営安定対策事業費補助金
意見①	達成すべき成果指標について
当該補助金には達成すべき成果指標が設定されていない。当該補助金が価格暴落時における積極的な生産調整への誘導を推進するためであれば、鶏卵生産者が経営安定対策事業に	

加入することで、県が必要充分と考える加入目標を達成すべき成果指標として持つべきと考える。

12	宮崎県肉用牛改良総合対策事業費補助金
該当なし	

13	“和牛の産地みやざき”繁殖基盤強化対策事業費補助金
該当なし	

【家畜防疫対策課】

1	全国のモデルとなる家畜防疫対策事業補助金
意見①	成果指標の設定について
<p>当該補助金は、口蹄疫等の発生阻止を目的として、水際及び地域段階における防疫体制の強化を目的としており、その重要性は十分に理解できるところであるが、その成果指標が、単に口蹄疫等の家畜伝染病が県内で発生を阻止することのみとされており、目標値 0 件に対し、実績値 0 件となっている。もちろん、家畜伝染病の発生を 0 件とすることは最重要の目標ではあるものの、それだけでは補助金を支出する際の成果指標として、その効果を多面的に測定することが弱いとも考えられる。</p> <p>補助金の名称として“全国のモデルとなる”という名称を掲げているのであれば、例えば、宮崎県の取り組みに対する他県からの視察数や、他県で宮崎県と同様の取り組みが採択された件数、または、宮崎県の取り組みに対する県民の周知度合いを測るなど、様々な観点からの成果指標を掲げ、その効果を多面的に測定することも有用であると考えられる。</p>	

2	宮崎県アフリカ豚コレラ等緊急総合対策事業補助金
意見①	概算払いの理由について
<p>当該補助金は、アジア圏で急激に蔓延しているアフリカ豚コレラ等に対し、宮崎県の畜産業を守るために緊急的に行われた事業であり、概算払いが行われているが、予算執行伺には、その概算払いの理由として“事業実施主体が財源を確保することが難しい可能性があるため”と記載されていた。</p> <p>水際防疫対策の拡充のための緊急的な事業であることから概算払い自体を否定することはないが、その理由として“財源確保が難しい可能性がある”という理由には違和感がある。概算払いを行うからには、「緊急性が高く早急な補助金交付が必要なため」等のなぜ概算払いが必要であるかを明確にすべきである。</p>	
意見②	当該事業の在り方について
<p>当該補助金は、事業実施主体 2 社に対し一定額の補助が行われており、そのうち1社は補助金の額が、事業実施主体が支出した費用の一部にとどまっている。しかし、ワクチンや薬もなく、</p>	

致死率が 100%近くになるというアフリカ豚コレラの病気の特性から考えても、その発生を阻止し、宮崎の畜産を守るための対策の実施は、国や県が責任をもって行うべき事業であり、その費用を民間会社に負わせるべきものではないとも考えられる。

当該補助金は、補助金の支出という形ではなく、発生を阻止するための対策を国や県が策定し、それを民間会社に委託して実施してもらう形の方が、この緊急的な対策事業に、より適した形ではないかと考えられる。

3	獣医師確保対策強化事業補助金
意見①	補助金交付要領(貸倒となった際の負担)について
<p>当該補助金のうち、公益社団法人宮崎県畜産協会に対するものは、獣医系大学生に対して、就学資金の貸与を行い、一定期間、本県職員獣医師として勤務すれば、その返還が免除されるものである。仮に、免除要件を満たさなくなった場合には、貸与を行った大学生から返還されることになるが、それでも返還をするほどの資力がなく、貸倒となるケースもありうると考えられる。</p> <p>しかし、そのようなケースを想定した貸倒の負担関係について、補助金の交付要領で明確になっていない。県の担当者によれば、これまでに貸倒となったケースが発生していない、とのことであるが、資金貸与を行うのであれば、貸倒となった際の負担関係についても明文化しておくことが望ましい。</p>	
意見②	成果指標の設定について
<p>当該補助金については、人事にかかわる部分が大きいという理由から、成果指標の設定が行われていない。</p> <p>しかし、実際に県職員として就職するかどうかは、その就業者自体の職業選択に基づくものであることから、目標と実績を設定しにくかったとしても、当該補助金の目的は、A. 獣医系大学生への就学資金の貸与等や、B. 大学生・既免許取得者へのPR活動等であることから、直接的・短期的に、その貸与件数や、PR活動の開催件数を目標と実績で測定していくことは容易であると考えられる。そのうえで、長期的な目標として、県職員獣医師の確保の人数を目標と実績で測定していくことが望ましい。</p>	

4	特定疾病清浄化推進対策事業費補助金
意見①	成果指標の設定について
<p>当該事業は、地域が主体となって実施する牛伝染性リンパ腫をはじめとする慢性疾病対策を補助するための事業であり、地域ごとに具体的な対策内容や進捗状況が異なるなか県全体の一元的な成果指標に基づき評価することは困難であることから、具体的な成果指標は設定されていない。しかし、県全体の一元的な成果指標が難しければ、地域ごとに細かな成果指標の設定も可能であると思料され、また、牛の頭数ではなく、検査を行った生産者数を成果指標とすることも可能であると思料される。単に成果指標の設定が難しいとするのではなく、様々な観点から成果指標の設定を目指すべきと考えられる。</p>	

第4 監査の結果及び意見(環境森林部)

1. 環境森林課

(1)公益社団法人宮崎県緑化推進機構支援事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	公益社団法人宮崎県緑化推進機構支援事業
補助金等の名称	公益社団法人宮崎県緑化推進機構支援事業補助金
補助金等交付・支出先	公益社団法人宮崎県緑化推進機構
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>県民の緑化意識の啓発・高揚を図り、県民参加による緑豊かな郷土づくりを進めることにより、みどりを後世に引き継ぐとともに、やすらぎのある快適な緑空間の維持・創造を推進する。</p> <p>(内容)</p> <p>年間を通じて緑の募金による緑化活動、県民の幅広い参画による森林整備活動並びに県民に対し緑化意識の高揚を図ることを目的とする公益社団法人宮崎県緑化推進機構に対する支援を行う。</p> <p>(効果)</p> <p>公益社団法人宮崎県緑化推進機構の健全な活動が図られ、県が進める「県民緑化推進運動」が一層推進される。</p>
根拠法令・交付要綱等	公益社団法人宮崎県緑化推進機構支援事業補助金交付要綱、緑の募金による森林整備等の推進に関する法律、自然環境保全法、宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例
補助期間	平成19年度～令和3年度
補助対象経費	<p>緑の募金に関する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 緑の募金活動の実施 2 緑の募金及び寄附金の管理 3 緑の募金を活用した事業の企画立案、実施 4 緑の募金の広報、宣伝 5 運営協議会の開催 6 その他緑の募金の推進に要する経費 <p>森林整備に関する経費</p>

	1 森林づくりボランティア団体等の育成、組織化 2 森林整備事業の企画立案、実施 3 森林整備に関する情報の収集、提供 4 その他森林整備の推進に要する経費 緑化推進に関する経費 1 県民緑化推進運動に係る事業の企画立案、実施 2 県民緑化推進運動の広報、宣伝 3 緑化木に関する相談の受付 4 緑化木に関する情報の収集、提供 5 その他緑化の推進に要する経費		
補助金等の算出方法 (補助率等)	予算の範囲内において知事が別に定める額		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	1件	12,359,000 円	
平成 30 年度	1件	12,359,000 円	
令和元年度	1件	12,359,000 円	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	設定なし		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
目標値	—	—	—
実績値	—	—	—
目標値を設定していない理由	補助金の内容が人件費のため。		

(監査の結果)

【指摘事項】

① 補助対象経費の内容の具体化について

本補助金は、公益社団法人宮崎県緑化推進機構の専務理事、事務局長、事務局次長の人件費及び旅費等のための補助金である。補助対象経費の具体的内容は、公益社団法人宮崎県緑化推進機構支援事業補助金交付要綱(以下、本項において「補助金交付要綱」という。)に規定されている。当該規定の内容は次のとおりである。

(補助対象経費の内容)

補助対象経費	内 容
緑の募金に関する経費	1 緑の募金活動の実施 2 緑の募金及び寄附金の管理 3 緑の募金を活用した事業の企画立案、実施 4 緑の募金の広報、宣伝 5 運営協議会の開催 6 その他緑の募金の推進に要する経費
森林の整備に関する経費	1 森林づくりボランティア団体等の育成、組織化 2 森林整備事業の企画立案、実施 3 森林整備に関する情報の収集、提供 4 その他森林整備の推進に要する経費
緑化推進に関する経費	1 県民緑化推進運動に係る事業の企画立案、実施 2 県民緑化推進運動の広報、宣伝 3 緑化木に関する相談の受付 4 緑化木に関する情報の収集、提供 5 その他緑化の推進に要する経費

出所:「補助金交付要綱」

上記の記載からは、職員の人件費及び旅費等が補助対象経費に含まれているのかが判然としない。

よって、職員への給与、賞与、旅費等が補助対象経費に含まれることを明示しておくべきである。

【意見】

① 事業完了の確認について

年度末に行われている本事業が完了したことの確認調査において、補助金の対象となっている職員の勤務状況(日数や時間など)の確認はなされていない。

補助金が人件費及び旅費等のために交付されているのであれば、交付するにふさわしい実態の存在が必要不可欠である。したがって、本事業の完了の確認の際には、勤務日数や勤務時間等、対象職員の勤務の実態についての確認も行うべきである。

② 補助金額の妥当性の検討の必要性について

本補助金額は、平成 27 年度及び平成 28 年度が 7,645,000 円であったものが、平成 29 年度から 12,359,000 円に増額され、その後は毎年度同額が交付され続けている。そして、それに合わせるかのように、公益社団法人宮崎県緑化推進機構の正味財産が平成 29 年度から毎年度増加し続けている。

(公益社団法人宮崎県緑化推進機構の正味財産期末残高額)

・平成 27 年度	36,481,770 円
・平成 28 年度	36,546,556 円
・平成 29 年度	36,958,375 円
・平成 30 年度	38,163,696 円
・令和元年度	40,422,685 円

関係部局からは、この正味財産の増加は補助金の増額によるものではないとの説明があったものの、同機構の正味財産が増加し続けていることの把握が不十分であった。

毎年度において、補助金交付申請を行う前には、同機構の正味財産額の増減等をふまえながら、補助金申請額が妥当であるか否かについて検討を行うべきである。

(2)分収林整備高度化事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	分収林整備高度化事業
補助金等の名称	分収林整備高度化事業補助金
補助金等交付・支出先	一般社団法人宮崎県林業公社
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>森林・林業をめぐる状況が一層厳しさを増し、森林所有者だけでは適切な森林整備が困難となっていることから、森林整備法人が管理する分収林において長伐期施業等を推進するとともに、伐採する分収林の植栽未植栽地化を抑制・解消することにより、森林の有する多面的機能の維持増進を図る。</p> <p>(内容)</p> <p>分収林の植栽未済地及び未植栽の伐採跡地の解消を図るため、土地所有者への意向調査を踏まえ、再生林の働きかけなどを行う。また、今後の分収林伐採地が植栽未済地化することを抑制するため、伐採予定箇所の現況調査(再生林の適地調査)を行うとともに、土地所有者に対する再生林の普及啓発、返地後に土地所有者がたてる森林経営計画の作成支援などを行う。</p> <p>(効果)</p> <p>分収林の植栽未済地及び未植栽の伐採跡地の解消が図られ、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる。</p>

根拠法令・交付要綱等	分収林整備高度化事業補助金交付要綱、分収林整備高度化事業実施要領
補助期間	平成 13 年度～令和3年度
補助対象経費	<p>以下の事業に要する経費(技術者給、賃金、保険料、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、燃料費等)、役務費(通信運搬費等)、使用料及び賃借料、委託料、負担金)</p> <p>1 分収林長伐期施業等推進事業</p> <p>(1)所有者確認調査(権利異動確認調査)</p> <p> 転居、世代交代に伴う契約当事者の確認のための調査の実施</p> <p>(2)変更契約締結促進</p> <p> 長伐期施業への移行等を推進するための普及啓発活動</p> <p> 伐期延長を図るために行う契約当事者への説明、協議並びに変更契約の締結</p> <p>(3)境界確認調査</p> <p> 変更契約対象林分及び周辺林分の境界確認調査</p> <p>(4)権利保全等</p> <p> 地上権登記等による権利保全、契約台帳及び森林簿の整理</p> <p>(5)森林調査</p> <p> 分収林の長伐期化に伴う施業見直しに必要な森林の現況調査の実施</p> <p>(6)森林経営計画の作成、変更</p> <p> 長伐期施業への移行等に伴う森林経営計画の作成、変更</p> <p>2 分収林植栽未済地対策事業</p> <p>(1)植栽未済地・未植栽地対策</p> <p> ア 森林調査等</p> <p> 分収林伐採後の再造林状況及び土地所有者の再造林意向確認調査の実施</p> <p> イ 再造林普及啓発</p> <p> 植栽未済地・未植栽地の土地所有者に対する再造林の普及啓発活動</p> <p>(2)伐採予定地対策</p> <p> ア 森林調査</p> <p> 伐採予定地の森林の現況調査(再造林の適地調査等)の実施</p>

	イ 再造林普及啓発 伐採予定地の土地所有者に対する再造林の普及啓発活動 ウ 森林経営計画作成支援 返地後に土地所有者がたてる森林経営計画の作成支援		
補助金等の算出方法 (補助率等)	知事が別に定める額		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	1件	4,323,000 円	
平成 30 年度	1件	4,343,000 円	
令和元年度	1件	4,366,000 円	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	設定なし		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	目標値	—	—
	実績値	—	—
目標値を設定していない理由	補助金の内容が主に人件費であるため。		

(監査の結果)

【指摘事項】

① 収支決算の確認について

実績報告書に添付された収支決算書記載の支出金額の正確性について、特段確認することは行われていない。

補助金交付先の会計帳簿等を閲覧する等の方法により、収支決算書に記載されている各支出金額が正確であるか否かを確認すべきである。

【意見】

① 実績報告の添付資料について

分収林整備高度化事業補助金交付要綱第6条(以下、本項において「補助金交付要綱」という。)において、分収林植栽未済地対策事業の実施報告につき、別記様式第2号の実績報告書を提出することが定められている。そして、同実績報告書の「2 事業内容」の注2において、実績報告書には、調査結果等の資料を添付することとされている。

(実績報告)

第6条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(1)分収林長伐期施業等推進事業

ア 実績報告書(別記様式第1号)

イ 収支決算書(別記様式第5号)

(2)分収林植栽未済地対策事業

ア 実績報告書(別記様式第2号)

イ 収支決算書(別記様式第6号)

出所:「補助金交付要綱」

2 事業内容

	区分	件数	面積
(1)植栽未済地・未植栽地対策	森林調査		
	再造林意向調査		
	再造林普及啓発		
(2)伐採予定地対策	森林調査		
	再造林意向調査		
	森林施業計画作成支援		

注1:計画書においては計画、実績報告書においては実績を記入すること

注2:実績報告書には、調査結果等の資料を添付すること

出所:「様式第2号の抜粋」

しかし、分収林植栽未済地対策事業のうち、植栽未済地・未植栽地対策事業に関しては、調査対象件数・面積の地区ごとの一覧表に加えて調査対象すべての調査結果等を記した一覧表が添付されているのに対し、伐採予定地対策事業に関しては、調査対象件数・面積の地区ごとの一覧表のみが添付されているだけである。

これでは、伐採予定地対策事業につき、報告されている調査対象件数どおりの調査等が実際に実施されたかどうか把握できない。したがって、同事業についても、調査対象すべての調査結果等が分かる資料の添付を求めるべきである。

(3) 県営林立木売払に伴う分収交付金

(補助金等の概要)

事業名	県行造林造成事業		
補助金等の名称	県営林立木売払に伴う分収交付金		
補助金等交付・支出先	葛城治平憲 他 29 件		
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>造林地に一定の樹種を植栽し、契約満了に伴う立木の売払いによって土地所有者、費用負担者並びに造林者がそれぞれの分収割合によって収益を得る。</p> <p>(内容)</p> <p>1 二者契約の場合の分収割合 県:60%、造林地所有者:40%</p> <p>2 三者契約の場合の分収割合 県:60%、造林地所有者:30%、造林者:10%</p> <p>*ただし、公益その他特別な事情があるときは、契約当事者が協議して契約により別に定めることができる。</p> <p>(効果)</p> <p>県が分収造林を行うことにより、県内における造林を促進し、もって森林資源の造成及び林野の保全を図ることができる。</p>		
根拠法令・交付要綱等	宮崎県県行分収造林規則、分収林特別措置法		
補助期間	不明～終期の定めなし		
補助対象経費	—		
補助金等の算出方法 (補助率等)	造林木の売買代金額に造林地所有者等の分収割合を乗じた金額		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	35 件	73,214,305 円	落札件数6件
平成 30 年度	9件	56,725,297 円	落札件数6件
令和元年度	30 件	25,683,053 円	落札件数7件

(補助等効果)

達成すべき成果指標	分収交付金の額		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
目標値	56,300,000 円	76,100,000 円	68,170,000 円

	実績値	73,214,305 円	56,725,297 円	25,683,053 円
目標値を設定していない理由	—			

(監査の結果)

【指摘事項】

① 売買契約書の記載について

立木の売買契約書の第1条(2)の「林産物の樹種、数量及び材積」の表内の材積の単位が「m³」ではなく、「m³3」となっている。

(売買物件)		
第1条 甲は、次に掲げる林産物(以下「林産物」という。)を乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。		
(1) 林産物の所在地		
.....		
(2) 林産物の樹種、数量及び材積		
樹種	数量(本)	材積(m ³ 3)
計		

出所:「売買契約書」

売買契約書の材積の単位が誤っているので、速やかに訂正した書式を用いるべきである。

【意見】

① 売買契約における売買の目的物の特定について

売買の目的物である立木の所在地が複数の土地にまたがっている場合、売買契約書では、その立木の所在地すべての地番は記載されることなく、代表地番を記載したうえで、例えば他に9筆の土地が対象となっている場合には「タ9」という記載をすることとどまっている。また、契約書末尾に図面が添付されているが、県内のどの場所の土地を指しているのかが一見して分かりにくいものとなっている。

これでは、売買契約の目的物の特定性に欠けるので、立木の所在地のすべての地番を契約書の本文に記載するか、もしくはすべての地番が記載された物件目録を作成して契約書末尾に添付する等の方法により、売買の目的物である立木の所在地が、契約書を一見して特定できるように工夫すべきである。

2. 自然環境課

(1) 県単集落防災事業補助金(小林市、えびの市)

(補助金等の概要)

事業名	県単集落防災事業
補助金等の名称	県単集落防災事業補助金
補助金等交付・支出先	小林市、えびの市
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全し、また、水資源のかん養、生活環境の保全・形成を図る。</p> <p>(内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人家に被害を与え、又は与える恐れのある箇所での治山施設の新設 2 落石危険箇所の転石処理施設の新設 3 市町村の管理する治山施設の維持修繕及び改良 4 災害箇所の応急的措置 5 安全施設の新設による治山施設の改良 <p>(採択要件)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策基本法に基づく地域防災計画に掲げられている災害危険区域以外の箇所であること。 2 激甚災害(「激甚災害法」第2条の激甚災害として指定され、同法第2章もしくは第5条の措置を適用された災害、又は指定されることが確実である災害)以外の災害により発生した小規模の災害地であること。 3 市町村の管理する治山施設の管理及び緊急を要する災害時の応急的工事であること。 <p>(効果)</p> <p>安全で住みよい県土の確保・定住条件の整備に資する。</p>
根拠法令・交付要綱等	県単補助治山事業実施要領、県単補助治山事業補助金交付要綱
補助期間	平成2年度～終期の定めなし

補助対象経費	県単補助治山事業実施要領に基づき実施する県単集落防災事業に必要な工事費		
補助金等の算出方法 (補助率等)	(補助率)3分の2以内		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	4件	6,266,000 円	
平成 30 年度	1件	3,900,000 円	
令和元年度	2件	8,200,000 円	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	設定なし		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	目標値	—	—
	実績値	4件	1件
目標値を設定していない理由	山地災害に対する保全事業であり、年度により災害発生件数は変わるため。		

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 実施要領の記載について

本補助事業では、事業計画の変更手続きについて、県単補助治山事業実施要領(以下、本項において「事業実施要領」という。)の第7に規定されている。

(事業計画の変更) 第7 市町村長は、事業計画の変更に伴い、設計変更の必要が生じた場合は速やかに設計変更(別記様式第5号)に変更設計書を添付して所轄の西臼杵支庁又は農林振興局の長に届け出なければならない。

出所:「事業実施要領」

届出に必要な書類につき「設計変更届(別記様式第5号)」と記載しなければならないところ、「設計変更(別記様式第5号)」と記載されており、「届」の文字が欠落している。

よって、事業実施要領の記載を速やかに是正すべきである。

② 事業採択申請における添付資料の整理について

本補助事業では、事業実施の採択申請について、事業実施要領の第4に規定され、県単集落防災事業を実施しようとする市町村長は、県単補助治山事業採択申請書に土地所有者、又は権利を有する者の土地使用等の承諾書を添付して知事に申請するものとされている。

そして、同申請書の様式によれば、事業実施計画書のほか、位置図及び見取図、事業計画及び概況写真が添付書類として定められている。

(事業の実施)

第4 この事業を実施しようとする市町村長は、県単補助治山事業採択申請書(別記様式第1号)に土地所有者、又は権利を有する者の土地使用等の承諾書(別記様式第2号)を添付して知事に申請するものとする。

出所:「事業実施要領」

年度県単補助治山事業採択申請書

このことについて、下記のとおり県単補助治山事業を採択していただきたいので、県単補助治山事業実施要領第4の1の規定により関係書類を添えて申請します。

記

事業の種類

(添付書類)

- 1 事業実施計画書
- 2 位置図(5万分の1地形図等)及び見取り図(5千分の1地形図等)
- 3 事業計画及び概況写真

出所:「別記様式第1号の抜粋」

しかし、えびの市においては2つの工区での事業実施が申請されているものの、1工区のみを図面しか添付されておらず、概況写真も1工区と2工区のいずれの写真であるかが不明である。

事業の実施が複数の工区にわたる場合には、添付書類がどの工区に該当するものであるのかが一見できるように、工区毎に整理して提出させることが望ましい。

③ 実績報告の提出期限の定めについて

本補助事業では、実績報告の提出期限につき、県単補助治山事業補助金交付要綱(以下、本項において「補助金交付要綱」という。)の第9条に、事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月 20 日のいずれか早い期日までと規定されている。

<p>(実績報告)</p> <p>第9条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。</p> <p>① 事業実績書</p> <p>② 収支決算書</p> <p>③ 竣工検査調書</p> <p>④ 設計図書</p>

出所:「補助金交付要綱」

しかし、本補助事業は、山地災害に対する保全事業であるため、緊急に事業を実施しなければならない事態が発生し、そのために事業完了が翌年度になってしまうことが容易に予測される。そのような場合、例えば、台風等の被害を防止するために緊急に 10 月頃に補助金の交付決定を受けた場合には、その事業が翌年の4月 20 日までに完了しなければ、当該事業の実績報告は、必然的に要綱に定められた提出期限を徒過してしまうことになる。

よって、本事業の実績報告の提出期限については、事業実施の緊急性や事業完了に相当期間を要するという本事業の性質を考慮した内容の規定に改正しておくべきである。

(2) 県単集落防災事業補助金(宮崎市)

(補助金等の概要)

事業名	県単集落防災事業
補助金等の名称	県単集落防災事業補助金
補助金等交付・支出先	宮崎市
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全し、また、水資源のかん養、生活環境の保全・形成を図る。</p> <p>(内容)</p> <p>1 人家に被害を与え、又は与える恐れのある箇所¹の治山施設の新設</p>

	<p>2 落石危険箇所の転石処理施設の新設</p> <p>3 市町村の管理する治山施設の維持修繕及び改良</p> <p>4 災害箇所の応急的措置</p> <p>5 安全施設の新設による治山施設の改良</p> <p>(採択要件)</p> <p>1 災害対策基本法に基づく地域防災計画に掲げられている災害危険区域以外の箇所であること。</p> <p>2 激甚災害(「激甚災害法」第2条の激甚災害として指定され、同法第2章もしくは第5条の措置を適用された災害、又は指定されることが確実である災害)以外の災害により発生した小規模の災害地であること。</p> <p>3 市町村の管理する治山施設の管理及び緊急を要する災害時の応急的工事であること。</p> <p>(効果)</p> <p>安全で住みよい県土の確保・定住条件の整備に資する。</p>		
根拠法令・交付要綱等	県単補助治山事業実施要領、県単補助治山事業補助金交付要綱		
補助期間	平成2年度～終期の定めなし		
補助対象経費	県単補助治山事業実施要領に基づき実施する県単集落防災事業に必要な工事費		
補助金等の算出方法 (補助率等)	(補助率)3分の2以内		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成29年度	5件	10,999,000円	
平成30年度	4件	8,400,000円	
令和元年度	2件	4,600,000円	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	設定なし		
目標値及び実績値	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	目標値	—	—
	実績値	5件	4件
目標値を設定していない理由	山地災害に対する保全事業であり、年度により災害発生件数は変わるため。		

(監査の結果)

【指摘事項】

① 土地使用等の承諾書の様式について

県単補助治山事業実施要領(以下、本項において「事業実施要領」という。)は、その第4において、県単集落防災事業を実施しようとする市町村長は、県単補助治山事業採択申請書に土地所有者、又は権利を有する者の土地使用等の承諾書を添付して知事に申請するものとし、同承諾書を別記様式第2号として定めている。

(事業の実施)

第4 この事業を実施しようとする市町村長は、県単補助治山事業採択申請書(別記様式第1号)に土地所有者、又は権利を有する者の土地使用等の承諾書(別記様式第2号)を添付して知事に申請するものとする。

出所:「事業実施要領」

しかし、宮崎市内之八重地区を対象とした本事業において添付されている承諾書は、同要領に別記様式第2号として定められているものではなく、他事業の実施要領(宮崎県治山事業実施要領)に定められている様式の承諾書であった。そして、その承諾書の内容は、本事業で用いられるべき別記様式第2号に比べ、土地所有者等が承諾すべき事項が多く、本事業の実施に必要なない事項も含まれている。市の側からすれば、本事業の実施に必要な事項の承諾を得ることはできているので問題ないと考えられなくもないが、住民の側からすれば、必要のない事項についてまで承諾をしているという点で、権利を不必要に制限されてしまう結果に至っていると言える。

よって、土地使用等の承諾書は、本事業の実施要領に定められている別記様式第2号を用いるべきである。

② 土地使用等の承諾書の記載について

宮崎市内之八重地区を対象とした本事業において添付されている土地使用の承諾書は、対象地籍の表の土地所有者及び権利者名の欄の記載を欠いていた。

対象地籍の土地所有者もしくは権利者から承諾の署名・押印を得ていることを明らかにするためには、対象地籍の土地所有者及び権利者名をあらかじめ記載しておく必要がある。

したがって、対象地籍の表の土地所有者名及び権利者名は必ず記載しておかなければならない。

③ 実績報告の提出期限の徒過について

県単補助治山事業補助金交付要綱(以下、本項において「補助金交付要綱」という。)の第9条は、実績報告書の提出期限につき、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までと定めている。

(実績報告)

第9条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- ① 事業実績書
- ② 収支決算書
- ③ 竣工検査調書
- ④ 設計図書

出所:「補助金交付要綱」

しかし、実績報告書が提出されたのは、事業完了届が提出されてから30日以内ではあるが、完成検査が終了した日から起算すると30日を超えた後であった。そこで、「事業完了の日」を事業完了届が提出された日とするのか、工事の完成検査が終了した日とするのかという点が問題となる。

この点、内之八重地区における事業に関する事業完了届には、「下記のとおり完了しました」として、市による完成検査終了日が完成年月日として記載されている。また、尾谷地区及び山子地区における事業に関する事業完了届においても同様に、市による完成検査終了日が完成年月日として記載されているとともに、補助金交付請求書の事業完了年月日欄には、市による完成検査終了日が記載されている。そして、実質的に考えても、完成検査が終了したということは、その後何らの工事が予定されていないことを意味していることからすれば、その時点で事業が完了したものと扱うべきである。

よって、実績報告書の提出が提出期限を徒過していると言わざるを得ず、交付要綱の定めに違反している。

【意見】

該当なし。

(3) 自然災害防止治山事業補助金(延岡市、椎葉村)

(補助金等の概要)

事業名	自然災害防止治山事業
補助金等の名称	自然災害防止治山事業補助金
補助金等交付・支出先	延岡市、椎葉村
補助対象事業の概要	(目的) 森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全し、また、水資源のかん養、生活環境の保全・形成を

	<p>図る。</p> <p>(内容)</p> <p>治山施設(床固工、山腹工等)の新設工事</p> <p>(採択要件)</p> <p>1 災害対策基本法に基づく地域防災計画に掲げられている災害危険区域に指定された林地等において発生した災害により2戸以上の人家、又は公共施設に直接被害を与える恐れがあると認められるもの。</p> <p>2 適債事業(自然災害防止事業債)であること。</p> <p>(効果)</p> <p>安全で住みよい県土の確保・定住条件の整備に資する。</p>		
根拠法令・交付要綱等	県単補助治山事業実施要領、県単補助治山事業補助金交付要綱		
補助期間	平成2年度～終期の定めなし		
補助対象経費	県単補助治山事業実施要領に基づき実施する自然災害防止治山事業の工事費		
補助金等の算出方法(補助率等)	(補助率)3分の2以内		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	なし	なし	
平成 30 年度	なし	なし	
令和元年度	3件	7,516,000 円	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	設定なし		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	目標値	—	—
	実績値	なし	なし
目標値を設定していない理由	地域防災計画に掲げられている災害危険区域に指定された林地等において発生した災害の復旧事業であり、年度ごとに災害の発生件数が変わるため設定していない。		

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 実施要領の記載について

本補助事業では、事業計画の変更手続きについて、県単補助治山事業実施要領(以下、本項において「事業実施要領」という。)の第7に規定されている。

(事業計画の変更)
第7 市町村長は、事業計画の変更に伴い、設計変更の必要が生じた場合は速やかに設計変更(別記様式第5号)に変更設計書を添付して所轄の西臼杵支庁又は農林振興局の長に届け出なければならない。

出所:「事業実施要領」

届出に必要な書類につき「設計変更届(別記様式第5号)」と記載しなければならないところ、「設計変更(別記様式第5号)」と記載されており、「届」の文字が欠落している。

よって、事業実施要領の記載を速やかに是正すべきである。

② 実施要領に定められている事業の内容について

事業実施要領は、その別表において、自然災害防止治山事業の内容として、「治山施設(床固工、山腹工等)の新設」を定めるのみである。そして、「災害対策基本法に基づく地域防災計画に掲げられている災害危険区域に指定された林地等において発生した災害により2戸以上の人家、又は公共施設に直接被害を与える恐れがあると認められるもの」であることが事業の採択要件となっている。

事業の種類	内容	採択要件
県単集落防災	1 人家に被害を与え、又は与えるおそれのある箇所 ¹ の治山施設の新設 2 落石危険箇所 ² の転石処理施設の新設 3 市町村の管理する治山施設の維持修繕及び改良 4 災害箇所 ³ の応急的措置 5 安全施設の新設による治山施設の改良	1 災害対策基本法に基づく地域防災計画に掲げられている災害危険区域以外の箇所であること。 2 激甚災害(「激甚災害法」第2条の激甚災害として指定され、同法第2章若しくは第5条の措置を適用された災害、又は指定されることが確実である災害)以外の災害により発生した小規模の災害地であること 3 市町村の管理する治山施設

		の管理及び緊急を要する災害時の応急的工事であること。
自然災害防止治山	1 治山施設(床固工、山腹工等)の新設	1 災害対策基本法に基づく地域防災計画に掲げられている災害危険区域に指定された林地等において発生した災害により2戸以上の人家、又は公共施設に直接被害を与える恐れがあると認められるもの。 2 適債事業(自然災害防止事業債)であること。

出所:「事業実施要領」

しかし、このままでは、災害対策基本法に基づく地域防災計画に掲げられている災害危険区域内の治山施設につき、維持修繕及び改良の必要性が生じたとしても、それらの維持修繕及び改良の工事を本事業で実施することが出来ず、補助金の交付を受けることもできない。

そこで、本事業として、災害対策基本法に基づく地域防災計画に掲げられている災害危険区域内の治山施設の新設だけではなく、設置済みの同施設の維持修繕及び改良を行うことができるように、事業実施要領の別表の記載内容を変更することを検討すべきである。

(4) 自然災害防止治山事業補助金(綾町)

(補助金等の概要)

事業名	自然災害防止治山事業
補助金等の名称	自然災害防止治山事業補助金
補助金等交付・支出先	綾町
補助対象事業の概要	(目的) 森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全し、また、水資源のかん養、生活環境の保全・形成を図る。 (内容) 治山施設(床固工、山腹工等)の新設工事 (採択要件)

	<p>1 災害対策基本法に基づく地域防災計画に掲げられている災害危険区域に指定された林地等において発生した災害により2戸以上の人家、又は公共施設に直接被害を与える恐れがあると認められるもの。</p> <p>2 適債事業(自然災害防止事業債)であること。 (効果) 安全で住みよい県土の確保・定住条件の整備に資する。</p>		
根拠法令・交付要綱等	県単補助治山事業実施要領、県単補助治山事業補助金交付要綱		
補助期間	平成2年度～終期の定めなし		
補助対象経費	県単補助治山事業実施要領に基づき実施する自然災害防止治山事業の工事費		
補助金等の算出方法 (補助率等)	(補助率)3分の2以内		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	1件	800,000 円	
平成 30 年度	なし	なし	
令和元年度	1件	3,400,000 円	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	設定なし			
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
	目標値	—	—	—
	実績値	1件	なし	1件
目標値を設定していない理由	地域防災計画に掲げられている災害危険区域に指定された林地等において発生した災害の復旧事業であり、年度ごとに災害の発生件数が変わるため設定していない。			

(監査の結果)

【指摘事項】

① 実績報告の提出期限の徒過について

県単補助治山事業補助金交付要綱(以下、本項において「補助金交付要綱」という。)第9条は、実績報告書の提出期限につき、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までと定めている。

(実績報告)

第9条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- ① 事業実績書
- ② 収支決算書
- ③ 竣工検査調書
- ④ 設計図書

しかし、実績報告書が提出されたのは、事業完成届が提出されてから30日以内ではあるが、完成検査が終了した日から起算すると30日を超えた後であった。そこで、「事業完了の日」を事業完成届が提出された日とするのか、工事の完成検査が終了した日とするのかという点が問題となる。

この点、本事業の事業完成届には、「下記のとおり完成したのでお届けする」として、町による完成検査終了日が完成年月日として記載されている。そして、実質的に考えても、完成検査が終了したということは、その後何らの工事が予定されていないことを意味していることからすれば、その時点で事業が完了したものと扱うべきである。

よって、実績報告書の提出が提出期限を徒過していると言わざるを得ず、交付要綱の定めに違反している。

【意見】

該当なし。

(5)山村集落定住環境緊急整備事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	山村集落定住環境緊急整備事業
補助金等の名称	山村集落定住環境緊急整備事業補助金
補助金等交付・支出先	諸塚村、椎葉村
補助対象事業の概要	(目的) 山村地域の集落を対象に、土砂流出防止施設の整備などの事前防災や水源確保対策を実施し、災害に強い集落を緊急に整備する。 (内容) 1. ライフライン(生活道、電気、通信施設等)を保全対象とした事前防災に資する施設の整備(土砂流出防止施設、土留工等)

	2. 水源施設等の整備(治山ダム等を利用した飲料水等の取水施設、ろ過槽、溜枡等の整備、管理道の整備、防災水槽) (効果) 集落機能の保全と定住の促進		
根拠法令・交付要綱等	県単補助治山事業補助金交付要綱、山村集落定住環境緊急整備事業実施要領		
補助期間	平成 29 年度～平成 31 年度		
補助対象経費	山村集落定住環境緊急整備事業実施要領に基づき実施する事業に必要な本工事費等(本工事費、測量及び試験費)		
補助金等の算出方法 (補助率等)	(補助率)3分の2以内		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	1件	2,000,000 円	
平成 30 年度	2件	10,835,000 円	
令和元年度	3件	16,800,000 円	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	設定なし			
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
	目標値	—	—	—
	実績値	1 件	2 件	3 件
目標値を設定していない理由	「過疎地域」又は「振興山村」の指定を受けた地域で発生する山地災害等からライフライン等や水源施設を保全・整備する事業であり、年度ごとの災害発生状況により市町村からの要望件数が変わるため。			

(監査の結果)

【指摘事項】

① 実施計画概要書の記載内容の誤りについて

本補助事業を実施しようとするときは、山村集落定住環境緊急整備事業実施要領(以下、本項において「事業実施要領」という。)の第3において、市町村長が、事業実施採択申請書に実施計画概要書及び全体計画図を添付して知事に提出するものと定められている。

そして、実施計画概要書には「集落の現況」として「土地の現況」を記載する欄が設けられ、その欄には、森林とその他の土地のそれぞれの面積、そしてそれぞれの割合を記載することになっているが、その割合とは事業実施予定の集落における森林とその他の土地の割合のことである。

(事業の実施)

第3 市町村長は、事業を実施しようとするときは、事業実施採択申請書(別記様式第1号)に実施計画概要書及び全体計画図を添付して知事に提出するものとする。

出所:「事業実施要領」

*集落の現状

土地の現状	面積(ha)		
	森林	その他	
	%	%	

出所:「山村集落定住環境緊急整備事業実施計画概要書の抜粋」

しかし、諸塚村の松の平地区における事業について提出された実施計画概要書の「土地の現状」欄に記載されている森林とその他土地の割合は、事業実施予定の集落における割合ではなく、諸塚村全体の森林のうち当該集落の森林が占める割合、諸塚村全体の森林以外の土地のうち当該集落の森林以外の土地が占める割合である。

事業実施を採択する前に、記載内容の誤りを訂正させるべきである。

② 変更申請に添付された設計書の記載内容について

本補助事業の事業計画の内容の変更については、県単補助治山事業補助金交付要綱(以下、本項において「補助金交付要綱」という。)第5条に規定があり、県単補助治山事業変更承認申請書に変更前と変更後の内容を記載した事業計画書及び収支予算書、変更設計図書を添えて知事に提出しなければならない。

(事業計画の変更承認)

第5条 規則第10条第2項第1号の規定により事業計画の内容の変更について知事の指示を受けようとするときは、県単補助治山事業変更承認申請書に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 変更前と変更後の内容を記載した事業計画書及び収支予算書
- (2) 変更設計図書

出所:「補助金交付要綱」

(補助事業の遂行等)

第10条 …

2 補助事業者は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ知事に報告してその指示を受けなければならない。ただし、第1号の場合においてその変更が知事が別に定める範囲内の軽微なものである場合は、この限りでない。

(1) 事業計画書、収支予算書その他第3条の規定により知事に提出した書類の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったとき。

出所:「補助金等の交付に関する規則」

そして、諸塚村の集落を対象として行われた事業において、事業計画の内容の変更申請が行われている。

しかし、当該事業実施の採択申請時の事業設計書には工事概要として「かご工 L=77m」との記載のみであったにもかかわらず、変更申請に添付されている事業設計書の工事概要の前回欄には、かご工だけでなく、掘削工、盛土工、残土処理工、排水施設工、路面工、取壊工という工事内容が追加されて列挙されている。「前回」とは変更前の工事概要のことを意味するはずであるから、変更申請に添付されている事業設計書の工事概要の前回欄には、当該事業が採択された際に申請していた工事内容、すなわち「かご工 L=77m」と記載すべきである。そのように記載しなければ、工事内容の変更の連続性を欠いてしまう。

変更申請の際には、事業が採択された際に申請していた工事内容を、変更前の工事内容としてそのまま正確に記載しておくべきである。

【意見】

① 事業実施の採択要件について

本補助事業の実施については、事業実施要領の第3の2において、知事が審査することが規定されているが、事業実施要領の第3の3はその審査の際の要件を次のとおり規定する。

(事業の実施)

第3 …

2 知事は、前項の規定による申請を審査のうえ、予算の範囲内において当該事業を実施することが適当と認めるときは事業実施の採択を決定し、事業実施採択通知書(別記様式第2号)により市町村長に通知するものとする。

3 前項の審査は、別表の「採択要件」欄に掲げるもののほか次に掲げる要件により行うものとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 事業の規模が適正に計画されており円滑な実施が見込まれること。 ② 事業の実施について地元関係者の意欲が高いこと。 ③ 整備された施設の管理が適正に行われると見込まれること。 ④ 既存の同種制度事業との整合性が保たれていること。 ⑤ 地域住民の意向が十分反映された事業内容であること。 |
|---|

出所:「事業実施要領」

しかし、このうちの②については、「地元関係者」というのが一体誰を指しているのかが不明瞭であるし、「意欲が高い」ことをどのように判断するのかについても基準も定かではない。もっとも、⑤において「地域住民の意向が十分反映された事業内容であること」という要件が別途定められていることからすれば、この要件のみで地域の実情や意向に応じた事業が実施されることは十分に担保されると考えられる。

そこで、②の「事業の実施について地元関係者の意欲が高いこと」という要件は削除してもよいと考える。

(6)有害鳥獣捕獲促進総合対策事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	シカ・イノシシ捕獲促進特別対策事業
補助金等の名称	有害鳥獣捕獲促進総合対策事業補助金
補助金等交付・支出先	高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>野生鳥獣による農林作物等への被害の軽減及び野生イノシシ捕獲による豚コレラ対策を強化するため。</p> <p>(内容)</p> <p>1. 市町村が行うシカ有害鳥獣の捕獲を助成</p> <p>2. 豚コレラ対策として、野生イノシシの生息数を減らすため、市町村が行う有害鳥獣の捕獲を助成</p> <p>*野生イノシシの捕獲については、令和元年 11 月1日から事業内容に加わった。</p> <p>(効果)</p> <p>農林作物等への被害の軽減</p>
根拠法令・交付要綱等	有害鳥獣捕獲促進総合対策事業補助金交付要綱、有害鳥獣捕獲促進総合対策事業実施要領
補助期間	平成30年度～令和2年度

補助対象経費	市町村が市町村有害鳥獣対策協議会等に対し、実施要領に基づき行うシカ及びイノシシの有害捕獲により捕獲されたシカ及びイノシシ1頭につき別表第2により補助を行う場合の当該補助に要する経費		
補助金等の算出方法 (補助率等)	<p>①財政力指数が県の財政力指数を下回る市町村にあつては、補助率は、補助対象経費の2分の1以内とする。</p> <p>②財政力指数が県の財政力指数以上の市町村にあつては、次の算式により算出した補助率以内(この場合、得られた数値が小数点以下第4位を有するときは、小数点以下第4位を四捨五入する。)とし、2分の1を上限とする。</p> <p><算式></p> $0.50 \times (\text{県の財政力指数} / \text{当該市町村の財政力指数}) \times \text{補正係数}$ <p>*補正係数は、(1+当該市町村のシカ及びイノシシによる被害額の過去3か年平均/県全体のシカ及びイノシシによる被害額の過去3か年平均) × (1+当該市町村のシカ及びイノシシの捕獲数の過去3か年平均/県全体のシカ及びイノシシの捕獲頭数の過去3か年平均)で算出した数値。なお、①及び②の補助率を用いて算出された補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成29年度	—	—	
平成30年度	2件	2,171,000円	
令和元年度	3件	3,409,000円	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	設定なし		
目標値及び実績値	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	目標値	—	—
	実績値	—	2件
目標値を設定していない理由	当該事業は、有害鳥獣捕獲等対策事業の一内容であり、有害鳥獣捕獲等対策事業の目標としては、平成25年度に125,000頭だったシカの生息数を、令和5年度には63,000頭に半減させることが設定されているが、有害捕獲では、農林作物等の被害を防止するために必要な数(有害捕獲許		

	可頭数以内)を捕獲するため、当該事業に特化した目標値は設定していない。
--	-------------------------------------

別表第2

事業区分		単価及び捕獲頭数
シカ・イノシシ捕獲促進特別対策事業	シカ有害捕獲(通常期間)	<p>次の算式により算出した有害捕獲(通常期間)頭数については、1頭につき8,000円とする。</p> <p>ただし、市町村の助成額が1頭につき8,000円を下回る場合は、その金額とする。また、捕獲状況に伴い次の算式により算出した当該市町村の捕獲計画頭数と捕獲実績頭数に差異が生じた場合は、捕獲頭数の調整を行う。</p> <p><算式></p> $(\text{通常期間基準頭数}) \times (\text{当該市町村の有害鳥獣捕獲許可により捕獲したシカの頭数} / \text{県内の有害鳥獣捕獲許可により捕獲したシカの頭数の合計})$
	シカ有害捕獲(捕獲促進期間)	<p>次の算式により算出した有害捕獲(捕獲促進期間)頭数については、1頭につき10,000円とする。</p> <p>ただし、市町村の助成額が1頭につき10,000円を下回る場合は、その金額とする。また、捕獲状況に伴い次の算式により算出した当該市町村の捕獲計画頭数と捕獲実績頭数に差異が生じた場合は、捕獲頭数の調整を行う。</p> <p><算式></p> $(\text{捕獲促進期間基準頭数}) \times (\text{当該市町村の有害鳥獣捕獲許可により捕獲したシカの頭数} / \text{県内の有害鳥獣捕獲許可により捕獲したシカの頭数の合計})$
	イノシシ有害捕獲(通年)	<p>次の算式により算出した有害捕獲(通年)頭数については、1頭につき7,000円とする。</p> <p>ただし、市町村の助成額が1頭につき7,000円を下回る場合は、その金額とする。また、捕獲状況に伴い次の算式により算出した当該市町村の捕獲計画頭数と捕獲実績頭数に差異が生じた場合は、捕獲頭数の調整を行う。</p> <p><算式></p> $(\text{通年基準頭数}) \times (\text{当該市町村の有害鳥獣捕獲許可により捕獲したイノシシの頭数} / \text{県内の有害鳥獣捕獲許可により捕獲したイノシシの頭数の合計})$

- 備考 1 基準頭数とは、県全体の捕獲計画頭数をいい、シカ及びイノシシの推定生息数及びシカ及びイノシシの捕獲実績を考慮し、知事が別に定める。
- 2 捕獲したシカ及びイノシシの頭数は、有害捕獲許可により事業実施年度の前々年度から3か年捕獲したシカ及びイノシシの頭数の平均とする。
- 3 有害捕獲とは、農林作物等に被害を及ぼすシカ及びイノシシについて、捕獲許可を受けて行うシカ及びイノシシの捕獲をいう。
- 4 通常期間とは、毎年度6月1日～3月31日の間の期間をいう。ただし、有害鳥獣捕獲促進総合対策事業実施要領の別紙1のシカ捕獲促進地域以外の地域では、毎年度4月1日～5月31日の間の期間を含むものとする。
- 5 捕獲促進期間とは、毎年度4月1日～5月31日の間の期間を含むものとする。
- 6 通年とは、毎年度4月1日～3月31日までの期間をいう。

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 収支計算表の金額の誤りについて

五ヶ瀬町の実績報告書に添付されている事業実績書及び収支精算書では、事業費額が1,494,000円と記載され、さらに収支精算書では、その内訳につき県からの補助金として747,000円、市町村費として747,000円であったことが記載されている。

しかし、同じく添付されているシカ捕獲実績票によれば、県からの補助金が747,000円、市町村費として933,000円、事業費合計額が1,680,000円となっている。

収支精算書には、実績に応じた正確な金額を記載すべきである。

② 補助金の交付先の要件について

有害鳥獣捕獲促進総合対策事業補助金交付要綱(以下、本項において「補助金交付要綱」という。)は、その第2条において、補助金の交付の対象となる者の要件を次のとおり定めている。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと
- (2) 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住している者に限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

(3) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(4) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

出所:「補助金交付要綱」

しかし、同要綱は、その第1条において、その交付の対象先を市町村に限っている。

(趣旨)

第1条 県は、野生鳥獣による農林作物等への被害の軽減及び野生イノシシ捕獲による豚コレラ対策を強化するため、予算で定めるところにより、市町村に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則(昭和39年宮崎県規則第49号)。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

このように、交付の対象先を市町村に限っていることからすれば、第2条の定めは不要である。

もともと、当該補助金は、同要綱に基づいて交付を受けた市町村からさらに協議会等に対して交付されることが予定されている。その協議会等に対して、第2条に定めている要件を課すという趣旨であるならば、そのことが明確になるように要綱の定めを改正すべきである。その際には、「鳥獣保護区等周辺被害防止対策事業補助金交付要綱」の第1条及び第2条の規定が参考になるであろう。

③ 捕獲したシカの個体写真について

有害鳥獣捕獲促進総合対策事業実施要領(以下、本項において「事業実施要領」という。)の第4条は、捕獲の確認検査として、本事業に基づいてシカ及びイノシシを捕獲した各市町村の有害鳥獣対策協議会等に対し、捕獲したシカ及びイノシシの個体写真を市町村長に提出することを義務付けている。

(捕獲の確認検査)

第4条 シカ等捕獲事業に基づきシカ及びイノシシを捕獲した協議会は、遅滞なくシカ・イノシシ捕獲実績票(別記様式第3号)及び捕獲したシカ及びイノシシの尾(以下「尾」という。)並びに別紙2に基づく捕獲したシカ及びイノシシの個体写真(以下「個体写真」という。)を市町村に提出しなければならない。

出所:「事業実施要領」

そして、その個体写真を撮影する際には、写真で判別できる大きさのボード等に捕獲情報(整理番号、捕獲班名、捕獲者、捕獲日、性別)を記入して、そのボード等を一緒に撮影することとされている。

(捕獲したシカ及びイノシシの写真の撮影方法)

1 撮影
捕獲個体、捕獲情報、従事者証等の3点が1枚の写真に入るように撮影する。
【現地確認の場合】
捕獲個体、捕獲従事者(又は従事者証等)の2点が1枚の写真に入るように撮影する。
* 書類確認の撮影方法でも可とする。
2 捕獲個体への整理番号の表示
捕獲団体の右側面に整理番号をペンキ等で表示する。
3 捕獲情報の記入
ボード等に整理番号、捕獲班名、捕獲者、捕獲日、性別を記入する。
4 捕獲情報
③ 捕獲情報は、写真で判別できる大きさにボード等に記入すること。

出所:「事業実施要領 別紙2」

しかし、ボード等に記載された捕獲情報が、撮影時の光の反射などにより読み取れない個体写真が散見される。

したがって、ボード等に記載された捕獲情報が読み取れるように個体写真を撮影するように、注意喚起をしておくことが必要である。

(7)鳥獣保護区等周辺被害防止対策事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	鳥獣保護区等周辺被害防止対策事業
補助金等の名称	鳥獣保護区等周辺被害防止対策事業補助金
補助金等交付・支出先	高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
補助対象事業の概要	(目的) 鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域(以下「鳥獣保護区等」という。)及びその周辺の農林地において、野生鳥獣による農林作物等への被害を軽減する。 (内容) 鳥獣保護区等内やその周辺地域での電気防護柵、音響式防除

	機、箱わな、囲いわな、くくりわな、ワイヤーメッシュ柵(以下「防護・捕獲用施設」という。)の設置 (効果) 野生鳥獣による農林作物等の被害軽減と生物多様性の保全が図られる		
根拠法令・交付要綱等	鳥獣保護区等周辺被害防止対策事業補助金交付要綱、鳥獣保護区等周辺被害防止対策事業実施要領		
補助期間	令和元年度～令和3年度		
補助対象経費	市町村が農林業者等の行う野生鳥獣被害防止対策に要する経費(防護・捕獲用施設の設置に要する経費)について補助する場合における当該補助に要する経費		
補助金等の算出方法 (補助率等)	<p>1 財政力指数の過去3か年の平均が県の財政力指数の3か年の平均を下回る市町村にあつては、補助率は、補助対象経費の2分の1以内とする。</p> <p>2 財政力指数の過去3か年の平均が県の財政力指数の3か年の平均以上の市町村にあつては、次の算式により算出した補助率以内(この場合、得られた数値が小数点以下第4位を有するときは、小数点以下第4位を四捨五入する。)とし、2分の1を上限とする。</p> <p><算式> $0.50 \times (\text{県の財政力指数の過去3か年平均} / \text{当該市町村の財政力指数の過去3か年平均}) \times \text{補正係数}$ * 補正係数は、$(1 + \text{当該市町村のシカ、サル、イノシシの捕獲数の過去3か年平均} / \text{県全体の捕獲数の過去3か年平均}) \times (1 + \text{当該市町村の有害鳥獣捕獲班員数の過去3か年平均} / \text{県全体の有害鳥獣捕獲班員数の過去3か年平均})$で算出した数値</p> <p>3 防護・捕獲用施設の設置に対する補助額については、上記1又は2の補助率を用いて算出された補助額が、知事が別に定める標準経費の3分の1を越えるときは、上記1及び2の規定にかかわらず、当該標準経費の3分の1を上限とする。</p> <p>4 補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成29年度	—	—	
平成30年度	—	—	
令和元年度	3件	6,027,000円	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	設定なし		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	目標値	—	—
	実績値	—	3件
目標値を設定していない理由	本事業は、県内全域における野生鳥獣による農林作物等の被害の軽減を目的に行っており、この目的の達成のためには、このほかにも様々な取組が行われているため、本事業に限定した目標値の設定を行ってはいない。		

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 事業計画書及び事業実績書に添付されている位置図について

鳥獣保護区等周辺被害防止対策事業補助金交付要綱は、本補助金の交付申請において用いる事業計画書を別記様式第1号として定め、実績報告において用いる事業実績書を別記様式第3号として定め、それぞれにおける添付書類として、設置計画箇所もしくは設置個所を示した位置図の添付を求めている。

鳥獣保護区等及びその周辺の農林地において野生鳥獣による農林作物等への被害を軽減するという本事業の目的からすれば、ここで添付が求められている位置図というのは、電気柵等の設置個所が鳥獣保護区等内もしくはその周辺であることが分かるものでなければならない。

しかし、添付されている位置図は、そのすべてが、単なる各町の全域図に電気柵等の設置位置を記しているだけのものであり、鳥獣保護区等の範囲がまったく記されていない。

担当部課によれば、交付申請者から書類提出が行われた際に、担当者において鳥獣保護区等の範囲確認を行っているとのことであるが、上記の本事業の目的からすれば、鳥獣保護区等の範囲が明示されている位置図のみを、事業計画書や実績報告書の添付資料の位置図として取り扱うべきである。

3. 森林経営課

(1) 「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業（林業作業士養成研修事業）補助金

(補助金等の概要)

事業名	「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業		
補助金等の名称	「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業(林業作業士養成研修事業)補助金		
補助金等交付・支出先	(公社)宮崎県林業労働機械化センター		
補助対象事業の概要	<p>(目的)現場技能者を対象に林業就業に必要な免許・資格等の研修に加え、林業事業体職員を対象に低コストで効率的な森林施業や持続的な林業経営等の研修を実施し、実践的な人材育成を総合的に行う。</p> <p>(内容)県内の林業事業体に雇用されている者等を対象に、林業就業に必要な資格の取得研修に加えて、労働安全や低コスト森林施業などの座学と現地研修を行う。</p> <p>(効果)本県林業の成長産業化をリードする人材が総合的に育成される。</p>		
根拠法令・交付要綱等	<p>「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業補助金交付要綱</p> <p>みやざき林業大学校(短期過程)研修事業実施要領</p>		
補助期間	始期 令和元年度～終期 令和3年度		
補助対象経費	林業作業士養成に必要な経費		
補助金等の算出方法 (補助率等)	定額		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	—	—	
平成 30 年度	—	—	
令和元年度	1	4,922,000	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	林業担い手育成総合研修「みやざき林業大学校」基本計画に位置付けられる「みやざき林業大学校」は、5つの研修
-----------	--

	<p>コースを設けている。そのうちのひとつである短期課程では、現場技能者、林業事業体職員、木材加工技術者等を年間135名養成する計画になっているが、本事業で実施する現場技能者を対象にした標記研修では20名を養成することとしている。</p> <p>養成者数 20名</p>		
目標値及び実績値	平成29年度	平成30年度	令和元年度
目標値	—	—	20名
実績値	—	—	15名
目標値を設定していない理由	—		

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

該当なし。

(2)コンテナ苗供給拡大体制整備事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	コンテナ苗供給拡大体制整備事業
補助金等の名称	コンテナ苗供給拡大体制整備事業補助金
補助金等交付・支出先	宮崎県緑化樹苗農業協同組合
補助対象事業の概要	<p>(目的)造林コストの低減に資する一貫作業システムの推進に必要な、コンテナ苗の供給拡大に向けた取組を支援する</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンテナ苗生産施設整備への支援(生産量5万本未満の生産者) ・コンテナ苗技術研修会の開催、相談員の設置費用に対する支援 ・新規コンテナ苗生産者の試験的生産への支援 ・コンテナ苗生産向けの穂木確保への支援 <p>(効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンテナ苗の供給が安定することで、造林コストの低減に資する一貫作業システムの推進が可能になり、再造林が推進される

	・コンテナ苗生産者の意欲向上、経営の安定化が図られ、後継者や新規参入の定着が期待できる		
根拠法令・交付要綱等	コンテナ苗供給拡大体制整備事業補助金交付要綱		
補助期間	始期 令和元年度～終期 令和3年度		
補助対象経費	生産施設等装置、生産機械器具、生産資材		
補助金等の算出方法 (補助率等)	定額・定率		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	—	—	
平成 30 年度	—	—	
令和元年度	1	11,920,000	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	第7次宮崎県森林・林業長期計画(改訂計画)に基づき、コンテナ苗生産量 704 千本(平成 30 年度実績)から 1,500 千本(令和3年度末)		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	目標値	—	—
	実績値	—	—
目標値を設定していない理由	—		

※令和元年度補助対象生産者のコンテナ苗生産量は 148 千本であった。

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 成果指標について

達成すべき成果指標として掲載しているコンテナ苗生産量は、県全体の目標生産量である。大がかりなコンテナ苗による植え付けは国の補助によって賄われ、当該県の補助金は生産量 5 万本未満の比較的小規模生産者を対象としている。この補助金によって、小規模事業者等がコンテナ苗生産意欲向上、経営の安定化が図られ、後継者や新規参入の定着が期待できる。よって、この補助金の効果を正確に見極めるためには、補助対象となった苗木生産者がコンテナ苗を利用する目標値及び実績値で効果を測るべきと考える。

(3)水を貯え、災害に強い森林づくり事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	水を貯え、災害に強い森林づくり事業		
補助金等の名称	水を貯え、災害に強い森林づくり事業補助金		
補助金等交付・支出先	森林経営計画の認定を受けた者、森林施業計画の認定を受けた者、特定間伐材等促進計画の実施主体に位置付けられた者等		
補助対象事業の概要	<p>(目的) 森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、荒廃林地等への広葉樹造林や伐採後の速やかな再生林を推進する。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源地等の上流域で放置された森林を対象に行う広葉樹造林等に対する支援 ・伐採後の速やかな植栽を行う <p>(効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植栽未済地への広葉樹造林や速やかな再生林によって、森林の公益的機能の早期回復が図られる ・森林の持つ水源涵養機能や土砂流出防止機能等が向上する。 ・森林水源を利用する川下側の再生林への意識が高まり、支援への合意形成が図られる 		
根拠法令・交付要綱等	水を貯え、災害に強い森林づくり事業補助金交付要綱		
補助期間	始期 令和元年度～終期 令和3年度		
補助対象経費	人工造林及び付帯施設に要する費用		
補助金等の算出方法(補助率等)	定額・定率		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	—	—	
平成 30 年度	—	—	
令和元年度	29	165,326,002	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	平成 28 年度から平成 30 年度の同事業の実績(広葉樹造林面積 260ha、速やかな再生林面積 2,730ha)以上の面積を目標値として設定。
-----------	---

	広葉樹造林等面積 270ha(令和元年度から令和3年度) 速やかな再生造林面積 3,000ha(令和元年度から令和3年度)		
目標値及び実績値	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	目標値	—	—
	—	—	90ha,1,000ha
	—	—	101.3ha,971.3ha
目標値を設定していない理由	—		

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 中期的な補助金の効果検証について

広葉樹が成長して公益的機能が早期回復されるかどうかは、長期的に樹木が成長しないとわからない。しかし、補助金の効果検証を行うために補助金等交付・支出先に樹木が定着するまで中期的な報告義務を課すことが望まれる。

(4) 県単林道災害復旧事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	県単林道災害復旧事業
補助金等の名称	県単林道災害復旧事業補助金
補助金等交付・支出先	日向市、美郷町、諸塚村
補助対象事業の概要	(目的) 林業の経営及び民生の安定を図るため (内容) 市町村又は森林組合が実施する国庫補助対象事業に該当しない林道災害復旧及び国土保全作業道災害復旧に要する費用に対する補助 (効果) 災害の早期復旧による林業経営及び民生の安定
根拠法令・交付要綱等	補助金等の交付に関する規則 民有林林道災害復旧事業補助金交付要綱 県単林道災害復旧事業実施要領
補助期間	始期 昭和47年度～終期 なし
補助対象経費	市町村または森林組合が実施する林道災害復旧事業に要する経費

補助金等の算出方法 (補助率等)	定率(5/10以内)		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成29年度	5	17,600,000	
平成30年度	5	15,412,000	
令和元年度	3	23,506,000	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	設定なし		
目標値及び実績値	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	目標値	—	—
	実績値	13箇所	6箇所
目標値を設定していない理由	突発的に発生した災害へ対応する事業であり、目標値を設定して計画的に実施するものではないため。		

(監査の結果)

【指摘事項】

① 県単林道災害復旧事業実施要領に基づく手続き

要領第3事業計画書(2)には、「事業計画書は、災害発生の日から30日までに西臼杵支庁及び農林振興局長を経由して知事に提出するものとする。」と記載があるが、事業計画書の多くは30日までに提出されていなかった。県は、当年度発生災害以外は、災害があった翌年度5月に各市町村から要望を聴き、6月以降に市町村から事業計画書の提出を受け、市町村や管轄する振興局内の優先順位を考慮して補助金交付先を決定している。したがって、県は要領どおり事業計画書を30日までに市町村より提出させるよう徹底すべきである。

【意見】

該当なし。

(5)環境配慮型路網機能強化事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	環境配慮型路網機能強化事業
補助金等の名称	環境配慮型路網機能強化事業補助金
補助金等交付・支出先	美郷町
補助対象事業の概要	(目的)根株の再生利用や県産材の積極的な利用及び土砂流出

	対策を講じた環境配慮型の林道、作業道の整備 (内容)環境に配慮した林道、作業道の開設や河川への土砂流出防止対策を講じた林道、作業道の開設、舗装 (効果)廃材や環境材の利用促進及び河川への土砂流出防止		
根拠法令・交付要綱等	環境配慮型路網機能強化事業補助金交付要綱 エコ林道等整備事業実施要領		
補助期間	始期平成17年度～終期 なし		
補助対象経費	(1)根株等の現地発生材や県産材を活用した環境配慮型の林道の開設、舗装、及び作業道の開設に要する費用 (2)河川への土砂等流出防止対策を講じた林道の開設、舗装及び作業道の開設に要する費用		
補助金等の算出方法 (補助率等)	定率		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	1	16,500,000	
平成 30 年度	1	15,250,000	
令和元年度	1	12,200,000	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	第7次宮崎県森林・林業長期計画において、地形や地質等の自然条件に即した路網整備を進めるとしており、当事業ではその一環として、路面の流失防止を図るため、林道の舗装目標値を整備区域毎に設定し、計画的に舗装を実施。 林道整備(舗装)5,599m(平成25年度から令和2年度)			
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
	目標値	1130.0m	990.0m	970.0m
	実績値	1070.9m	1009.5m	538.5m
目標値を設定していない理由	—			

※平成25年から令和元年までの舗装実績距離は5,033mであり、達成率は89.9%となっている。実績値が目標値に及ばない年度が生じている理由は、現場の路面状況による事業規模や法面状況によって工事作業が遅れた事によるものである。

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

該当なし。

(6) 森林路網ストック活用緊急整備事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	森林路網ストック活用緊急整備事業		
補助金等の名称	森林路網ストック活用緊急整備事業補助金		
補助金等交付・支出先	美郷町、椎葉村		
補助対象事業の概要	(目的) 森林施業の集約化と林内路網の整備を進め、施業コストの低減を図る (内容) 国土保全作業道等の改良による林業専用道への格上げや低規格作業路の幅員拡幅等、路線の補強・強化 (効果) 路網の規格変更による木材輸送量の向上等により、森林施業の低コスト化が図れる		
根拠法令・交付要綱等	森林路網ストック活用緊急整備事業補助金交付要綱 森林路網ストック活用緊急整備事業実施要領		
補助期間	始期 平成24年度～終期 なし		
補助対象経費	要綱別表1に定める		
補助金等の算出方法(補助率)	定率(要綱別表1に定める範囲内)		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成29年度	2	10,380,000	
平成30年度	2	15,120,000	
令和元年度	2	13,733,000	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	第7次宮崎県森林・林業長期計画において、木材生産の効率化・低コスト化を推進するため、高規格作業道の整備を進めるとしており、当事業ではその一環として作業道の改良・改築の目標値を整備区域毎に設定し、計画的に実施。
-----------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・国土保全作業道改良事業 3箇所(平成 29 年度から令和元年度) ・低規格作業道改築事業 28箇所(平成 29 年度から令和元年度) 		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
目標値	10 箇所	10 箇所	11 箇所
実績値	10 箇所	10 箇所	11 箇所
目標値を設定していない理由	—		

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 目的達成するだけの費用負担であるか判断材料の検討

対象路網を整備する事によって経済効果は得られる想像は容易である。しかし、その経済効果に見合う補助金であるかどうかの検討はなされていない。例えば対象路網整備の耐用年数期間内に、木材輸送量増加や輸送コストの削減、林業作業者の労働短縮効果及び林業作業者の危険回避効果などの経済的効果が得られるか等の調査等により、路網整備の妥当性を検討する必要があるのではないかと解する。

林業作業者の労働短縮効果や危険回避効果など、改良においては、路網整備の妥当性を指標化し評価することについては、国の同様の事業においても行っておらず、その調査方法等も確立されていない。

しかしながら、国においては、これに代わるものとして、対象路線に係る森林の蓄積と今後見込まれる森林の成長量を改良効果指数(森林資源の持つポテンシャル量)として数値化し、一定の基準以上のものを補助金の対象とする方法を取っていることから、県も同様の指数により路網整備の妥当性を判断できるものと考えられる。

4. 山村・木材振興課

(1)みやざきスギ次世代流通モデル構築事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	みやざきスギ次世代流通モデル構築事業
補助金等の名称	みやざきスギ次世代流通モデル構築事業補助金
補助金等交付・支出先	宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会 他6件
補助対象事業の概要	<p>(目的)2020年の東京オリンピック・パラリンピックや合法木材流通促進法の施行を契機に、森林認証材等の産地や合法性の確かな木材の需要拡大が期待されている。このため、川上から都市部まで森林認証材等が円滑に流通するシステムを構築し、需要者ニーズに的確に対応できる生産・供給や再造林の促進を担う素材生産事業者の経営基盤の強化を図る</p> <p>(内容)素材生産事業者の経営強化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐採と一体化した再造林対策に関する支援 ・伐採箇所の団地化、効率化に関する支援 ・高性能林業機械のアタッチメントの機能強化に関する支援 <p>(効果)・伐採と一体化した再造林の促進により、森林資源が循環し、循環型林業の確率が図られる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素材生産事業者の経営基盤の底上げによる森林経営能力の優れた認定林業事業体の増加が期待される
根拠法令・交付要綱等	みやざきスギ次世代流通モデル構築事業補助金交付要綱
補助期間	始期 平成 29 年度～終期 令和元年度
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採と一体化した再造林に係る技術習得のための研修実施 県内の素材生産事業者で組織する団体が行うこの事業に要する経費 ・伐採箇所の団地化により施業の効率化を図ったうえで実施する伐採と一体化した再造林 県内の素材生産事業者が組織する団体が県内の素材生産事業者に対し、上記の事業に要する経費について補助する場合における当該補助に要する経費 ・高性能林業機械のアタッチメント機能強化 伐採と一体化した再造林に取り組む県内の素材生産事業者が行う上記の事業に要する経費

補助金等の算出方法 (補助率等)	定額		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	17	51,915,405	
平成 30 年度	16	37,991,974	
令和元年度	16	39,433,577	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	①コンテナ苗を活用した造林技術向上に関する研修会の開催回数 ②伐採箇所の団地化、効率化を行った面積		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
目標値	①3 回 ②20ha	①3 回 ②20ha	①3 回 ②20ha
実績値	①3 回 ②22.03ha	①3 回 ②23.94ha	①2 回 ②25.55ha
目標値を設定していない理由	—		

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

該当なし。

(2)木質バイオマス活用型再造林推進モデル事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	木質バイオマス活用型再造林推進モデル事業
補助金等の名称	木質バイオマス活用型再造林推進モデル事業補助金
補助金等交付・支出先	西臼杵地域木質バイオマス供給協議会 他6件
補助対象事業の概要	(目的)未利用木質資源を活用した再造林を推進し、循環型林業の確立を図る (内容)再造林が確実に実施される箇所を対象に、林地残材等木

	質バイオマス資源の収集運搬や、再造林の支障となる台風等気象災害で発生した風倒等被害木の搬出運搬を支援 (効果)再造林の推進、木質バイオマス資源利用の促進、中山間地域の産業振興		
根拠法令・交付要綱等	木質バイオマス活用型造林推進モデル事業補助金交付要綱		
補助期間	始期 令和元年度～終期 令和3年度		
補助対象経費	① 木質バイオマス活用型再造林支援 ・地域協議会運営 補助事業に係る申請書作成、取りまとめ、現地確認指導、研修会開催等の協議会運営に要する経費 ・木質バイオマス運搬支援 再造林が確実に実施される箇所において、木質バイオマス資源の山土場等から利用施設までの輸送に要する経費 ② 風倒等被害木活用型再造林支援 再造林の支障となる風倒等被害木の整理及び林縁までの搬出に要する経費		
補助金等の算出方法 (補助率等)	定額		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	—	—	
平成 30 年度	—	—	
令和元年度	7	14,046,000	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	再造林の推進(予算編成時に年度目標を設定)			
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
	目標値	—	—	108ha
	実績値	—	—	199ha
目標値を設定していない理由	—			

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

該当なし。

(3)みやざきスギを魅せる「空間・人」づくり事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	みやざきスギを魅せる「空間・人」づくり事業
補助金等の名称	みやざきスギを魅せる「空間・人」づくり事業補助金
補助金等交付・支出先	特定非営利活動法人善き友の会 他3件
補助対象事業の概要	<p>(目的) 県産材の利用拡大を通じた林業の振興及び地域の活性化を図る</p> <p>(内容) 県民が木材の良さを体感できる PR 効果の高いスペースの木造化等を支援する</p> <p>(効果) 木のある空間が創出され、県産材の利用拡大が図られる</p>
根拠法令・交付要綱等	みやざきスギを魅せる「空間・人」づくり事業補助金交付要綱
補助期間	始期 令和元年度～終期 令和3年度
補助対象経費	<p>・PR 型(木造施設建設及び木質化支援)</p> <p>PR 効果の高い公的スペースにおける木造施設建設や木質化に要する経費のうち、県産材かつ合法木材である事を証明できる木材費。ただし、木造化・木質化の提案や木の魅力ある空間の創造内容を広く PR するための取組と併せて行うものに限る。</p> <p>・PR 型(木製施設設置支援)</p> <p>県産材かつ合法木材であることを証明できる木材を使用した、PR 効果の高い公的スペースにおける木製施設の設置に要する経費。ただし、木製施設設置の提案や木の魅力ある空間の創造内容を広く PR するための取組と併せて行うものに限る。</p> <p>・大型材活用型</p> <p>大径材を活用した製材品や製品を使用し、工事完成後において、当該部分が目視できる非住宅の木造施設建設や木質化に要する経費のうち、県産大径材かつ合法木材であることを証明できる木材費。ただし、当該施設の施工途中又は竣工後において、設計内容や構造の見学会や内覧会等を行うものに限る。</p> <p>・CLT 等活用型</p> <p>CLT 等新たな木質建築材料を使用した非住宅の木造施設建設や木質化に要する経費のうち、県産材かつ合法木材であることを証明できる木材費、これに係る木材加工費及び運搬費。</p> <p>ただし、当該施設の施工途中又は竣工後に現場見学会や内覧会等を行うものに限る。</p>

補助金等の算出方法 (補助率等)	定率		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	—	—	
平成 30 年度	—	—	
令和元年度	4	3,939,000	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	本事業は、木造化・木質化を実施した施設を一般県民にPRし、その良さを分かってもらい、県産材の需要拡大に繋げるものである。このため、成果指標としては、マスメディアを活用したPRや現地見学会の開催など、一般県民へのPRの実施頻度とする。			
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
	目標値	—	—	7回
	実績値	—	—	4回
目標値を設定していない理由	—			

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

該当なし。

(4) 森林の仕事就業定着促進事業(継続雇用支援)補助金

(補助金等の概要)

事業名	森林の仕事就業定着促進事業
補助金等の名称	森林の仕事就業定着促進事業(継続雇用支援)補助金
補助金等交付・支出先	西臼杵森林組合 他41件
補助対象事業の概要	(目的) 認定林業事業体に雇用された者の林業への定着を促進し、次代を担う林業就業者の育成を図る (内容) 「緑の雇用」現場技能者育成推進事業林業作業士1年目

	研修修了者等を引き続き雇用した認定林業事業者への助成を行う (効果)林業就業者の定着・育成を推進する		
根拠法令・交付要綱等	宮崎県林業担い手総合対策基金事業(森林の仕事就業定着促進事業)補助金交付要綱		
補助期間	始期 平成 29 年度～終期 令和3年度		
補助対象経費	(1) 継続雇用支援 助成金支給		
	雇用する年数	金額	
	1年目	30,000円/月	
	2年目	20,000円/月	
	3年目	10,000円/月	
	(2) 再参入者支援 助成金支給 30,000円/月		
補助金等の算出方法 (補助率等)	定額		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	33	7,440,000	
平成 30 年度	43	12,200,000	
令和元年度	42	11,040,000	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	新規就業者の定着率100%			
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
	目標値	100	100	100
	実績値	88	79	86
目標値を設定していない理由	—			

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

該当なし。

(5) 就労条件整備事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	就労条件整備事業		
補助金等の名称	就労条件整備事業補助金		
補助金等交付・支出先	株式会社石波林業 他7件		
補助対象事業の概要	<p>(目的) 林業労働者の確保と定着を図るために就労条件の整備を図る</p> <p>(内容) 事業主が負担する雇用労働者の労働保険、社会保険、退職金共済掛金の一部を助成する</p> <p>(効果) 他の産業並みの社会保障や雇用の安定化</p>		
根拠法令・交付要綱等	宮崎県林業担い手総合対策基金事業(就労条件整備事業)補助金交付要綱		
補助期間	始期 平成5年度～終期 なし		
補助対象経費	雇用労働者に係る労働保険、社会保険及び退職金共済保険の事業主掛金の一部定額助成		
補助金等の算出方法 (補助率等)	定額		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	6	11,568,000	
平成 30 年度	6	12,796,000	
令和元年度	8	13,517,000	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	年間新規就業者120人の確保			
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
	目標値	120人	120人	120人
	実績値	178人	163人	211人
目標値を設定していない理由	—			

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

該当なし。

(6)中核認定林業事業体循環型林業推進事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	中核認定林業事業体循環型林業推進事業		
補助金等の名称	中核認定林業事業体循環型林業推進事業補助金		
補助金等交付・支出先	西臼杵森林組合 他 17 件		
補助対象事業の概要	<p>(目的) 林業採算性の低下や森林整備を担う人材の減少等により、伐採跡地の再造林対策が課題となっているため、中核認定林業事業体を育成強化し循環型林業の確立を図る</p> <p>(内容) 生産性向上等のための資格取得、労働強度軽減のための器具の導入等、再造林推進に必要な事業体の活動への支援を行う</p> <p>(効果) 林業就業者の確保・定着及び木材安定供給体制の充実</p>		
根拠法令・交付要綱等	宮崎県林業担い手総合対策基金事業(中核認定林業事業体循環型林業推進事業)補助金交付要綱		
補助期間	始期 平成 30 年度～終期 令和2年度		
補助対象経費	<p>(1)林業就業者キャリア形成支援事業 旅費、需用費、役務費</p> <p>(2)作業効率化実践支援事業 防護衣、保護帽、ヘルメット、手袋、防護具(すね当て、足カバー)、靴、地下足袋、長靴、森林調査用機器、植付機、苗木運搬機器、下刈機、その他知事が必要と認めたもの</p> <p>(3)循環型林業推進活動支援事業 謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費</p>		
補助金等の算出方法 (補助率等)	定率		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	13	18,650,000	
平成 30 年度	18	12,229,000	
令和元年度	18	11,109,000	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	50事業体(平成32年度末累計)
-----------	------------------

目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
	目標値	32	38	44
	実績値	14	29	26
目標値を設定していない理由	—			

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

該当なし。

(7) 森林境界明確化推進事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	森林境界明確化推進事業
補助金等の名称	森林境界明確化推進事業補助金
補助金等交付・支出先	西臼杵地区森林境界明確化促進対策協議会 他6件
補助対象事業の概要	(目的)山村地域では森林境界が不明確で、誤伐や集約化施業への支障が懸念されるため、適切な森林の整備・保全を進めるための境界明確化活動を支援する (内容)座談会の開催や森林所有者等との現地検討会、GPS 測量及び図化 (効果)円滑な森林施業の実施や施業コストの低減など
根拠法令・交付要綱等	宮崎県林業担い手総合対策基金事業(森林境界明確化推進事業)補助金交付要綱
補助金等の算出方法 (補助率等)	始期 平成 29 年度～終期 令和元年度
補助対象経費	(1)地域協議会の開催に要する経費 (2)座談会等の開催に要する経費 (3)森林所有者による現地調査に要する経費 (4)GPS 等測量、杭設置により森林所有者界を明確にするための経費 (5)測量データを GIS により森林施業図に図化するための経費
補助金等の算出方法 (補助率等)	定額

補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	7	19,250,000	
平成 30 年度	7	20,000,000	
令和元年度	7	13,983,000	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	毎年 800ha		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
目標値	800ha	800ha	800ha
実績値	784ha	824ha	574ha
目標値を設定していない理由	—		

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

該当なし。

(8) ひなたのチカラ林業担い手確保定着促進事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	ひなたのチカラ林業担い手確保定着促進事業
補助金等の名称	ひなたのチカラ林業担い手確保定着促進事業補助金
補助金等交付・支出先	小田林業 他8件
補助対象事業の概要	(目的) 林業就業者の就労環境の改善や新規就業者の継続雇用、林業就業を希望する UIJ ターン者等の就業体験や学生等のインターンシップ受入に取り組む「ひなたのチカラ林業経営者」を支援することにより、中山間地域を支える人材の確保・定着を図る (内容) 林業就業者の負担軽減につながる資機材等の導入支援、造林保育作業に従事する新規就業者の継続雇用に取り組む林業経営者への助成、UIJ ターン者等の就業体験や学生などのインターンシップの受け入れの際の滞在費や交通費等の経費への助成 (効果) 林業就業者の確保・定着化や魅力ある林業の実現により、人口流出の抑止や中山間地域の定着化に資する

根拠法令・交付要綱等	宮崎県林業担い手総合対策基金事業(ひなたのチカラ林業担い手確保定着促進事業)補助金交付要綱		
補助期間	始期 令和元年度～終期 令和4年度		
補助対象経費	(1)人に優しい軽労化推進事業 防護衣、植付機、苗木運搬機器、その他知事が認めたもの、高性能林業機械(アタッチメント)		
	(2)造林等魅力アップ支援事業 助成金支給		
	継続雇用年数	金額	
	1年目	125,000円／四半期	
	2年目	75,000円／四半期	
	3年目	50,000円／四半期	
補助金等の算出方法 (補助率等)	定額・定率		
	交付実績(件・円)		備考
補助金等の交付実績	件数	金額	
平成29年度	—	—	
平成30年度	—	—	
令和元年度	9	13,118,000	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	ひなたのチカラ林業経営者の雇用者数 1,000人(令和5年度末)			
目標値及び実績値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	目標値	—	—	800
	実績値	—	—	897
目標値を設定していない理由	—			

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

該当なし。

(9)しいたけ等特用林産物生産体制強化事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	しいたけ等特用林産物生産体制強化事業
補助金等の名称	しいたけ等特用林産物生産体制強化事業補助金
補助金等交付・支出先	高千穂町 他16市町村
補助対象事業の概要	<p>(目的)生産意欲の高い生産者等の組織化を図るとともに、経営の安定化、増産体制の構築、新規参入者等に必要な施設整備等を支援し、特用林産物生産に関わる林業者等の経営安定を図り、山村地域の活性化に資することを目的とする</p> <p>(内容)特用林産物生産等に係る施設整備に対する支援</p> <p>(効果)特用林産物の生産量増加に伴う中山間地域の振興</p>
根拠法令・交付要綱等	しいたけ等特用林産物生産体制強化事業補助金交付要綱
補助期間	始期 令和元年度～終期 令和3年度
補助対象経費	<p>・農業協同組合、森林組合、林業者等の組織する団体</p> <p>市町村が事業実施主体の行う次に掲げる事業に要する経費につき、その3分の2を下らない比率による補助をする場合における当該補助に要する経費(3分の2の比率を超えて補助する場合には、その超える部分の補助に要する経費を除いた経費)の2分の1以内。ただし、財政力指数の過去3か年の平均が 0.4 を超える市町村に対する補助率は3分の1以内。</p> <p>(1)基盤整備事業</p> <p>(2)施設整備事業</p> <p>(3)獣類等被害防止対策事業</p> <p>・市町村</p> <p>事業実施主体が次に掲げる事業を行うのに要する経費の6分の1以内。ただし、財政力指数の過去3か年の平均が 0.4 を超える市町村に対する補助率は9分の1以内。</p> <p>(1)基盤整備事業</p> <p>(2)施設整備事業</p> <p>(3)獣類等被害防止対策事業</p> <p>・新規参入者等</p> <p>市町村が事業実施主体の行う新規参入者等育成・確保事業に</p>

	要する経費につき、その3分の2を下らない比率による補助をする場合における当該補助に要する経費(3分の2の比率を超えて補助する場合には、その超える部分の補助に要する経費を除いた経費)の2分の1以内。ただし、財政力指数の過去3か年の平均が0.4を超える市町村に対する補助率は3分の1以内。		
補助金等の算出方法 (補助率等)	定率		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	—	—	
平成 30 年度	—	—	
令和元年度	17	41,159,000	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	宮崎県は特用林産物の生産県(乾しいたけ全国第2位、備長炭全国第3位等)であり、この生産量により全国の卸業者等が入札に参加するなど価格及びブランドの維持が図られていると考えられる。 そのため、本事業を活用して特用林産物生産量の維持・増加を図ることで、県産特用林産物ブランドを維持し、中山間地域の活性化に資する。		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
乾しいたけ生産量	目標値	—	—
	実績値	—	—
生しいたけ生産量	目標値	—	—
	実績値	—	—
木炭生産量	目標値	—	—
	実績値	—	—
目標値を設定していない理由	—		

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

該当なし。

第5 監査の結果及び意見(農政水産部)

1. 農政企画課

(1) 作業受託体制強化事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	未来につなぐ中山間地域農業支援事業
補助金等の名称	作業受託体制強化事業補助金
補助金等交付・支出先	高原町 他6件
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>作業受託組織の育成強化に向けた取組等を支援し、地域農業を支える営業体制を構築することで、中山間地域農業の維持・発展を図る。</p> <p>(内容)</p> <p>1 作業受託体制強化事業(ソフト支援)</p> <p>(1) 地域外から人を呼び込むための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種メディアを活用した求人 ・インターンシップ、ワーキングホリデー等の活用 <p>(2) 組織間連携による取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手と連携した作業受託の調整 ・他産業と連携した労働力の確保 ・集落外の農地の作業請負の調整 <p>(3) 受託拡大のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーター人材・技能の育成 ・省力技術の導入検討会 <p>2 作業受託体制強化事業(ハード支援)</p> <p>品目横断的な作業の受託能力向上のために必要な機械・施設等の整備</p> <p>(効果)</p> <p>作業受託組織における受託能力の向上により、中山間地域農業維持のための営農体制の確立や担い手の確保が図られる。</p>
根拠法令・交付要綱等	中山間活性化対策事業費補助金交付要綱、未来につなぐ中山間地域農業支援事業実施要領

補助期間	令和元年度～令和3年度		
補助対象経費	作業受託体制強化事業(ソフト支援、ハード支援)支援に要する経費(需用費、使用料及び賃借料、報償費、賃金、旅費、役務費、委託料)		
補助金等の算出方法 (補助率等)	(補助率) 市町村:2分の1以内 営農集団等:3分の1以内		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成29年度	—	—	
平成30年度	—	—	
令和元年度	7件	6,912,296円	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	作業受託組織等育成強化数 5集団/年			
目標値及び実績値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	目標値	—	—	5件
	実績値	—	—	7件
目標値を設定していない理由	—			

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 申請書に添付すべき書類の省略について

中山間地域活性化対策事業費補助金交付要綱(以下、本項において「補助金交付要綱」という。)の第5条は、補助金等交付申請書に添付すべき書類を定めているが、そのうち、補助金交付要綱の第2条第3号に係る誓約書、すなわち、事業を実施する主体の構成員等が暴力団若しくは暴力団員でないこと又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないことを誓約する書面については、同条ただし書きにおいて、知事が必要がないと認めたときは省略することができる定められている。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、第5号の書類については、知事が必要がないと認めたときは、これを省略

することができる。

(1)…

(5) 世界農業遺産協議会及び市町村以外の者にあつては、第2条第3号に係る誓約書(別記様式第4号)

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

(1)…

(3) 世界農業遺産協議会及び市町村以外の者にあつては、前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

出所:「補助金交付要綱」

このただし書きがあると、交付要綱の形式上、知事の判断によって、暴力団若しくは暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を補助金の交付対象としてしまう可能性があることになる。

したがって、このただし書きは、削除することが望ましい。

② 見積書の有効期限について

諸塚村からの補助金等交付申請書に添付されている見積書の中に、その見積有効期限が切れているものがあつた。

見積額が変更となる可能性が無いにしても、あらためて有効期限内の見積書の添付を求めておくことが望ましい。

③ 実績報告書の添付書類について

本補助金の大半が機械類の整備(購入)を対象としたものであり、本補助金の支払いは精算払であるが、実績報告書に必ずしも領収証が添付されておらず、請求書や納品書に記載されている金額のみの確認にとどまっている。

精算払であれば、交付対象先が実際に支払った金額を確認して補助金の交付額を確定する必要があるから、領収証等実際に支払った金額が分かる資料提出を求めて、その金額を確認すべきである。

2. 農業連携推進課

(1) みやざきブランド推進対策事業費補助金

(補助金等の概要)

事業名	「チーム宮崎」で挑むみやざきブランド総合力発揮支援事業		
補助金等の名称	みやざきブランド推進対策事業費補助金		
補助金等交付・支出先	みやざきブランド推進本部、宮崎県経済農業協同組合連合会		
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>多様化する消費・販売ニーズに対応したマーケットインの取引づくりを推進するため、本県の特徴ある農業水産ブランドの強みを相乗的に発揮できる総合的ブランド対策の強化を図るとともに、日本一安全・安心な信頼される産地づくりを支援する。</p> <p>(内容)</p> <p>日本一安全・安心な信頼される産地づくりや栄養機能表示食品等のシリーズ化に対する支援</p> <p>(効果)</p> <p>みやざきブランドの総合的な販売促進と商品力・産地の向上により、生産者の所得向上が図られる。</p>		
根拠法令・交付要綱等	みやざきブランド推進対策事業費補助金交付要綱		
補助期間	平成 30 年度～令和 2 年度		
補助対象経費	品質向上や生産工程管理等の安全・安心な信頼される産地づくりに係る経費		
補助金等の算出方法 (補助率等)	<p>(補助率) 2分の1以内</p> <p>* 産地における生産性向上や安全・安心への取組向上、新たな取引づくり等に係る経費として、みやざきブランド推進地域本部へ助成する分 3分の1以内</p>		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	—	—	
平成 30 年度	2件	4,416,310 円	
令和元年度	2件	4,367,756 円	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	「健康」に着目した商品数(延べ数) 5商品/年
-----------	-------------------------

目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
目標値	—	3商品	4商品
実績値	—	3商品	5商品
目標値を設定していない理由	—		

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 交付要綱の記載について

みやざきブランド推進対策事業費補助金交付要綱の第1条において、本補助金の趣旨につき、次のとおり定められている。

(趣旨) 第1条 県は、みやざきブランド対策を推進するため、予算で定めるところにより、みやざきブランド推進本部、宮崎県経済農業協同組合連合会、みやざき茶推進会議及び宮崎県冷凍野菜加工事業者連携推進協議会に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則(昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

ここで、「みやざきブランド対策を推進するため」に補助金を交付するものと定められてはいるが、記載が抽象的であり、何を目的とした補助金であるのかが不明瞭である。

そこで、「特長ある商品づくり、信頼される産地づくり、安定的な取引づくりを柱とするみやざきブランド対策を推進するため」等のように、みやざきブランド対策の具体的内容が理解できるように、趣旨の記載につき、できる限り具体的な内容に改めることが望ましい。

(2) 結ぶ6次化！農業新ビジネス拡大支援事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	結ぶ6次化！農業新ビジネス拡大支援事業
補助金等の名称	結ぶ6次化！農業新ビジネス拡大支援事業補助金
補助金等交付・支出先	公益社団法人宮崎県農業振興公社
補助対象事業の概要	(目的) 産地や地域を担う農業経営体の法人化・組織力強化を支援する

	<p>とともに、これらの経営体が核となった多様な6次産業化を展開していくため、農林漁業者からの総合的な相談対応を行う。</p> <p>(内容)</p> <p>農林漁業者からの総合的な相談対応を行うトータルサポート窓口として、「みやざき6次産業化サポートセンター」を設置する。</p> <p>(効果)</p> <p>6次産業化に取り組む農林漁業者に対し、相談対応や専門家派遣等のトータルサポートを行うことで、6次産業化事業者の課題解決等が図られ、本件の農林漁業者の所得向上が見込まれる。</p>		
根拠法令・交付要綱等	結ぶ6次化！農業新ビジネス拡大支援事業補助金交付要綱		
補助期間	平成30年度～令和2年度		
補助対象経費	公益社団法人宮崎県農業振興公社が行う6次産業化等の総合相談窓口の設置に要する経費		
補助金等の算出方法 (補助率等)	定額		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成29年度	—	—	
平成30年度	1件	8,153,373円	
令和元年度	1件	8,435,070円	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	農業・漁業関連事業の年間販売額		
目標値及び実績値	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	目標値	—	776億円
	実績値	—	797億円
目標値を設定していない理由	—		

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 実績報告の内容について

本補助金の補助対象は、「みやざき6次産業化サポートセンター」設置に要する経費であり、具体的には、同センターの職員の人件費等に充てられており、実績報告においては、各職員に対す

る支出明細の一覧表が添付されている。

しかし、同センターが実際に6次産業化に向けた支援活動を行い、その実績を上げている事実があつて初めて、本補助金を交付し続ける必要性が認められると言える。そこで、実績報告に際しては、各職員に対する支出明細だけでなく、同センターが行った支援活動の実績(相談対応件数、専門家の派遣件数、相談会の開催回数等)に関する報告も求めることが望ましい。

(3) 植物防疫強化対策事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	植物防疫強化対策事業		
補助金等の名称	植物防疫強化対策事業補助金		
補助金等交付・支出先	一般社団法人食の安全分析センター		
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>残留農薬の受託分析業務を行う一般社団法人食の安全分析センターに常務理事を配置し、植物防疫行政の補完的業務を担う同センターの運営強化を図る。</p> <p>(内容)</p> <p>同センターに常務理事1名を4月から3月まで通年配置する。</p> <p>(効果)</p> <p>常務理事の新たな配置により、組織の迅速な意思決定並びに常時の内部統制、関係機関との連携強化、受注活動の充実が図られた。</p>		
根拠法令・交付要綱等	植物防疫強化対策事業補助金交付要綱		
補助期間	令和元年度～終期の定めなし		
補助対象経費	一般社団法人食の安全分析センターの運営に要する経費		
補助金等の算出方法 (補助率等)	定額		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	—	—	
平成 30 年度	—	—	
令和元年度	1件	4,997,000 円	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	残留農薬受託分析件体数
-----------	-------------

目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
目標値	—	—	433 件
実績値	—	—	413 件
目標値を設定していない理由	—		

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 交付申請における添付書類について

本補助事業は、一般社団法人食の安全分析センターに常務理事を通年で配置し、残留農薬分析体制の強化を図るため補助金を交付するものである。そして、同センターの定款によれば、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定するとされ(定款第 24 条第2項)、理事の報酬等は、社員総会の決議によって定めるとされている(定款第 29 条)。

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

第 29 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

出所:「一般社団法人食の安全分析センター定款」

そうすると、本補助金額を決定するにおいては、同センターの社員総会において常務理事の報酬額が決議されていることが前提条件となる。しかし、本補助金の交付申請において、同センターの社員総会において常務理事の報酬額が決議されているにもかかわらず、本補助金の交付申請に際し、その決議の存在を示す資料等は添付されておらず、本補助金額決定の前提条件が満たされていることが客観的に明らかとされていない。

したがって、本補助金の交付申請をするにあたっては、常務理事の報酬額が決議されたことを内容とする同センターの社員総会の議事録を添付資料として提出すべきである。

② 交付申請における添付書類について

本補助金の交付決定は令和元年4月1日になされているが、植物防疫強化対策事業補助金交付要綱第4条第2号において補助金等交付申請書に添付することが定められている納税証明書の発行日は、補助金の交付決定日より後の令和元年6月 18 日であった。

内規により遡及適用が認められているとのことであるが、交付申請に必要な書類はすべて、交付決定日以前に準備をして提出すべきである。

③ 履行確認の内容について

本補助事業の履行確認に際しては、常務理事の出勤や出張の状況の確認のみが行われている。

しかし、食の安全分析センターの運営強化を図るために常務理事を配置し、そのために補助金の交付が行われているのであるから、補助金交付の必要性を判断するためにも、履行確認に際しては、実績報告書添付の事業実績書に記載されている事業の概要、例えば残留農薬分析件数や職員の研修会への参加回数等についても、関係資料等と照らし合わせて、その内容が正確であるかの確認を行うことが望ましい。

3. 農業経営支援課

(1) 宮崎県農業経営支援事業費補助金(農地利用集積推進対策事業)

(補助金等の概要)

事業名	農業会議業務費
補助金等の名称	宮崎県農業経営支援事業費補助金(農地利用集積推進対策事業)
補助金等交付・支出先	宮崎県農業会議
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>段階に応じた研修会、巡回指導、調査を通じて、農地法等の法令等業務に対する農業委員や農地利用最適化推進委員、及び事務局職員の資質の向上と適正な業務の執行を図る。</p> <p>(内容)</p> <p>農業委員会の運営の適正化・農地等に関わる諸課題に迅速かつ的確に対応できる体制整備のための研修会や日常業務等をサポートするための巡回指導等を行う。</p> <p>(効果)</p> <p>農業委員会の所掌事務である法令業務、農業振興業務、意見の公表等の活動に対する理解が深まるとともに事務の円滑化が図られる。</p>
根拠法令・交付要綱等	宮崎県農業経営支援事業費補助金交付要綱 農地利用集積推進対策事業実施要領

補助期間	始期平成8年度～終期設定無し		
補助対象経費	農地利用集積推進対策事業実施要領に基づいて行う農業委員会等活動強化対策事業に要する経費		
補助金の算出方法 (補助率等)	定額		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	1	3,798,000	-
平成 30 年度	1	3,453,000	-
令和元年度	1	3,453,000	-

(補助等効果)

達成すべき成果指標	設定なし		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	目標値	-	-
	実績値	-	-
目標値を設定していない理由	当該補助金は職員の旅費や需用費など業務費が主であり、目標値を定めることが適当でない。		

(監査の結果)

【指摘事項】

① 補助対象経費の内容の具体化について

本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、宮崎県農業経営支援事業費補助金交付要綱(以下、本項において「補助金交付要綱」という。)及び農地利用集積推進対策事業実施要領に規定されている。当該規定の内容は次のとおりである。

(補助対象経費の内容)

農業委員会等活動強化対策事業 農地利用集積推進対策事業実施要領(平成 18 年 4 月 3 日定め)に基づいて行う農業委員会等活動強化対策事業に要する経費
--

出所:「補助金交付要綱」

(助成措置の内容)

第5 助成措置 県は、毎年度予算の範囲内において、この事業の実施に必要な経費について助成する。
--

出所:「農地利用集積推進対策事業実施要領」

上記の記載では、補助対象経費の内訳、具体的な科目等の記載がなく、補助金交付要綱及び農地利用集積推進対策事業実施要領を見る限り、事業に関連するあらゆる経費が補助対象になると考えられ、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。

よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の内訳を具体化する必要がある。

例えば、補助制度の趣旨を踏まえ、研修会開催や各地域への巡回指導に必要な、謝金、旅費、使用料賃借料、消耗品費等が補助対象経費の具体的な科目になると考えられる。

② 実績報告書における事業費の確認の強化について

補助対象事業者から提出された「平成 31 年度補助事業実績報告書」に添付されている「平成 31 年度事業費の内訳」には補助金交付対象の事業費が記載されており、次のようなものがあった。
(平成 31 年度事業費の内訳)

1農業委員・職員研修会の開催 需要費:58,727 円
3情報収集・提供活動 需要費:236,338 円、調査主任等設置費:1,068,000 円
5農業改善推進支援 使用・賃借料:633,468 円

出所:「平成 31 年度補助事業実績報告書」から監査人作成

これらの事業費について、県へ、農業委員会等活動強化対策事業に要する経費に該当するか確認しているか、及び具体的な内容は何か質問したところ、そのような確認は行っていないとの回答を得た。

「平成 31 年度事業費の内訳」を閲覧する限り、これら事業費が農業委員会等活動強化対策事業に要する経費としてふさわしいか確認できず、補助対象経費として認められるのか判断できない。結果として、適切な補助金が交付されたのか疑念が生じかねない。

よって、県は、事業費の内訳として記載されている内容の確認を強化し、補助対象経費として認められるか否かを確認するべきである。

③ 消費税仕入税額控除の確認について

補助対象事業者から提出された「平成 31 年度補助事業実績報告書」を閲覧したところ、消費税込みの金額で補助金が交付されている。

補助金額が消費税込みの金額となっている理由について、県へ質問したところ、補助対象事業者は簡易課税事業者であるため、消費税込みで補助金を交付しているとのことである。

しかし、補助金の申請、交付決定等の文書を閲覧する限り、補助対象事業者が簡易課税事業者であることを確認できる文書はなかった。

補助対象事業者が、消費税の課税事業者であり、消費税の仕入税額控除を受ける場合は補助金額から消費税相当額を控除する必要がある。これを踏まえると、補助対象事業者が課税事業者であるか否か等の確認は重要である。

よって、県は、簡易課税事業者であることを確認した結果を文書として保管しておく必要がある。

【意見】

① 補助等効果の検討について

本補助事業については、成果指標は設定されていない。その理由は、当該補助金は職員の旅費や需用費など業務費が主であり、目標値を定めることが適当でないとのことであった。

補助事業として実施する以上、県の農業政策に関する公益的な目的があると考えられ、成果がない場合は補助事業を行う意義に乏しい。よって、県は、原則として成果指標の設定を検討することが望ましい。

本補助事業は、農業委員会等の活動強化を支援するものであるため、それらの達成状況をモニタリングするような指標が考えられる。ただし、指標としての設定が難しい場合は、指標に代わり、定性的な情報を含め、成果の把握方法及び把握の内容を検討することが望ましい。

(2)宮崎県農業経営支援事業費補助金(農業法人強化トータルサポート事業(法人組織力・連携強化事業))

(補助金等の概要)

事業名	農業法人強化トータルサポート事業(法人組織力・連携強化事業)
補助金等の名称	宮崎県農業経営支援事業費補助金
補助金等交付・支出先	(一社)宮崎県農業法人経営者協会
補助対象事業の概要	(目的) 県内農業法人の経営力を高めるための様々な専門家派遣による各種支援活動、そして本県農産物等に対する様々なニーズに対応するため、農業法人同士の連携をはじめ、農業関係機関、他産業まで多様な連携を促進するための活動を行う。 (内容) 地域部会など組織活動の強化を行う(農業法人経営者スキルアップ(OJT)研修、連携推進会議の開催、加工・流通・販売業者等との連携推進活動の実施) (効果) 農業法人同士の連携をはじめ、農業関係機関、他産業まで多様な連携が促進される。
根拠法令・交付要綱等	宮崎県農業経営支援事業費補助金交付要綱 補助金等の交付に関する規則
補助期間	始期平成 29 年度～終期令和元年度

補助対象経費	農業法人強化トータルサポート事業実施要領に基づいて行う法人組織力・連携強化事業に要する経費		
補助金の算出方法 (補助率等)	定率		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	1	1,600,000	-
平成 30 年度	1	1,600,000	-
令和元年度	1	1,600,000	-

(補助等効果)

達成すべき成果指標	設定なし			
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
	目標値	-	-	-
	実績値	-	-	-
目標値を設定していない理由	-			

(監査の結果)

【指摘事項】

① 実績報告書における事業費の確認の強化について

本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、農業法人強化トータルサポート事業実施要領(以下、本項において「実施要領」という。)に規定されている。

実施要領における補助対象経費の区分は、旅費、謝金、手当、出展経費、通信運搬費、賃借料及び使用料、印刷製本費並びにその他の経費であり、その他の経費の具体的な内容は、「上記のほか事業を実施する上で必要となる経費 (注)ただし、県と事前に協議し、承認を得たものに限る。」との記載がある。県へ、その他の経費の具体的な内容を把握するため県が承認した文書の提出を依頼したが、当該文書の提出はなかった。このため、その他の経費の具体的な内容は定められていない。

次に、補助対象事業者から提出された「平成 31 年度補助事業実績報告書」に添付されている「法人組織力・連携強化事業実施実績書」には補助金交付対象の事業費の内訳が記載されており、次のようなものがあつた。これら事業費の区分は、実施要領に規定された区分の名称と一致しない。

(事業費の内訳)

燃料費 2,953 円
支払手数料 3,030 円

委託費 50,000 円

支払負担金 100,000 円

出所:「平成 31 年度補助事業実績報告書」から監査人作成

上記事業費の区分と実施要領における補助対象経費の区分が不一致であるとともに、実施要領に規定されるその他の経費の具体的な内容は定められておらず、補助対象経費として認められるのか判断できない。結果として、適切な補助金が交付されたのか疑念が生じかねない。

よって、県は、実施要領における補助対象経費の区分を前提として、事業費の内訳として記載されている内容の確認を強化し、補助対象経費として認められる場合は補助対象事業者を指導し区分の修正を行うとともに、補助対象経費として認められない場合は補助対象から除外するべきである。なお、上記事業費の区分を実施要領に規定されるその他の経費に含める場合は、当該内容について承認した文書を定め、保管し、補助対象経費の内容を具体化するべきである。

【意見】

① 補助等効果の検討について

本補助事業については、成果指標の設定がなく、目標値が設定されていない理由も明確でなかった。

補助事業として実施する以上、県の農業政策に関する公益的な目的があると考えられ、成果がない場合は補助事業を行う意義に乏しい。よって、県は、原則として成果指標の設定を検討することが望ましい。

本補助事業は、農業法人経営者のスキルアップを目指すものであるため、それらの達成状況をモニタリングするような指標が考えられる。ただし、指標としての設定が難しい場合は、指標に代わり、定性的な情報を含め、成果の把握方法及び把握の内容を検討することが望ましい。

② 補助期間終了時における事業に係る成果等の検証について

本補助事業は平成 29 年度から令和元年度の 3 年間で補助期間と定めて、事業が実施されている。県によれば、当該補助期間における成果や課題を踏まえて、令和 2 年度以降に同様の補助事業を継続するか、継続する場合は事業内容の修正等を行うか等を検討しているとのことである。

県へ、平成 29 年度から令和元年度の補助期間における本補助事業に係る成果や課題等を検証した文書の提出を依頼したが、該当する資料は無いとの回答を得た。このため、県としてどのような成果や課題が把握され、それが次年度以降の補助事業に活かされたのか不明瞭である。

補助事業の実施や継続に当たっては、当該事業の成果や課題等を把握した上で、県民にとつて真に必要な補助事業の検討が必要であると考えられる。

よって、県は、特に補助期間が終了する事業については、当該事業の成果や課題等を把握し、その内容を文書として保存することが望ましい。

(3)「地域と創る」新たな農業参入雇用創出事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	「地域と創る」新たな農業参入雇用創出事業
補助金等の名称	「地域と創る」新たな農業参入雇用創出事業補助金
補助金等交付・支出先	市町村
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>市町村との連携により、農地・施設・各支援策等が一体となった「参入チャレンジパッケージ」を構築した上で、地域提案型誘致活動を展開し、企業の農業参入を通じた魅力ある雇用の場の創出を図る。</p> <p>(内容)</p> <p>(1) 地域提案型誘致活動推進事業 市町村向け参入マニュアルの作成、参入チャレンジ パッケージの構築、参入展示会への共同出展 等</p> <p>(2) 参入チャレンジファーム展開支援事業 環境制御施設整備、先端機器等導入の補助や簡易基盤整備、新規品目導入リスク軽減支援 等</p> <p>(3) 雇用創出支援事業 参入企業に対する新規常用雇用者数に応じ補助</p> <p>(効果)</p> <p>他産業からの農業参入に伴う魅力ある雇用の場の創出により、人口減少の抑制等が図られる。</p>
根拠法令・交付要綱等	「地域と創る」新たな農業参入雇用創出事業補助金交付要綱 補助金等の交付に関する規則
補助期間	始期令和元年度～終期令和3年度
補助対象経費	<p>参入チャレンジファーム展開支援事業</p> <p>市町村が「地域と創る」新たな農業参入雇用創出事業実施要領(令和元年6月27日定め。以下「実施要領」という。)別表に定める参入チャレンジファーム展開支援事業の事業実施主体に対し、次の1から3までに要する経費について補助する場合における当該補助に要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 環境制御施設整備及び先端機器導入等 2 簡易基盤整備 3 新規品目導入

	雇用創出支援事業 市町村が実施要領別表に定める雇用創出支援事業の事業実施主体に対し、新規常用雇用者の創出に要する経費について補助する場合における当該補助に要する経費		
補助金の算出方法 (補助率等)	定額・定率		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	-	-	-
平成 30 年度	-	-	-
令和元年度	2	12,095,000	-

(補助等効果)

達成すべき成果指標	参入チャレンジファーム入居法人数 令和3年度9 法人			
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
	目標値	-	-	3
	実績値	-	-	2
目標値を設定していない理由	-			

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 補助期間終了時における事業に係る成果等の検証について

本補助事業は、他産業からの農業参入を促し、地域における雇用を創出することを趣旨として実施されている。補助期間は、令和元年度から令和3年度までの3年間である。

このため、県は、農業に参入する法人数を成果指標として挙げている。

本補助事業の趣旨を踏まえると、最終的にはどれだけの雇用が創出されたかの観点が必要である。よって、県は、補助期間が終了した際には、農業に参入する法人数のみならず、結果としてどれほどの雇用創出に繋がったのかの検証を行うことが望ましい。

県にとって、雇用の創出は極めて重要性が高いことは言うまでもない。県には、検証の結果を踏まえ、更なる効果の高い事業の検討及び実施を期待する。

(4) 農業人材投資事業費補助金

(補助金等の概要)

事業名	農業人材投資事業		
補助金等の名称	農業人材投資事業費補助金		
補助金等交付・支出先	串間市、高鍋町、川南町、西都市、高原町、五ヶ瀬町		
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>市町村と連携し、国の農業次世代人材投資事業の交付対象とならない新規就農者等を支援することにより、本県への就農促進を図る。</p> <p>(内容)</p> <p>新規就農者のうち、農家子弟等親元で就業すること等により国の農業次世代人材投資事業の交付対象とならない者に対し、経営開始資金を交付する。</p> <p>(効果)</p> <p>農家子弟等に経営開始資金を交付することにより、新規就農者の一層の確保が図られる。</p>		
根拠法令・交付要綱等	農業人材投資事業費補助金交付要綱 補助金等の交付に関する規則		
補助期間	始期令和元年度～終期令和4年度		
補助対象経費	市町村が実施要領に基づいて交付対象者に対して資金を交付する事業に要する経費		
補助金の算出方法 (補助率等)	定率		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成29年度	-	-	-
平成30年度	-	-	-
令和元年度	10	4,499,000	-

(補助等効果)

達成すべき成果指標	新規就農者数 令和4年 500人			
目標値及び実績値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	目標値	380	380	380
	実績値	406	402	418

目標値を設定していない理由	—
---------------	---

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

該当なし。

(5)宮崎県農業制度資金利子補給金等(過年度農業近代化資金)

(補助金等の概要)

事業名	農業近代化資金利子補給金		
補助金等の名称	宮崎県農業制度資金利子補給金等(過年度農業近代化資金)		
補助金等交付・支出先	融資機関		
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>農業の担い手等に対して、低利な資金を融通し、農業経営の改善等を支援する。</p> <p>(内容)</p> <p>平成21年度以前に貸し付けた農業近代化資金に対する 利子補給(過年度分)</p> <p>(効果)</p> <p>借受者の金利負担の軽減</p>		
根拠法令・交付要綱等	宮崎県農業制度資金利子補給金等交付要綱 みやざきの農を支えるひなた資金制度実施要領 等		
補助期間	始期 借り受けた年度～終期 償還が満了する年度		
補助対象経費	毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間において、みやざきの農を支えるひなた資金制度実施要領に規定する資金の種類ごとに算出した融資平均残高に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で借受者ごとに計算した金額の合計額とする。		
補助金の算出方法 (補助率等)	定率		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成29年度	37	20,655,424	—

平成 30 年度	33	15,305,190	-
令和元年度	32	10,952,241	-

(補助等効果)

達成すべき成果指標	設定なし		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
目標値	-	-	-
実績値	-	-	-
目標値を設定していない理由	事業の目的等が、借受者の金利負担の軽減、ひいては農業経営の改善等であるため、成果指標としての整理は困難である。		

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 補助等効果の検討について

本補助事業については、成果指標は設定されていない。その理由は、事業の目的等が、借受者の金利負担の軽減、ひいては農業経営の改善等であるため、成果指標としての整理は困難とのことであった。

補助事業として実施する以上、県の農業政策に関する公益的な目的があると考えられ、成果がない場合は補助事業を行う意義に乏しい。よって、県は、原則として成果指標の設定を検討することが望ましい。

本補助事業は、低利な資金を融通し、農業経営の改善等を支援するものであるため、それらの達成状況をモニタリングするような指標が考えられる。ただし、指標としての設定が難しい場合は、指標に代わり、定性的な情報を含め、成果の把握方法及び把握の内容を検討することが望ましい。

(6) 宮崎県農業制度資金利子補給金等(現年度)

(補助金等の概要)

事業名	みやざきの農を支えるひなた資金融通事業
補助金等の名称	宮崎県農業制度資金利子補給金等(現年度)
補助金等交付・支出先	融資機関及び市町

補助対象事業の概要	(目的) 農業の担い手等に対して、低利な資金を融通し、農業経営の改善等を支援する。 (内容) 貸し付けた農業制度資金に対する利子補給等(現年度分) (効果) 借受者の金利負担の軽減		
根拠法令・交付要綱等	宮崎県農業制度資金利子補給金等交付要綱 みやざきの農を支えるひなた資金制度実施要領 等		
補助期間	始期 借り受けた年度～終期 償還が満了する年度		
補助対象経費	毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間において、みやざきの農を支えるひなた資金制度実施要領に規定する資金の種類ごとに算出した融資平均残高に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で借受者ごとに計算した金額の合計額とする。		
補助金の算出方法 (補助率等)	定率		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	33	20,143,395	-
平成 30 年度	41	19,682,637	-
令和元年度	36	23,563,521	-

(補助等効果)

達成すべき成果指標	設定なし			
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
	目標値	-	-	-
	実績値	-	-	-
目標値を設定していない理由	事業の目的等が、借受者の金利負担の軽減、ひいては農業経営の改善等であるため、成果指標としての整理は困難である。			

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 補助等効果の検討について

本補助事業については、成果指標は設定されていない。その理由は、事業の目的等が、借受者の金利負担の軽減、ひいては農業経営の改善等であるため、成果指標としての整理は困難とのことであった。

補助事業として実施する以上、県の農業政策に関する公益的な目的があると考えられ、成果がない場合は補助事業を行う意義に乏しい。よって、県は、原則として成果指標の設定を検討することが望ましい。

本補助事業は、低利な資金を融通し、農業経営の改善等を支援するものであるため、それらの達成状況をモニタリングするような指標が考えられる。ただし、指標としての設定が難しい場合は、指標に代わり、定性的な情報を含め、成果の把握方法及び把握の内容を検討することが望ましい。

(7)宮崎県経営体育成支援事業関係事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	H30 被災農業者向け経営体育成支援事業(知事特認事業)
補助金等の名称	宮崎県経営体育成支援事業関係事業補助金
補助金等交付・支出先	宮崎市
補助対象事業の概要	(目的) 平成 30 年 10 月の竜巻被害により被災した農業者に対して、農産物の生産に必要な施設等の復旧を緊急的に支援し、被災農業者の営農再開を支援する。 (内容) 被災した農業用施設等の修繕等に係る支援 (効果) 被災した施設等の修繕により、被災農業者の営農が再開できる。
根拠法令・交付要綱等	宮崎県経営体育成支援事業関係事業補助金交付要綱
補助期間	始期平成 30 年度～終期平成 30 年度
補助対象経費	市町村が助成対象者に対して「平成 30 年台風第 24 号に係る通知」に基づいて行う知事特認事業に要する経費について補助する場合における当該補助に要する経費
補助金の算出方法 (補助率等)	定率

補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	-	-	-
平成 30 年度	3	1,162,000	-
令和元年度	3	4,766,000	平成 30 年度繰越分

(補助等効果)

達成すべき成果指標	設定なし		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
目標値	-	-	-
実績値	-	-	-
目標値を設定していない理由	-		

(監査の結果)

【指摘事項】

① 補助金申請の取下にかかる理由の明確化、及び交付決定の取消し手続きの実施について

補助対象となる経営体の数は、補助金の交付申請書では7経営体であったが、補助金額の交付額の確定に関する決裁文書では6経営体となっており、1経営体減少している。

この減少した理由については、同決裁文書に「取下げ」とのコメントが記載されている。

しかし、取下げの内容や理由については同決裁文書に記載されておらず、また、取下げの内容や理由について内容を確認できる文書は入手されていなかった。

補助金等の交付に関する規則第9条によれば、補助金交付の決定の取消し等について次の規定がある。しかし、補助金交付決定の取消し等の手続きを行った文書は確認できなかった。

(補助金交付の決定の取消し等)

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 知事が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消す場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

(1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等(補助事業及び補助金等を間接の財源とする事務又は事業をいう。以下同じ。)の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者等(補助事業等を行なう者をいう。以下同じ。)が補助事業等を遂行するため

必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等に要する経費のうち自己の負担すべき部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等を遂行することができない場合(補助事業者等の責めに帰すべき事情による場合を除く。)

出所:「補助金等の交付に関する規則」

補助事業者が補助金申請の取下げを行った場合、補助金は交付されないため、補助対象事業者にとっては影響が大きい。

前述のとおり、本補助事業における取下げについては、取下げの内容や理由が決裁文書等で判断できず、このため、補助金等の交付に関する規則第9条による補助金交付の決定の取消し等に該当するかも判断できない。

よって、県は取下げの理由、根拠等を把握し、その内容を決裁文書等に記載しておく必要がある。また、補助金等の交付に関する規則第9条に該当する場合には、補助金交付決定の取消し等の手続きを実施する必要がある。

【意見】

① 補助事業実施に係る意思決定の明確化について

本補助事業は、平成30年10月に発生した竜巻被害に対する補助制度である。

県に対して、どのような災害が発生した場合に補助制度を構築するのかについて、明確な基準がないか質問したところ、災害の内容は事前に予想できず被災状況も様々であることから、明確な基準を事前に立てることは不可能であるとのことであった。

このため、県へ、本補助事業の補助対象となった平成30年10月に発生した竜巻被害に対して、なぜ本災害に補助することになったのか意思決定の経緯等が具体的に把握できる資料の提出を依頼したが、特段の資料の提出はなかった。

災害被災者に対する支援としての補助事業の必要性は認められる。しかし、なぜ平成30年10月に発生した竜巻被害に対して補助事業を構築することになったのか、政策決定のプロセスや理由等が不明確である。

よって、県は、今後も災害発生に伴う被災者支援を行う観点から、補助事業を実施する理由、根拠、政策決定のプロセス等を明確にしておくことが望ましい。

(8)宮崎県農業経営支援事業費補助金(みやざきの農を支える労働力安定確保促進事業)

(補助金等の概要)

事業名	みやざきの農を支える労働力安定確保促進事業
補助金等の名称	宮崎県農業経営支援事業費補助金

補助金等交付・支出先	農の雇用・労力支援推進協議会		
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>産地における雇用調整を行う「援農隊」の組織化、他産業と農業間や農業経営体間での労働力融通など労働力を確保する体制を構築する。</p> <p>(内容)</p> <p>(1) 援農体制整備事業 労働力の募集・紹介、労働力融通等を行う体制整備に係る経費を支援</p> <p>(2) 雇用安定確保定着支援事業 雇用側、被雇用側に必要な研修会の開催等に係る経費を支援</p> <p>(効果)</p> <p>産地における周年を通じた雇用調整や労働力融通を行う体制整備、労務管理の改善が図られる。</p>		
根拠法令・交付要綱等	宮崎県農業経営支援事業費補助金交付要綱 補助金等の交付に関する規則		
補助期間	始期平成 30 年度～終期令和 2 年度		
補助対象経費	みやざきの農を支える労働力安定確保促進事業実施要領に基づいて行うみやざきの農を支える労働力安定確保促進事業に要する経費		
補助金の算出方法 (補助率等)	定額		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	-	-	-
平成 30 年度	1	1,334,000	-
令和元年度	1	1,334,000	-

(補助等効果)

達成すべき成果指標	援農者組織数 令和2年度6組織			
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
	目標値	-	3	3
	実績値	-	3	3
目標値を設定していない理由	-			

(監査の結果)

【指摘事項】

① 補助対象経費の内容の具体化について

本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、宮崎県農業経営支援事業費補助金交付要綱(以下、本項において「補助金交付要綱」という。)及びみやざきの農を支える労働力安定確保促進事業実施要領(以下、本項において「実施要領」という。)に規定されている。当該規定の内容は次のとおりである。

(補助対象経費の内容)

みやざきの農を支える労働力安定確保促進事業 みやざきの農を支える労働力安定確保促進事業実施要領(平成30年4月1日定め)に基づいて行うみやざきの農を支える労働力安定確保促進事業に要する経費

出所:「補助金交付要綱」

(事業の内容)

<p>第2 事業の内容</p> <p>みやざきの農を支える労働力安定確保促進事業の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1 事業実施主体</p> <p>農の雇用・労力支援推進協議会</p> <p>2 事業内容</p> <p>課題解決手法に応じて、①「中山間地域モデル」、②「他産業間連携モデル」、③「農業法人間連携モデル」として、周年を通じた雇用調整や労働力融通の戦略を作成し、モデル地域における援農隊の組織化、また他産業と農業間や農業経営体間での労働力融通など、労働力を確保する体制、及び関係機関・団体による支援体制を構築する。</p> <p>(1)労働力確保戦略会議の設置・開催</p> <p>既存協議会の構成員を見直し、上記3モデルの組織化に向け、県域における総括協議の他、各モデル組織内において、具体的な労働力融通について協議する。必要に応じて、モデル毎に分科会を設置し、実務レベルでの検討を行う。</p> <p>(2)地域の労働力状況調査等</p> <p>各モデル組織に委託し、産地労働力の実態調査や潜在労働力調査を実施する。調査項目としては、労働力が不足している品目・作業名・時期・労働力規模、提供可能な時期・労働力規模等についてまとめる。</p> <p>(3)労働力の募集・育成</p> <p>協議会ホームページを核に援農情報を発信することとし、その他の募集活動については、タイプ別にイベントによる募集や雇用施策と連携した取組を進める。</p> <p>(4)労働力のマッチング・データベースの作成</p> <p>雇用側、援農側双方の労働条件に即したマッチングが可能となるシステムを構築する。労</p>

働力の調整手法については、モデル別に検討を行う。
将来的には、システムに蓄積したデータを県域段階で集約し、県域あるいは県外地域も含めた援農リレーを検討していく。

出所:「実施要領」

上記の記載では、補助対象経費の内訳、具体的な科目等の記載がなく、補助金交付要綱及び実施要領を見る限り、事業に関連するあらゆる経費が補助対象になると考えられ、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。

県によれば、国の補助事業を準用して補助対象経費を算定しており、補助金額の算定方法は明確であるとのことである。しかし、その準用する内容を示す具体的な文書は特段無く、結果として補助金額の具体的な算定方法は不明確であると判断せざるを得ない。

よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の内訳を具体化する必要がある。

例えば、補助制度の趣旨を踏まえ、旅費、需用費、委託料、支払手数料等が補助対象経費の具体的な科目になると考えられる。

【意見】

① 補助期間終了時における事業に係る成果等の検証について

本補助事業は、産地における雇用調整等を通じて、農業における労働力を確保する体制の構築することを趣旨として実施されている。補助期間は、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間である。

このため、県は、援農者組織の数を成果指標として挙げている。

本補助事業の趣旨を踏まえると、最終的にはどれだけ雇用調整等を通じて労働力が確保されたのかの観点が必要である。よって、県は、補助期間が終了した際には、援農者組織の数のみならず、結果としてどれほどの労働力確保に繋がったのかの検証を行うことが望ましい。

県にとって、農業における労働力の確保は極めて重要性が高いことは言うまでもない。県には、検証の結果を踏まえ、更なる効果の高い事業の検討及び実施を期待する。

(9) 植物防疫強化対策事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	植物防疫強化対策事業
補助金等の名称	植物防疫強化対策事業補助金
補助金等交付・支出先	一般社団法人 宮崎県植物防疫協会

補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>病虫害の多様化と難防除病虫害の増加に対応した効果的な防除と安全な農薬使用を推進する必要から、県の植物防疫行政の補完的業務を担っている宮崎県植物防疫協会の 運営強化を図る。</p> <p>(内容)</p> <p>農薬の安全・適正使用等の研修会の開催、発生予察情報の迅速で適切な提供、最新の防除技術及び農薬安全資料の作成、病虫害防除に係わる関連法令の啓発活動等の推進。</p> <p>(効果)</p> <p>効率的かつ効果的な病虫害防除や農薬の適正使用等が行われることにより、安全な農産物の安定生産が図られる。</p>		
根拠法令・交付要綱等	植物防疫強化対策事業補助金交付要綱		
補助期間	始期昭和 58 年度～終期なし		
補助対象経費	協会及びセンターの運営に要する経費		
補助金の算出方法 (補助率等)	人件費相当額		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	1	4,390,000	-
平成 30 年度	1	4,437,000	-
令和元年度	1	4,459,000	-

(補助等効果)

達成すべき成果指標	農薬安全使用等研修会の開催			
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
	目標値	3	3	3
	実績値	3	3	3
目標値を設定していない理由	-			

(監査の結果)

【指摘事項】

① 補助対象経費の内容の具体化について

本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、植物防疫強化対策事業補助金交付要綱(以下、本項において「補助金交付要綱」という。)に規定されている。当該規定の内容は次のとおりである。

(補助対象経費の内容)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費は、協会及びセンターの運営に要する経費とし、それについての補助額は定額とする。

出所:「補助金交付要綱」

上記の記載では、補助対象経費の内訳、具体的な科目等の記載がなく、補助金交付要綱を見る限り、協会及びセンターの運営に関連するあらゆる経費が補助対象になると考えられ、補助金額の具体的な算定ができない。また、補助額は定額とあるが、定額の意味する内容、金額等は補助金交付要綱では明示されていない。このため、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。

よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の内訳を具体化する必要がある。

本補助金は実際には一般社団法人宮崎県植物防疫協会(以下、本項において「植物防疫協会」という。)の事務局長の人件費に相当する経費に充てられている。したがって、人件費、法定福利費等が補助対象経費の具体的な科目になると考えられる。また、定額については、その意味する内容、金額等を具体化する必要がある。

【意見】

① 補助金額の妥当性の検討について

本補助金は、植物防疫協会が実施している事業の公益性等を前提として、同団体の運営に要する経費に対する補助である。

補助金の趣旨から考えると、植物防疫協会が実施する事業には公益性等が認められるが、独立採算で事業を実施することが厳しいことから、団体の運営に必要な経費を県が補助金として支出していると考えるのが自然である。すなわち、独立採算で事業が実施可能であれば、そもそも県は植物防疫協会の運営費に対しては補助金を支出しないはずである。

しかし、植物防疫協会の決算書を見ると、正味財産増減計算書では、平成30年度及び令和元年度ともに140万円程度の利益に相当する当期正味財産増減額が計上されている。すなわち、県は植物防疫協会の運営に必要な経費を上回る補助金を支出していると判断せざるを得ない。

よって、県は、本補助金について補助額の妥当性を再検討し、運営費へ補助する限りは真に必要な補助金額を算定し支出する必要がある。

② 補助等効果の検討について

本補助事業については、達成すべき成果指標は農薬安全使用等研修会の開催とされている。

県に対して、成果指標設定の根拠を質問したところ、実質的には人件費補助であるため、成果指標の設定は難しいとの回答を得た。

本補助事業は、団体に対する運営費補助であることから、団体の運営強化が図られることが事業実施の成果になると考えられる。

よって、県は、補助事業の目的に沿った成果指標を設定し、団体をモニタリングすることが望ましい。成果指標としては、団体の事業全般に関する計画の達成状況、補助金を差し引いた場合の収支比率等が考えられる。

(10) 農地売買支援緊急対策事業費

(補助金等の概要)

事業名	農地売買支援緊急対策事業費		
補助金等の名称	農地売買支援緊急対策事業費		
補助金等交付・支出先	公益社団法人 宮崎県農業振興公社		
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>公益社団法人宮崎県農業振興公社の事業推進体制を強化するとともに、市町村公社、農業協同組合等の関係団体との連携強化や、特例事業の普及・啓発並びに認定農業者等への支援強化等を図る。</p> <p>(内容)</p> <p>人件費補助、特例事業推進に係る関係機関の普及啓発研修、保有農地売渡しに係る条件整備等</p> <p>(効果)</p> <p>安定的な事業指針体制の確保及び関係機関との連携強化、農地売買の円滑な実施</p>		
根拠法令・交付要綱等	農業経営基盤強化促進法 農地売買等支援事業実施要綱 農地売買支援緊急対策事業費補助金交付要綱 農地売買支援総合推進対策事業実施要領		
補助期間	始期平成 11 年度～終期設定無し		
補助対象経費	県公社が、特例事業を促進するため、事業の推進及び関係機関・団体等との連携強化等を図る事業に要する経費		
補助金の算出方法 (補助率等)	定率・人件費相当額		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	1	33,637,000	-
平成 30 年度	1	40,128,000	-
令和元年度	1	44,637,000	-

(補助等効果)

達成すべき成果指標	設定なし		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
目標値	-	-	-
実績値	-	-	-
目標値を設定していない理由	当該補助金は人件費が主であり、目標値を定めることが適当でない。		

(監査の結果)

【指摘事項】

① 補助対象経費の内容の具体化について

本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、農地売買支援緊急対策事業費補助金交付要綱(以下、本項において「補助金交付要綱」という。)及び農地売買支援総合推進対策事業実施要領(以下、本項において「実施要領」という。)に規定されている。当該規定の内容は次のとおりである。

(補助対象経費の内容)

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 農地売買支援推進強化事業	県公社が、特例事業を促進するため、事業の推進及び関係機関・団体等との連携強化等を図る事業に要する経費	10 分の 10 以内
2 農地売買支援総合推進対策事業 (1) 有利販売整備事業	県公社が保有する農地等のうち、当該農地等の買入れに係る借入資金に対する国及び県からの利子助成が終了した農地等(以下「長期保有地」という。)及び長期保有地となるおそれのある農地等(以下「長期保有地等」という。)について、周辺農地への悪影響を防止するとともに、規模拡大志向農家等へ良好な状態で売渡すために行う、除草、除礫、雑物除去、耕起、整地、客土、排水対策等の土地条件整備に要する経費	10 分の 10 以内
(2) 売渡促進対策事業	県公社が、長期保有地等の売渡の推進及び規模拡大志向農家への啓発普及等を行うのに要する経費	2 分の 1 以内
(3) 特例事業推進のための連絡調整及び円滑化団体の機	県公社が推進対策要領第2の1の(1)、(2)、(3)の事業を行うのに要する経費 県公社が宮崎県農業協同組合中央会及び円滑化団	10 分の 10 以内

能強化事業	体等の行う推進対策要領第2の1の(4)、(5)の事業に要する経費につき補助をする場合における当該補助に要する経費(2分の1の比率による補助をすることとした場合に要する経費を限度とする。)	
-------	---	--

出所:「補助金交付要綱」から監査人作成

(事業の内容)

<p>第2 事業の内容</p> <p>この事業の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1 特例事業推進のための連絡調整及び円滑化団体の機能強化事業</p> <p>(1) 県公社による事業推進連絡協議会の開催</p> <p>(2) 県公社による特例事業推進のための研修会等の開催</p> <p>(3) 県公社による円滑化団体に対する現地指導等の実施</p> <p>(4) 宮崎県農業協同組合中央会(以下「農協中央会」という。)における円滑化団体に対する企画検討会、研修会の開催及び巡回指導の実施</p> <p>(5) 円滑化団体等における説明会・座談会の開催、巡回指導及び啓発・普及資料の作成</p>

出所:「実施要領」

この記載では、補助対象経費の内訳、具体的な科目等の記載がなく、補助金交付要綱を見る限り、上記記載の各事業に関連するあらゆる経費が補助対象になると考えられ、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。

よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の内訳を具体化する必要がある。本補助金は実際には公益社団法人宮崎県農業振興公社(以下、本項において「県農業振興公社」という。)における役職員の人件費、事業実施に伴う旅費、需用費、使用料賃借料等の経費に充てられている。したがって、人件費、法定福利費、旅費、需用費、使用料賃借料等が補助対象経費の具体的な科目になると考えられる。

② 実績報告書における事業費の確認の強化について

補助対象事業者から提出された「平成 31 年度農地売買支援緊急対策事業費補助金実績報告書」に添付されている「平成 31 年度農地売買支援緊急対策事業実績書」には補助金交付対象の事業費が記載されており、県農業振興公社の役職員の人件費に相当する金額が次のように記載されていた。

(事業費の内訳)

1 農地売買支援推進強化事業費 43,337,000 円

出所:「平成 31 年度農地売買支援緊急対策事業実績書」から監査人作成

この事業費について、県へ、補助金による人件費の対象となっている職員の勤務日数、給与支給明細等の確認内容を質問したところ、詳細な確認は行っていないとの回答を得た。

「平成 31 年度農地売買支援緊急対策事業実績書」を閲覧する限り、具体的な給与の支給状況までは確認できず、補助対象経費として認められるのか判断できない。結果として、適切な補助金が交付されたのか疑念が生じかねない。

よって、県は、事業費の内訳として記載されている内容の確認を強化し、補助対象経費として認められるか否かを確認するべきである。

【意見】

① 補助事業のあり方等の検討について

本補助事業は、平成 11 年度から開始されており、終期の設定はされていない。

県農業振興公社の経営状況は、令和元年度は、1,214 百万円の経常収益が計上されているものの経常費用は 1,273 百万円計上されており、当期経常増減額は 59 百万円の赤字である。また、経常外増減も含めると、当期一般正味財産増減額は 8 百万円の赤字となっている。

この経営状況を踏まえると、県からの人件費等補助の合理性は一定程度あると考えられる。

一方で、1,214 百万円もの経常収益を計上しながら、将来に亘り県が人件費を補助し続ける必要があるのか、補助金支出の妥当性を検討することも重要である。

よって、県は、県公社に対して経営力の強化、独立採算の検討を促すとともに、3 年に 1 度等定期的な補助事業のあり方等を見直すことが望ましい。

4. 農産園芸課

(1) 集落で繋ぐ中山間地域果樹産地支援事業補助金(果樹版集落営農組織強化支援事業のうち条件整備事業)

(補助金等の概要)

事業名	集落で繋ぐ中山間地域果樹産地支援事業
補助金等の名称	集落で繋ぐ中山間地域果樹産地支援事業補助金(果樹版集落営農組織強化支援事業のうち条件整備事業)
補助金等交付・支出先	西米良村、西都市
補助対象事業の概要	(目的) 中山間地域の果樹産地を維持・発展させていくために、高齢化や担い手不足に対応した共同及び受託作業組織を育成するとともに、実需者等ニーズに対応した品種転換や生産供給体制

	<p>を構築するなど、さらなる果樹版集落営農の取組を推進する。</p> <p>(内容)</p> <p>生産体制及び加工対応強化に必要な資材、機械等の導入を支援。</p> <p>(効果)</p> <p>中山間地域における受託作業組織育成や共同作業の効率化・省力化が図られる。</p>		
根拠法令・交付要綱等	宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱		
補助期間	始期平成30年度～終期令和2年度		
補助対象経費	<p>地域ビジョン等の達成に必要な経費とし、次のとおりとする。</p> <p>1 共同作業・受託作業組織づくりに要する経費</p> <p>2 実需者等のニーズに対応した生産供給体制の構築に要する経費</p> <p>3 生産体制及び加工対応力の強化に必要となる資材、機械等の導入に要する経費</p>		
補助金の算出方法 (補助率等)	定率		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成29年度	-	-	-
平成30年度	2	678,000	-
令和元年度	2	662,000	-

(補助等効果)

達成すべき成果指標	<p>①果樹版集落営農組織数(H28:3 集団→R2:10 集団)</p> <p>②ゆず、くり産出額(H28:7 億円→R2:10 億円)</p>		
目標値及び実績値	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	目標値	-	-
	実績値	① 5 集団 ② 7 億円	① 6 集団 ② 8 億円
目標値を設定していない理由	各年度毎の目標値は設定しておらず、目標年度の値のみ設定している。		

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 実績報告後における補助対象設備等の活用状況把握について

本補助事業では、生産体制及び加工対応強化に必要な資材、機械等の導入が支援されており、令和元年度は次の設備等を補助対象として補助金が交付されている。

(補助対象設備等の内容)

補助対象事業者	事業内容	事業量	経費総額	うち県補助金額
西都市	果樹版集落営農 組織強化支援事 業(2)条件整備 事業	自走式動噴 1台	337,000円	290,000円
		歩行用クローラ式 草刈機 1台	533,500円	

出所:「令和元年度集落で繋ぐ中山間地域果樹産地支援事業実績報告書」から監査人作成

「令和元年度集落で繋ぐ中山間地域果樹産地支援事業実績報告書」によれば、これらの設備等は令和2年2月21日に納品がなされている。また、購入に係る調査は令和2年3月13日に実施されており、問題ない旨の報告がなされている。

しかし、実績報告及び購入に係る調査の段階では、補助対象の設備等は事実上稼働されておらず、その後の稼働状況を具体的に確認した書類は、本補助事業に関する簿冊の中には特段保管されていない。

設備等に対する補助金の交付については、当該設備等が活用されることで補助事業の目的に沿った成果が発現される。このため、補助金交付後における設備等の活用状況の把握は重要であると考えられる。

よって、県は、補助金交付後における設備等の活用状況を把握し、補助事業の目的に沿った成果を確認するとともに、その内容を文書として残しておくことが望ましい。

(2)新たに挑む！さといも日本一産地構築事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	新たに挑む！さといも日本一産地構築事業(疫病に強い持続可能なさといも産地づくり事業)
補助金等の名称	新たに挑む！さといも日本一産地構築事業補助金
補助金等交付・支出先	JA 串間市大東 株式会社くしまアオイファーム 串間市かんしょ産地対策会議

補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>サトイモ疫病の被害で生産が半減したさといも産地、及びかんしょ茎・根腐敗症状が発生しているかんしょ産地における対策を推進する。</p> <p>(内容)</p> <p>サトイモ疫病の被害軽減に向け、産地一体となった疫病防除対策を実施する。</p> <p>かんしょ茎・根腐敗症状の薬剤散布による防除・排水性の向上・適正な残さ処理などの総合的な体系防除対策を実証する。</p> <p>(効果)</p> <p>サトイモ疫病に対する産地一体となった疫病防除対策の実施により、サトイモ疫病の被害を軽減する。</p> <p>かんしょ茎・根腐敗症状の総合防除対策の実証により、効果的な対策を検討し、各産地へ総合防除対策を波及し、産地の維持・振興を図る。</p>		
根拠法令・交付要綱等	宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱		
補助期間	始期平成 30 年度～終期令和元年度		
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 疫病の被害で生産量が半減したさといも産地及び茎・根腐敗症状が発生しているかんしょ産地の維持・振興を図るため、地域一体となった疫病対策及び茎・根腐敗症状の総合防除対策を推進するために、補助対象者が疫病に強い持続可能なさといも産地づくり事業を行う場合に要する経費 ・ 市町村が農業協同組合、営農集団、農地所有適格法人等に対し、疫病に強い持続可能なさといも産地づくり事業に要する経費について補助する場合における当該補助に要する経費 		
補助金の算出方法 (補助率等)	定額		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	-	-	-
平成 30 年度	2	1,131,000	-
令和元年度	3	4,359,000	-

(補助等効果)

達成すべき成果指標	設定なし		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	目標値	-	-
	実績値	-	-
目標値を設定していない理由	さとも疫病のまん延防止に向けた支援であり、目標は発生防止となるため個別の目標は設定していない。		

(監査の結果)

【指摘事項】

① 補助対象経費の内容の具体化について

本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱(以下、本項において「補助金交付要綱」という。)に規定されている。当該規定の内容は次のとおりである。

(補助対象経費の内容)

疫病の被害で生産量が半減したさとも産地及び茎・根腐敗症状が発生しているかんしょ産地の維持・振興を図るため、地域一体となった疫病対策及び茎・根腐敗症状の総合防除対策を推進するために、補助対象者が次に定める事業を行う場合に要する経費 疫病に強い維持可能なさとも産地づくり事業 (1)さとも疫病対策のため、地域一体となった防除対策に要する経費 (2)かんしょ茎・根腐敗症状の総合防除対策を体系化した実証に要する経費 市町村が補助対象者欄の()に定める事業主体に対し、次に定める事業に要する経費について補助する場合における当該補助に要する経費 疫病に強い維持可能なさとも産地づくり事業 (1)さとも疫病対策のため、地域一体となった防除対策に要する経費

出所:「補助金交付要綱」

上記の記載では、補助対象経費の内訳、具体的な科目等の記載がなく、補助金交付要綱を見る限り、事業に関連するあらゆる経費が補助対象になると考えられ、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。

県によれば、本補助事業は、緊急対策的な事業であり、補助対象経費を詳細には定めていないとのことである。しかし、補助対象経費が明確でないと補助金額の算定ができないはずである。

よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の内訳を具体化する必要がある。

例えば、本補助事業が緊急対策事業であり、事前に補助対象経費を具体化出来ないのであれば、事後的にでも補助対象経費を決定した内容、過程等を明確にする必要があると考えられる。

【意見】

該当なし。

(3) 施設園芸高生産技術推進事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	施設園芸高生産技術推進事業(先進技術導入支援事業)		
補助金等の名称	施設園芸高生産技術推進事業補助金		
補助金等交付・支出先	綾町、川南キュウリ組合		
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>地域で検討、策定している計画に基づいた生産性の高い施設野菜産地の確立に向けて、反収の飛躍的な増加等効果が確認された機器や資材等、先進技術導入を推進する。</p> <p>(内容)</p> <p>飽差管理や炭酸ガス施用技術等の先進技術の導入により、生産性を向上させるために必要な機器・資材の導入や地域エネルギーの効率的な利用等に向けた実証に対して支援を行う。</p> <p>(効果)</p> <p>反収の飛躍的な増加等の効果が確認された機器や資材等を導入することで、収量の安定が期待される。</p>		
根拠法令・交付要綱等	宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱		
補助期間	始期平成 30 年度～終期令和 2 年度		
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境制御技術等の導入と地域エネルギーの効率的な利用を通じて、生産性や持続性の高い施設園芸産地の確立を図るため、補助対象者が先進技術導入支援事業を行う場合に要する経費 ・ 市町村が農業協同組合、営農集団、農地所有適格法人に対し、先進技術導入支援事業に要する経費について補助する場合における当該補助に要する経費 		
補助金の算出方法 (補助率等)	定率		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	-	-	-
平成 30 年度	1	2,519,000	-
令和元年度	2	2,870,000	-

(補助等効果)

達成すべき成果指標	現況の収量に対して概ね 10%以上とする。		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	目標値	-	-
	実績値	-	-
目標値を設定していない理由	目標年度は 3 年後であり、年度ごとの目標は設定していないため。		

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 実績報告後における補助対象設備等の活用状況把握について

本補助事業の令和元年度における補助事業の内容は次のとおりである。

(補助対象設備等の内容)

補助対象事業者	事業内容	事業量	経費総額	うち県補助金額
綾町	施設園芸高生産 推進事業 (先進技術導入 支援事業)	炭酸ガス発生装 置 4 台	1,830,000 円	742,000 円
		環境測定装置 2 台	396,000 円	
川南きゅうり組合	施設園芸高生産 推進事業 (先進技術導入 支援事業)	自動噴霧システ ム	6,481,852 円	2,128,000 円
			合計	2,870,000 円

出所:「令和元年度施設園芸高生産技術推進事業実績書」から監査人作成

これらの補助対象設備等について、綾町に対する補助対象設備の調査は令和 2 年 2 月 20 日に、川南きゅうり組合に対する補助対象設備の調査は令和元年 11 月 15 日に実施されており、各々問題ない旨の報告がなされている。

しかし、実績報告及び購入に係る調査の段階では、補助対象の設備等は事実上稼働されており、その後の稼働状況を具体的に確認した書類は本補助事業に関する簿冊の中には特段保管されていない。

設備等に対する補助金の交付については、当該設備等が活用されることで、補助事業の目的

に沿った成果が発現される。このため、補助金交付後における設備等の活用状況の把握は重要であると考えられる。

よって、県は、補助金交付後における設備等の活用状況を把握し、補助事業の目的に沿った成果を確認するとともに、その内容を文書として残しておくことが望ましい。

(4)水田高度利用産地育成支援事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	水田高度利用産地育成支援事業(ベストミックス実現産地 支援事業)
補助金等の名称	水田高度利用産地育成支援事業補助金
補助金等交付・支出先	えびの市農業再生協議会、えびの市
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>米政策の見直しに対応し、水田農業の持続的発展を図るため、需要に応じた米の生産や土地利用型高収益作物の導入により、水田の高度利用と高収益化を進めるとともに、10年先の水田農業を支える担い手の育成を加速化し、本県の水田農業経営モデルを確立する。</p> <p>(内容)</p> <p>露地野菜等の高収益作物の導入による新たな輪作営農体系の実証や農業機械レンタルによる機械化体系の確立を支援。</p> <p>(効果)</p> <p>各地域で水田フル活用の成功事例が創出され、水田で20万円/10a 儲けるモデルを作出した。</p>
根拠法令・交付要綱等	<p>補助金等の交付に関する規則</p> <p>宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱</p> <p>水田高度利用産地育成支援事業実施要領</p>
補助期間	始期平成30年度～終期令和2年度
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 米政策の見直しに対応し、水田農業の持続的発展を図るため、需要に応じた米の生産や土地利用型高収益作物の導入により、水田の高度利用と高収益化を進めるとともに、10年先の水田農業を支える担い手の育成を加速化し、本県の水田農業経営モデルの確立を図るために、補助対象者がベストミックス実現産地支援事業を行う場合に要する経費 市町村がベストミックス実現産地支援事業について、地域農業

	再生協議会、地域担い手育成協議会、農業者、営農集団等が行う事業について補助する場合における当該補助に要する経費		
補助金の算出方法 (補助率等)	定額・定率		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	-	-	-
平成 30 年度	2	485,033	えびの市農業再生協議会 2 件
令和元年度	2	1,439,276	-

(補助等効果)

達成すべき成果指標	裸麦作付面積 現状(H29) 1.1ha→目標(R2) 1.6ha 二条大麦作付面積 現状(H30) 0ha→目標(R3) 1.6ha たまねぎ作付面積 現状(R1) 1.4ha→目標(R3) 1.8ha ※ 二条大麦は、栽培実証に留まらず、地元酒造会社と連携し、新たな麦焼酎の開発までを目的とする。		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	目標値		
	実績値	裸麦 1.1ha 二条大麦 0ha たまねぎ 1.4ha	裸麦 1.1ha 二条大麦 0ha たまねぎ 1.4ha
目標値を設定していない理由	3 年後の目標面積を設定しているが、単年度毎はないため。		

(監査の結果)

【指摘事項】

① 消費税仕入税額控除の確認について

補助対象事業者であるえびの市農業再生協議会から提出された「補助事業実績報告書」を閲覧したところ、消費税込みの金額で補助金が交付されている。

補助金額が消費税込みの金額となっている理由について、県へ質問したところ、補助対象事業者は免税事業者であるため、消費税込みで補助金を交付しているとのことである。

しかし、補助金の申請、交付決定等の文書を閲覧する限り、補助対象事業者が免税事業者であることを示す文書はなかった。

補助対象事業者が消費税の課税事業者であり、消費税の仕入税額控除を受ける場合は補助

金額から消費税相当額を控除する必要がある。これを踏まえると、補助対象事業者が課税事業者であるか否か等の確認は重要である。

本補助事業の補助対象事業者は、免税事業者であるとのことであるが、そのことを示す文書はない。よって、県は、免税事業者であることを確認した結果を文書として保管しておく必要がある。

【意見】

① 実績報告後における補助対象設備等の活用状況把握について

本補助事業では、露地野菜等の高収益作物の導入による新たな輪作営農体系の実証や農業機械レンタルによる機械化体系の確立が支援されており、令和元年度は次の設備等が補助対象として補助金が交付されている。

(補助対象設備等の内容)

補助対象事業者	事業内容	事業量	経費総額	うち県補助金額
えびの市	水田輪作機械化 体系の確立	イセキ 歩行型 玉ねぎ収穫機	1,584,000 円	720,000 円

出所:「補助事業実績報告書」から監査人作成

えびの市から提出のあった「補助事業実績報告書」によれば、これらの設備等は令和 2 年3月 13 日に納品がなされている。また、購入に係る調査は令和 2 年 3 月 27 日に実施されており、問題ない旨の報告がなされている。

しかし、「補助事業実績報告書」によれば、補助対象となった設備等(歩行型玉ねぎ収穫機)を実際に利用する時期は5月1日～5月30日と記載されている。このため、購入に係る調査の段階では、補助対象の機械等は事実上稼働されておらず、その後の稼働状況を具体的に確認した書類は本補助事業に関する簿冊の中には特段保管されていない。

設備等に対する補助金の交付については、当該設備等が活用されることで、補助事業の目的に沿った成果が発現される。このため、補助金交付後における設備等の活用状況の把握は重要であると考えられる。

よって、県は、補助金交付後における設備等の活用状況を把握し、補助事業の目的に沿った成果を確認するとともに、その内容を文書として残しておくことが望ましい。

(5) 需要に応える宮崎米生産体制整備事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	需要に応える宮崎米生産体制整備事業(需要対応推進体制強化事業)
-----	---------------------------------

補助金等の名称	需要に応える宮崎米生産体制整備事業補助金		
補助金等交付・支出先	宮崎県産米改良協会		
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>本県ならではの米需要に対応した新品種や、温暖な気象条件を活かした新たな作型、先端技術を活用した高精度・超省力化技術の導入を図り、次世代まで持続可能な水田営農体系の構築を図る。</p> <p>(内容)</p> <p>需要に応じた米づくり推進体制の強化</p> <p>(効果)</p> <p>宮崎米の効率的な生産や担い手の規模拡大により、稲作の所得向上に繋がり、儲かる水田農業の実現が図られた。</p>		
根拠法令・交付要綱等	宮崎県産米改良協会補助金交付要綱		
補助期間	始期令和元年度～終期令和3年度		
補助対象経費	① 改良協会の運営に要する経費 ② 稲作経営の高度化に要する経費		
補助金の算出方法 (補助率等)	人件費相当額		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成29年度	-	-	-
平成30年度	-	-	-
令和元年度	1	3,900,000	新規事業

(補助等効果)

達成すべき成果指標	担い手が減少する中、需要に基づく米生産により水稲作付面積の維持を図りつつ、実需者が求める非主食用米(加工用米、飼料用米、WCS用稲等)の作付面積を確保する。		
目標値及び実績値	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	目標値	-	-
	実績値	8,444ha	8,537ha
目標値を設定していない理由	加工用米、飼料用米は個別に毎年度目標を設定してあるが、非主食用米の合計では、県長期計画のR2目標(10,330ha)のみとしているため。		

(監査の結果)

【指摘事項】

① 補助対象経費の内容の具体化について

本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、宮崎県産米改良協会補助金交付要綱(以下、本項において「補助金交付要綱」という。)に規定されている。当該規定の内容は次のとおりである。

(補助対象経費の内容)

(補助対象経費及び補助率)		
第2条 前条の補助金の対象となる経費は、次のとおりとし、その補助率は別紙のとおりとする。		
①改良協会の運営に要する経費		
②稲作経営の高度化に要する経費		
別紙		
区分	内容	補助率
改良協会の運営に要する経費	良質米の安定生産と品質向上に関すること。 主要農産物優良種子の生産及び普及に関すること。 主要農産物種子及び米に関する研修会、情報収集並びに広報宣伝に関すること。	定額
稲作経営の高度化に要する経費	稲作経営の高度化に関すること。 米の集荷、販売の促進に関すること。 その他事業の目的を達成するために必要な事項。	1/2(定額)

出所:「補助金交付要綱」から監査人作成

上記の記載では、補助対象経費の内訳、具体的な科目等の記載がなく、補助金交付要綱を見る限り、別表記載の各事業に関連するあらゆる経費が補助対象になると考えられ、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。

よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の内訳を具体化する必要がある。

本補助金は実際には宮崎県産米改良協会における職員の人件費、事業実施に伴う需用費、使用料賃借料等の経費に充てられている。したがって、人件費、法定福利費、需用費、使用料賃借料等が補助対象経費の具体的な科目になると考えられる。

【意見】

該当なし。

(6)宮崎水田農業構造改革推進事業(需給調整体制強化事業)費補助金

(補助金等の概要)

事業名	宮崎水田農業構造改革推進事業(需給調整体制強化事業)		
補助金等の名称	宮崎水田農業構造改革推進事業(需給調整体制強化事業)費補助金		
補助金等交付・支出先	宮崎県農業再生協議会、宮崎県農業協同組合中央会		
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>平成 30 年産以降の米政策の見直し(米の作付に対する交付金及び生産数量目標の廃止)に向けて、需要に応じた生産体制の構築などを検討する新たな推進体制の整備を支援することで、持続可能な水田農業構造の実現に取り組む。</p> <p>(内容)</p> <p>平成 30 年産以降の水田農業の将来展望を描いた実施方針等の策定や実行ある地域ビジョン策定支援を行うとともに、産地の主体的な判断による需要に応じた生産に向け、農業団体との共同による専任推進体制を強化する。</p> <p>(効果)</p> <p>行政による配分に頼らない需要に応じた生産が実施された。</p>		
根拠法令・交付要綱等	宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱		
補助期間	始期平成 29 年度～終期令和元年度		
補助対象経費	平成 30 年産以降の米政策の見直しを踏まえ、持続可能な水田農業構造の実現に向けて、需要に応じた生産体制の構築や作物作付のベストミックスの実現、水田農業の担い手育成に向けた取組みの充実など、制度を最大限に活用した水田のフル活用を推進するために補助対象者が需給調整体制強化事業を行う場合に要する経費		
補助金の算出方法 (補助率等)	人件費相当額		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	2	7,452,790	-
平成 30 年度	2	7,542,517	-
令和元年度	2	7,525,912	-

(補助等効果)

達成すべき成果指標	国からの需要情報に応じて、各市町村別の「作付の目安」を情報提供し、目安の範囲内での主食用米の作付実施 ※ 平成 30 年から生産数量目標に変わり、作付の目安を提示する方法に変更。		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
目標値	18,469ha	18,468ha	18,242ha
実績値	15,000ha	14,700ha	14,600ha
目標値を設定していない理由	—		

(監査の結果)

【指摘事項】

① 補助対象経費の内容の具体化について

本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱(以下、本項において「補助金交付要綱」という。)に規定されている。当該規定の内容は次のとおりである。

(補助対象経費の内容)

平成 30 年産以降の米政策の見直しを踏まえ、持続可能な水田農業構造の実現に向けて、需要に応じた生産体制の構築や作物作付のベストミックスの実現、水田農業の担い手育成に向けた取組の充実など、制度を最大限に活用した水田のフル活用を推進するために補助対象者が次に定める事業を行う場合に要する経費
1 需給調整体制強化事業 経営所得安定対策を最大限活用した生産性の高い水田農業経営の確立に向け、専任推進体制の整備に必要な経費

出所:「補助金交付要綱」

上記の記載では、補助対象経費の内訳、具体的な科目等の記載がなく、補助金交付要綱を見る限り、需給調整体制強化事業に関連するあらゆる経費が補助対象になると考えられ、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。

よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の内訳を具体化する必要がある。

本補助金は実際には宮崎県農業協同組合中央会における職員の人件費、並びに宮崎県農業協同組合中央会及び宮崎県農業再生協議会における事業実施に伴う需用費、旅費、通信運搬費等の経費に充てられている。したがって、人件費、法定福利費、需用費、旅費、通信運搬費等が補助対象経費の具体的な科目になると考えられる。

② 実績報告書における事業費の確認の強化について

補助対象事業者である宮崎県農業再生協議会から提出された「平成 31 年度宮崎水田農業構造改革推進事業(需給調整体制強化事業)に係る県推進体制強化事業補助金実績報告書(以下、本項において「実績報告書」という。)」を閲覧したところ、補助対象経費の内訳の一覧が添付されている。

この一覧表を見ると、支出予定額の横に支出見込額との記載があり、この支出見込額を決算額として補助金額が確定されている。

一覧表を見る限り、支出見込額であり、実績額ではないと判断せざるを得ない。よって、県は、支出見込額が実績であるか確認を強化するとともに、補助対象事業者に対し支出実績額へ訂正を求めべきである。

③ 消費税仕入税額控除の確認について

補助対象事業者である宮崎県農業再生協議会から提出された「実績報告書」を閲覧したところ、消費税込みの金額で補助金が交付されている。

補助金額が消費税込みの金額となっている理由について、県へ質問したところ、補助対象事業者は 免税事業者であるため、消費税込みで補助金を交付しているとのことである。

しかし、補助金の申請、交付決定等の文書を閲覧する限り、補助対象事業者が免税事業者であることを示す文書はなかった。

補助対象事業者が、消費税の課税事業者であり、消費税の仕入税額控除を受ける場合は補助金額から消費税相当額を控除する必要がある。これを踏まえると、補助対象事業者が課税事業者であるか否か等の確認は重要である。

本補助事業の補助対象事業者は、免税事業者であるとのことであるが、そのことを示す文書はない。よって、県は、免税事業者であることを確認した結果を文書として保管しておく必要がある。

【意見】

該当なし。

(7)野菜価格安定対策費補助金

(補助金等の概要)

事業名	指定野菜生産出荷安定資金造成事業
補助金等の名称	野菜価格安定対策費補助金
補助金等交付・支出先	(公財)宮崎県青果物資金協会
補助対象事業の概要	(目的) 国が指定する対象野菜の価格低落時、生産者への価格補てんにより、対象野菜の生産及び出荷の安定を図り、もって野菜

	<p>産地の健全な発展と国民消費生活の安定に資する。</p> <p>(内容)</p> <p>(独)農畜産業振興機構(※)が産地の申込数量に応じて積み立てる造成資金の県負担分を(公財)宮崎県青果物資金協会を通じて、(独)農畜産業振興機構へ納入する。</p> <p>※国の価格安定対策事業の資金管理を行う団体</p> <p>(効果)</p> <p>対象野菜の価格低落時、生産者への価格補てんにより、生産者に及ぼす影響が緩和され、農家経営の安定と野菜産地の継続的な発展が図られる。</p> <p>(効果)</p> <p>対象野菜の価格低落時、生産者への価格補てんにより、生産者に及ぼす影響が緩和され、農家経営の安定と野菜産地の継続的な発展が図られる。</p>
--	--

根拠法令・交付要綱等	野菜価格安定対策費補助金交付要綱
------------	------------------

補助期間	始期昭和 48 年度～終期設定なし
------	-------------------

補助対象経費	協会が野菜生産出荷安定法に規定する生産者補給交付金又は生産者補給金若しくは交付金の交付に充てるための財源として指定野菜価格安定対策資金又は契約指定野菜安定供給資金を造成する独立行政法人農畜産業振興機構に対し納付する納付金
--------	--

補助金の算出方法 (補助率等)	定率
--------------------	----

補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	1	76,114,000	-
平成 30 年度	1	147,865,000	-
令和元年度	1	132,359,000	-

(補助等効果)

達成すべき成果指標	設定なし			
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
	目標値	-	-	-
	実績値	-	-	-
目標値を設定していない理由	指定野菜の価格下落時への価格補填のための造成資金を納入する事業であり、目標設定は行っていない。			

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 生産者に対する価格補填の実績調査について

本補助事業は、国の制度に基づき実施されており、補助金の最終的な受取人である生産者への支払はJAが実施している。

県へ、生産者に対する支払の実績について、内容を把握しているか質問を行ったところ、令和元年度までは特段把握していなかったが、令和2年度からは支払内容を調査する予定であるとのことである。

本補助事業は、国が指定する対象野菜の価格下落時に、生産者への価格補填により対象野菜の生産及び出荷の安定を図ることが目的であるため、実際に生産者へ支払がされているかの確認は重要であると考え。令和2年度から調査を予定されているとのことであるが、確実な実施を期待するとともに、調査の結果は文書として保存することが望ましい。なお、全ての生産者への調査は煩雑であるとも考えられるため、サンプルベースで調査を実施することも考えられる。

② 補助等効果の検討について

本補助事業については、「指定野菜の価格下落時への価格補填のための造成資金を納入する事業であり、目標設定は行っていない」とのことである。

補助事業として実施する以上、県の農業政策に関する公益的な目的があると考えられ、成果がない場合は補助事業を行う意義に乏しい。このため、県は、原則として成果指標の設定を検討することが望ましい。

本補助事業は、国が指定する対象野菜の価格下落時に、生産者への価格補填により対象野菜の生産及び出荷の安定を図ることが目的であるため、実際に対象野菜の生産及び出荷の安定が図られたか等の達成状況をモニタリングするような指標が考えられる。ただし、指標としての設定が難しい場合は、指標に代わり、定性的な情報を含め、成果の把握方法及び把握の内容を検討することが望ましい。

(8)みやざき野菜価格安定対策事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	みやざき特産野菜価格安定対策事業
補助金等の名称	みやざき野菜価格安定対策事業補助金
補助金等交付・支出先	(公財)宮崎県青果物資金協会

補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>対象野菜の価格低落時、生産者への価格補てんにより、農家経営の安定及び産地の野菜産地の継続的な発展を図る。</p> <p>なお、国の価格安定対策事業の要件を満たさない野菜を対象としている。</p> <p>(内容)</p> <p>(公財)宮崎県青果物資金協会(※)が産地の申込数量に応じて積み立てる造成資金の県負担分を(公財)宮崎県青果物資金協会へ納入する。</p> <p>※ 県の価格安定事業の資金管理を行う団体</p> <p>(効果)</p> <p>対象野菜の価格低落時、生産者への価格補てんにより、農家経営の安定及び野菜産地の継続的な発展が図られる。</p>		
根拠法令・交付要綱等	みやざき野菜価格安定対策事業補助金交付要綱		
補助期間	始期平成9年度～終期設定なし		
補助対象経費	みやざき特産野菜価格安定対策事業実施要領、野菜産地経営安定強化支援事業実施要領に基づき、協会が青果物の価格補填に係る収入差額の補填を行うための交付準備金に要する経費		
補助金の算出方法 (補助率等)	定率		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成29年度	1	-	-
平成30年度	1	5,177,894	-
令和元年度	1	16,802,631	-

(補助等効果)

達成すべき成果指標	設定なし			
目標値及び実績値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	目標値	-	-	-
	実績値	-	-	-
目標値を設定していない理由	県の振興方針に沿った野菜で国の要件を満たさない野菜の価格下落時への価格補填のための造成資金を納入する事業であり、目標設定は行っていない。			

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 生産者に対する価格補填の実績調査について

本補助事業は、県単独の補助事業であり、国の制度である野菜価格安定対策費補助金の要件を満たさない野菜が対象となり、具体的な対象野菜は県が指定している。補助金の最終的な受取人である生産者への支払は、国の制度と同様に JA が実施している。

県へ、生産者に対する支払の実績について、内容を把握しているか質問を行ったところ、令和元年度までは特段把握していなかったが、令和 2 年度からは支払内容を調査する予定であるとのことである。

本補助事業は、県が指定する対象野菜の価格下落時に、生産者への価格補填により対象野菜の生産及び出荷の安定を図ることが目的であるため、実際に生産者へ支払がされているかの確認は重要であると考え。令和 2 年度から調査を予定されているとのことであるが、確実な実施を期待するとともに、調査の結果は文書として保存することが望ましい。なお、全ての生産者への調査は煩雑であるとも考えられるため、サンプルベースで調査を実施することも考えられる。

② 補助等効果の検討について

本補助事業については、「県の振興方針に沿った野菜で国の要件を満たさない野菜の価格下落時への価格補填のための造成資金を納入する事業であり、目標設定は行っていない」とのことである。

補助事業として実施する以上、県の農業政策に関する公益的な目的があると考えられ、成果がない場合は補助事業を行う意義に乏しい。このため、県は、原則として成果指標の設定を検討することが望ましい。

本補助事業は、県の振興方針に沿った野菜で国の要件を満たさない野菜の価格下落時に、生産者への価格補填により対象野菜の生産及び出荷の安定を図ることが目的であるため、実際に対象野菜の生産及び出荷の安定が図られたか等の達成状況をモニタリングするような指標が考えられる。ただし、指標としての設定が難しい場合は、指標に代わり、定性的な情報を含め、成果の把握方法及び把握の内容を検討することが望ましい。

(9) 農業用廃プラスチック適正処理推進事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	農業用廃プラスチック適正処理推進事業
補助金等の名称	農業用廃プラスチック適正処理推進事業補助金

補助金等交付・支出先	宮崎県農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会		
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>環境に調和した農業生産活動を推進するため、農業用廃プラスチック適正処理・リサイクルの啓発を行うとともに、地域の実情に合わせた地域主体の排出処理体制を構築する。</p> <p>(内容)</p> <p>農家に対する適正処理、リサイクルの啓発活動の推進。地域の実情に応じた地域主体の排出処理体制の構築。回収・運搬体制の整備。</p> <p>(効果)</p> <p>農業者の適正処理に対する意識が向上するとともに、地域の排出処理体制が整備される。</p>		
根拠法令・交付要綱等	宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱		
補助期間	始期平成 29 年度～終期令和元年度		
補助対象経費	環境に調和した農業生産活動を推進するため、農業用廃プラスチックの適正処理・リサイクルの啓発を行うとともに、地域の実情に合わせた地域主体の排出処理体制を構築するため、補助対象者が県協議会運営体制支援事業又は市町村協議会活動支援事業を行う場合に要する経費		
補助金の算出方法 (補助率等)	定額		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	1	7,671,000	-
平成 30 年度	1	7,671,000	-
令和元年度	1	6,171,000	-

(補助等効果)

達成すべき成果指標	設定なし			
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
	目標値	-	-	-
	実績値	-	-	-
目標値を設定していない理由	事業内容が農業用廃プラスチックの適正処理を推進することであるため、目標値を設定していない。			

(監査の結果)

【指摘事項】

① 補助対象経費の内容の具体化について

本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱(以下、本項において「補助金交付要綱」という。)に規定されている。当該規定の内容は次のとおりである。

(補助対象経費の内容)

環境に調和した農業生産活動を推進するため、農業用廃プラスチックの適正処理・リサイクルの啓発を行うとともに、地域の実情に合わせた地域主体の排出処理体制を構築するため、補助対象者が次に定める事業を行う場合に要する経費

1 県協議会運営体制支援

- ・農業用廃プラスチック排出管理・会議等開催に係る経費
- ・適正処理・リサイクルの啓発推進に要する経費

2 市町村協議会活動支援

- ・排出処理に関する会議等開催及び回収処理に係る経費
- ・リサイクル分別指導の回収体制の強化に要する経費
- ・農業用廃プラスチック排出抑制・リサイクル品活用技術普及支援に要する経費
- ・廃プラスチック回収のための集積所整備支援に要する経費

出所:「補助金交付要綱」

上記の記載では、補助対象経費の内訳、具体的な科目等の記載がなく、補助金交付要綱を見る限り、要綱記載の各事業に関連するあらゆる経費が補助対象になると考えられ、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。

よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の内訳を具体化する必要がある。

本補助金は、実際には宮崎県農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会の運営経費として、臨時職員人件費、会議費、需用費等に充てられている。したがって、人件費、法定福利費、賃借料、需用費等が補助対象経費の具体的な科目になると考えられる。

【意見】

① 補助等効果の検討について

本補助事業については、「事業内容が、農業用廃プラスチックの適正処理を推進することであるため、目標値を設定していない」とのことである。

補助事業として実施する以上、県の農業政策に関する公益的な目的があると考えられ、成果がない場合は補助事業を行う意義に乏しい。このため、県は、原則として成果指標の設定を検討する

ことが望ましい。

本補助事業は、農業用廃プラスチックの適正処理・リサイクルの啓発等を通じて、農業者の適正処理に対する意識の向上、地域の排出処理体制の整備を目指すものであるため、それらの達成状況をモニタリングするような指標が考えられる。ただし、指標としての設定が難しい場合は、指標に代わり、定性的な情報を含め、成果の把握方法及び把握の内容を検討することが望ましい。

(10) 次世代果樹ブランド産地育成支援事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	次世代果樹ブランド産地育成支援事業		
補助金等の名称	次世代果樹ブランド産地育成支援事業補助金		
補助金等交付・支出先	ライチ研究会		
補助対象事業の概要	(目的) ライチ産地の育成 (内容) 1トン農家育成拡大支援 (効果) ライチ推奨技術の拡大による安定生産体制の整備の加速		
根拠法令・交付要綱等	宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱		
補助期間	始期令和元年度～終期令和3年度		
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 新たな果樹ブランド品目として期待されるライチの産地育成への取組みや、かんきつ産地の人と園地資源を活かし、みかんと栽培時期の異なる有望なかんきつ品目の導入による、新たな果樹複合経営の推進と新ブランド品目の産地化を図るため、補助対象者がライチ産地育成支援事業又はかんきつ産地改革支援事業を行う場合に要する経費 市町村が宮崎県経済農業協同組合連合会、農業協同組合、営農集団等に対し、ライチ産地育成支援事業又はかんきつ産地改革支援事業に要する経費について補助する場合における当該補助に要する経費 		
補助金の算出方法 (補助率等)	定率		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成29年度	-	-	-

平成 30 年度	-	-	-
令和元年度	4	1,030,000	-

(補助等効果)

達成すべき成果指標	ライチの産地化によるブランド力強化 (H28 8t→R3 25t)		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
目標値	13	16	19
実績値	8	10	8
目標値を設定していない理由	-		

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 実績報告書における事業費の確認の強化について

補助対象事業者から提出された「令和元年度次世代果樹ブランド産地育成支援事業(ライチ産地育成支援事業)補助事業実績報告書(以下、本項において「実績報告書」という。)」には補助金交付対象の事業費が記載されており、次のようなものがあった。

(事業費の内訳)

遮光資材:351,700 円
根域制限資材:133,340 円
かん水装置:1,146,590 円

出所:「実績報告書」から監査人作成

県に対して、補助対象とされた設備等について、履行確認のための現地調査を実施しているか質問したところ、現地調査は実施しているとのことである。しかし、現地調査を実施したことを示す文書は保存されていなかった。

本補助事業は、設備等が補助対象であり、事業の効果としてライチの生産体制の整備が期待されることから、補助対象とされた設備等の現地調査を行うことが重要であると考えられる。県によれば、現地調査を実施しているとのことであるが、そのことを示す文書はない。よって、県は、現地調査を実施した場合は、設備等の整備状況等を記載した文書を残すことが望ましい。

② 実績報告後における補助対象設備等の活用状況把握について

本補助事業の令和元年度における補助事業の内容は次のとおりである。

(補助対象設備等の内容)

補助対象事業者	事業内容	事業量	経費総額	うち県補助金額
ライチ研究会	ライチ産地育成 支援事業	遮光資材	560,980 円	1,030,000 円
		根域制限資材	133,340 円	
		かん水装置	1,146,590 円	
		苗木 228 本	1,140,000 円	
			合計	1,030,000 円

出所:「実績報告書」から監査人作成

これらの設備等のうち、実績報告書によれば、次のとおり補助事業の効果を検証するには時間を要するものがある。

(補助事業の効果が把握可能な時期)

遮光資材:遮光による温度抑制効果はあるものの、収穫期は6月以降であるため、糖度低下抑制の効果を検証するには時間を要する。
かん水装置:発芽期以降に設置が完了したため、発芽揃いの効果は発現できなかったが、果実肥大期以降の葉面散布省力化が期待される。糖度低下抑制効果は、5月～6月頃に果実調査を実施する必要がある。
苗木:樹齢 1 年であり、開花・結実等に及ぼす影響については不明であるため、継続した調査が必要である。

出所:「実績報告書」から監査人作成

県に対して、これらの内容について継続した調査を実施しているか質問したところ、補助対象事業者に対して追跡調査を行なっているとのことである。しかし、追跡調査を具体的に実施した文書は保存されていなかった。

設備等に対する補助金の交付については、当該設備等が活用されることで、補助事業の目的に沿った成果が発現される。このため、補助金交付後における機械等の活用状況の把握は重要であると考えられる。また、補助対象となった苗木の育成にも時間を要するため、成果の把握を行うためには、その後の継続調査は重要であると考えられる。

よって、県は、補助金交付後における設備等の活用状況、苗木の育成状況を把握し、補助事業の目的に沿った成果を確認するとともに、その内容を文書として残しておくことが望ましい。

(11) 需要に対応した「みやざき茶」産地基盤強化事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	需要に対応した「みやざき茶」産地基盤強化事業のうち生産者組織事業の生産者組織体制強化事業(細々事業名)
-----	---

補助金等の名称	需要に対応した「みやざき茶」産地基盤強化事業補助金		
補助金等交付・支出先	宮崎県茶業協会		
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>県内茶産地の基盤を強化し、「みやざき茶」の生産振興を図ること</p> <p>(内容)</p> <p>茶業振興のため、県域の生産者組織の活動の活動を支援</p> <p>(効果)</p> <p>生産者組織の円滑な運営と、県の施策等との連動が可能</p>		
根拠法令・交付要綱等	宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱		
補助期間	始期令和元年度～終期令和3年度		
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 県内各産地の基盤を強化し、他産地に負けない「みやざき茶」の発展を推進するため、補助対象者が煎茶産地強化支援事業、ブランド化産地育成支援事業、生産者組織支援事業を行う場合に要する経費 市町村が農業協同組合、営農集団、農地所有適格法人等に対し、煎茶産地強化支援事業又はブランド化産地育成支援事業に要する経費について補助する場合における当該補助に要する経費 		
補助金の算出方法 (補助率等)	人件費相当額		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成29年度	-	-	-
平成30年度	-	-	-
令和元年度	1	4,775,801	令和元年度からの新規事業

(補助等効果)

達成すべき成果指標	設定なし			
目標値及び実績値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	目標値	-	-	-
	実績値	-	-	-
目標値を設定していない理由	実質は事務局長の人件費であり、目標値の設定をしていない。			

(監査の結果)

【指摘事項】

① 補助対象経費の内容の具体化について

本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱(以下、本項において「補助金交付要綱」という。)に規定されている。当該規定の内容は次のとおりである。

(補助対象経費の内容)

県内各産地の基盤を強化し、他産地に負けない「みやざき茶」の発展を推進するため、補助対象者が次の事業を行う場合に要する経費

3 生産者組織支援事業

- ・茶業振興のための組織活動に係る支援
- ・茶業協会事務局の運営

出所:「補助金交付要綱」から監査人作成

上記の記載では、補助対象経費の内訳、具体的な科目等の記載がなく、補助金交付要綱を見る限り、生産者組織支援事業に関連するあらゆる経費が補助対象になると考えられ、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。

よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の内訳を具体化する必要がある。

本補助金は実際には宮崎県茶業協会における職員の人件費に充てられている。したがって、人件費、法定福利費等が補助対象経費の具体的な科目になると考えられる。

【意見】

該当なし。

(12) サツマイモ基腐病緊急対策推進事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	サツマイモ基腐病緊急対策推進事業
補助金等の名称	サツマイモ基腐病緊急対策推進事業補助金
補助金等交付・支出先	串間市かんしょ産地対策会議
補助対象事業の概要	(目的) サツマイモ基腐病が発生しているかんしょ産地において、次作の発生防止に向けた対策を実施する。

	(内容) サツマイモ基腐病の感染の恐れのない健全種いも及び苗への更新 (効果) 健全種いも及び苗への更新を行うことで、発生源が減少し、病害の発生が抑えられ、生産や経営の安定と産地の維持が期待される。		
根拠法令・交付要綱等	宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱		
補助期間	始期令和元年度～終期令和元年度		
補助対象経費	サツマイモ基腐病が発生しているかんしょ産地において、次作の発生を未然防止し、産地の維持・振興を図るため、補助対象者がサツマイモ基腐病の感染の恐れのない健全種いも及び苗への更新又は健全苗供給体制の強化を行う場合に要する経費		
補助金の算出方法 (補助率等)	定率		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	-	-	-
平成 30 年度	-	-	-
令和元年度	1	21,890,584	-

(補助等効果)

達成すべき成果指標	設定なし		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	目標値	-	-
	実績値	-	-
目標値を設定していない理由	サツマイモ基腐病に対する緊急的な対策支援を目的とする事業であり、目標値は設定していない。		

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 実績報告書における事業費の確認の強化について

「令和元年度補助事業実績報告書」には補助対象の事業費として、種いもの更新費用、苗の更

新費用が記載されている。県に対して、これらの事業費に係る具体的な確認方法を質問したところ、生産者ごとに必要となる種いも代や苗代の金額把握を前提として、生産者が自己負担する部分、国が負担する部分、市町村が負担する部分等が細かに計算されており、それらを詳細に確認しているとのことである。しかし、事業費の計算プロセスを整理した書類、事業費計算のチェックマニュアル等は特段整備されていない。

本補助事業のように、事業費の計算について、詳細かつ複雑な計算を行う必要がある場合は、計算誤り等が発生してしまう可能性を否定できない。

よって、県は、正確な補助金計算を行うために、事業費の計算プロセスを整理した書類、事業費計算のチェックマニュアル等を整備し、補助金額の確認時に活用することが望ましい。

(13) ニーズに応える加工・業務用産地づくり加速化事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	ニーズに応える加工・業務用産地づくり加速化事業
補助金等の名称	ニーズに応える加工・業務用産地づくり加速化事業補助金
補助金等交付・支出先	株式会社 アグリパートナー宮崎
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>加工業務用農作物の産地づくりを強化するため、中核となる経営体の育成による、生産から加工までの一貫した「農業版インテグレーションモデル」を構築する。</p> <p>(内容)</p> <p>インテグレーションモデルを確立するために、必要な取組みに対する支援。</p> <p>(効果)</p> <p>農家の労力削減、産地の維持拡大、実需者への原料供給の安定化</p>
根拠法令・交付要綱等	宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱
補助期間	始期平成 29 年度～終期令和元年度
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実需者との連携による加工・業務用農産物の産地づくりに向け、中核となる経営体を育成し、生産から加工までの一貫した「農業版インテグレーションモデル」を構築するために、補助対象者がインテグレーションモデル化支援事業を行う場合に要する経費 ・ 市町村がインテグレーションモデル化支援事業について、農産物加工事業者、集落営農法人、農事組合法人、農地所有適格

	法人、農業協同組合、農業団体等が行う事業に補助する場合における当該補助に要する経費		
補助金の算出方法 (補助率等)	定率		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	-	-	-
平成 30 年度	-	-	-
令和元年度	1	2,818,000	-

(補助等効果)

達成すべき成果指標	農業版インテグレーションモデルの構築 平成 28 年度 0 モデル → 令和 2 年度 6 モデル ※ H29 年度(事業開始)から 4 カ年の目標、事業終了時の計画が 6 モデル			
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
	目標値	-	-	6
	実績値	-	-	4
目標値を設定していない理由	-			

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

該当なし。

(14)革新的技術で拓く果樹産地ステップアップ支援事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	革新的技術で拓く果樹産地ステップアップ支援事業 (果樹ブランド産地ステップアップ支援事業)
補助金等の名称	革新的技術で拓く果樹産地ステップアップ支援事業補助金
補助金等交付・支出先	宮崎市、宮崎市アボカド研究会

補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>本県農業の担い手の高齢化や減少が急速に進む中、マーケットが求める一定の量や品質を産地として確保していくことが難しくなっていることから、生産工程の連携・分業化(インテグレーション化)による実需者と着実な契約栽培を実現する産地経営体など、野菜・花き・果樹等の産地において、新しい仕組み・考え方・技術を取り入れたマーケットイン型産地経営体の育成を図る。また、この産地経営体の高品質・高収量に向けた生産技術や基盤の高度化を促進するため、GAP・ICM 技術の普及拡大、地下かんがいの整備など宮崎方式営農支援の強化を推進する。</p> <p>(内容)</p> <p>革新的技術実証(飽差制御等)、生産体制整備(日向夏夏期出荷等)販路拡大(マンゴー新規販路開拓等)</p> <p>(効果)</p> <p>革新的技術実証により、農家毎の収量・品質の格差是正が図られる。生産体制整備により、需要期を見据えた生産・供給体制が構築できる。販路拡大により、新たな需要及び産地拡大が図られる。</p>	
根拠法令・交付要綱等	宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱	
補助期間	始期平成 29 年度～終期令和元年度	
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飽差制御技術等の革新的技術導入による生産量の増加、日向夏の夏期出荷産地拡大のための大型冷蔵設備の整備、加工需要が期待される宮崎夢丸の産地化促進等、マーケットインの視点による生産体制の整備を支援するため、また、本県原産のへべすの需要に対応できる安定生産体制を確立するため、補助対象者が果樹ブランド産地ステップアップ支援事業又はへべす産地拡大支援事業を行う場合に要する経費 ・ 市町村が農業協同組合、営農集団等に対し、果樹ブランド産地ステップアップ支援事業又はへべす産地拡大支援事業に要する経費について補助する場合における当該補助に要する経費 	
補助金の算出方法 (補助率等)	定率	
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)	
	件数	金額
		備考

平成 29 年度	3	2,076,000	-
平成 30 年度	1	232,000	-
令和元年度	3	1,202,000	-

(補助等効果)

達成すべき成果指標	① 果樹産出額の増加(基準 H27:147 億円→目標 H32:162 億円) ② 県内へべす栽培面積(基準 H27:24ha→目標 H32:30ha)		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
目標値	-	-	-
実績値	① 130 億円 ② 25.2ha	① 129 億円 ② 30.2ha	① 未確定 ② 32.6ha
目標値を設定していない理由	各年度毎の目標値は設定しておらず、目標年度の値のみ設定している。		

(監査の結果)

【指摘事項】

① 補助対象経費の内容の具体化について

本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱(以下、本項において「補助金交付要綱」という。)に規定されている。当該規定の内容は次のとおりである。

(補助対象経費の内容)

<p>飽差制御技術等の革新的技術導入による生産量の増加、日向夏の夏期出荷産地拡大のための大型冷蔵の整備、加工需要が期待される宮崎夢丸の産地化促進等、マーケットインの視点による産地体制の整備を支援するため、また、本県原産のへべすの需要に対応できる安定生産体制を確立するため、補助対象者が次に定める事業を行う場合に要する経費</p> <p>1 果樹ブランド産地ステップアップ支援</p> <p>(1) 飽差制御等の革新的技術実証に向けた条件整備に要する経費</p> <p>① 飽差制御技術の実証に要する経費</p> <p>② 総合環境制御装置等、高品質安定生産技術に要する条件整備</p> <p>(2) 日向夏夏期出荷、種なしきんかん「宮崎夢丸」等の生産体制整備に要する経費</p> <p>2 へべす産地拡大支援</p> <p>(1) へべすの産地拡大対策に要する経費</p> <p>① 大規模実証ほの設置に要する経費</p> <p>② 産地拡大に必要な条件整備に要する経費</p>

市町村が補助対象者欄の()に定める事業主体に対し、次に定める事業に要する経費について補助する場合における当該補助に要する経費

1 果樹ブランド産地ステップアップ支援

(1) 飽差制御等の革新的技術実証に向けた条件整備に要する経費

- ① 飽差制御技術の実証に要する経費
- ② 総合環境整備装置等、高品質安定生産技術に要する条件整備

(2) 日向夏夏期出荷、種なしきんかん「宮崎夢丸」等の生産体制整備に要する経費

2 へべす産地拡大支援

(1) へべすの産地拡大対策に要する経費

- ① 大規模実証ほの設置に要する経費
- ② 産地拡大に必要な条件整備に要する経費

出所:「補助金交付要綱」

上記の記載では、補助対象経費の内訳、具体的な科目等の記載がなく、補助金交付要綱を見る限り、上記記載の各事業に関連するあらゆる経費が補助対象になると考えられ、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。

よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の内訳を具体化する必要がある。

本補助金は、実際には革新的技術の実証、生産体制の整備、販路拡大を行うための事業費を補助するものであるため、機器等購入費、需用費等が補助対象経費の具体的な科目になると考えられる。

【意見】

① 補助期間終了時における事業に係る成果等の検証について

本補助事業は平成 29 年度から令和元年度の 3 年間で補助期間と定めて、事業が実施されている。

県へ、平成 29 年度から令和元年度の補助期間における本補助事業に係る成果や課題等の検証について質問したところ、補助対象とした各地域にヒアリングを行なって、成果及び課題の把握を行う予定であるとのことである。

補助事業の実施や継続に当たっては、当該事業の成果や課題等を把握した上で、県民にとって真に必要な補助事業の検討が必要であると考えられる。本補助事業では補助対象とした各地域にヒアリングを行うとのことであるが、確実な実施を期待するとともに、把握した成果や課題等は、文書として保存することが望ましい。

(15)スマート農業による働き方改革産地実証事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	スマート農業による働き方改革産地実証事業(人材育成事業)
補助金等の名称	スマート農業による働き方改革産地実証事業補助金
補助金等交付・支出先	受託散布運営コンソーシアム
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>人口減少により本県農畜産業の担い手不足が深刻化する中、農業の魅力を高め新しい担い手を呼び込むことが重要となっている。このため、農業者等、民間企業、市町村等が一体となったコンソーシアムが実施する「スマート農業」を活用した就業環境改善に向けた産地実証を支援し、若者や新規就業者の参入・定着を促進する。</p> <p>(内容)</p> <p>スマート農業を実現する機械等による労働時間削減や労働負荷軽減等の産地実証及び農業者等が実証の円滑な実施や地域でスマート農業を牽引するための技術習得等の人材育成を支援する。</p> <p>(効果)</p> <p>事業の実施により農業者の労働時間の削減や労働負荷の軽減が期待される。</p>
根拠法令・交付要綱等	宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱
補助期間	始期令和元年度～終期令和3年度
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若者や新規就業者の参入の受け皿として魅力ある産業を目指して、ロボットやICT等の先端技術により省力化や作業効率化を実現するスマート農業を展開する産地づくりのために、補助対象者がスマート農業産地実証事業又はスマート農業人材育成事業を行う場合に要する経費 ・ 市町村がコンソーシアム、宮崎県経済農業協同組合連合会、宮崎県営農振興協議会その他農業者が組織する団体に対し、スマート農業産地実証事業又はスマート農業人材育成事業に要する経費について補助する場合における当該補助に要する経費
補助金の算出方法 (補助率等)	定額・定率

補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	-	-	-
平成 30 年度	-	-	-
令和元年度	1	4,725,000	-

(補助等効果)

達成すべき成果指標	労働時間の削減、労働負荷の軽減、人員の削減等		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
目標値	-	-	-
実績値	-	-	-
目標値を設定していない理由	事業目標年度は3年後であり、年度ごとの目標は設定していないため。		

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 審査会方式による補助事業者の決定について

本補助事業では、県は、補助対象事業者の選定に際し、事業案を一般公募により募集しているとともに、公募案の検討に際しては、審査会を設置し、当該審査会で内容を検討している。また、審査会の設置にあたっては、有識者も構成員とすることが規定されており、外部専門家からの視点も活かされていると考えられる。

本補助事業は、公募方式による補助対象事業者の募集、審査会の設置による補助対象事業者の選定を行うことで、公平性、透明性等を担保した上で、補助対象事業者が選定されることになり、優良な取組であると考えられる。

よって、県は本補助事業の取組内容を踏まえ、他の補助事業でも同様な取組ができないか、検討することが望ましい。

(16)「稼げる農」で呼び込む中山間地域移住定着促進事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	「稼げる農」で呼び込む中山間地域移住定着促進事業
補助金等の名称	「稼げる農」で呼び込む中山間地域移住定着促進事業補助金

補助金等交付・支出先	えびの市、串間市農業再生協議会、西米良村農業再生協議会		
補助対象事業の概要	<p>(目的) 中山間地域における UIJ ターン者の就農定着支援</p> <p>(内容) 実践農場研修支援、集合研修支援、就農自立環境整備等支援</p> <p>(効果) 中山間地域における人口および農業担い手の増加</p>		
根拠法令・交付要綱等	「稼げる農」で呼び込む中山間地域移住定着促進事業補助金交付要綱		
補助期間	始期令和元年度～終期令和4年度		
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象者が事業実施主体に対し、新規就農者等の指導・研修等に要する経費について補助する場合における当該補助に要する経費 新規就農者等に対して行う集合研修等に要する経費 補助対象者が事業実施主体に対し、就農に必要かつ国庫補助の対象とならない簡易整備及び機械の導入等に要する経費について補助する場合における当該補助に要する経費 		
補助金の算出方法 (補助率等)	定率		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成29年度	-	-	-
平成30年度	-	-	-
令和元年度	3	4,435,000	-

(補助等効果)

達成すべき成果指標	中山間地域における肉用牛、養鶏、施設園芸、果樹に係る新規就農者数 4年間で32経営体		
目標値及び実績値	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	目標値	-	-
	実績値	-	4(施設園芸、果樹)
目標値を設定していない理由	目標年度は4年後(令和4年)であるが、年度毎の目標は設定していないため。		

(監査の結果)

【指摘事項】

① 補助対象経費の内容の具体化について

本補助事業では、補助対象経費の具体的な内容は、「稼げる農」で呼び込む中山間地域移住定着促進事業補助金交付要綱(以下、本項において「補助金交付要綱」という。)に規定されている。当該規定のうち、「受入パッケージ計画」作成事業に係る補助対象経費の内容は次のとおりである。

(補助対象経費の内容)

「受入パッケージ」計画の作成に要する経費

出所:「補助金交付要綱」から監査人作成

上記の記載では、「受入パッケージ計画」の作成に要する経費について具体的な科目等の記載がないため、補助金額の具体的な算定方法が不明確である。

よって、県は、補助金額の具体的な算定方法を明確にするため、補助対象経費の内訳を具体化する必要がある。

「受入パッケージ計画」の作成とは、実際には移住者を受け入れる体制の計画であるため、需用費、委託料等が補助対象経費の具体的な科目になると考えられる。

【意見】

該当なし。

5. 農村計画課

(1) 宮崎県農業農村整備計画策定事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	県単農業農村整備計画策定事業
補助金等の名称	宮崎県農業農村整備計画策定事業補助金
補助金等交付・支出先	西都市、新富町
補助対象事業の概要	(目的) 農業農村整備事業の計画的でより効果のある施策を行うための計画樹立に必要な各調査や事業計画作成を行う。

	<p>(内容)</p> <p>事業計画段階における既存資料の収集、整理、事業計画作成に必要な各種調査。</p> <p>(効果)</p> <p>事業計画段階に対する支援により、農業農村整備事業の計画的な実施が可能となり、本件の農業を支える生産基盤の整備が可能となり、生産体制の強化が図られる。</p>		
根拠法令・交付要綱等	宮崎県農業農村整備計画策定事業補助金交付要綱		
補助期間	平成 29 年度～令和3年度		
補助対象経費	農業農村整備事業の実施が見込まれる地区の事業計画書作成及び各種調査に要する印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、謝金及び旅費、その他知事が特に必要と認めた経費		
補助金等の算出方法 (補助率等)	(補助率)2分の1以内		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	7件	19,745,000 円	
平成 30 年度	14 件	26,000,000 円	
令和元年度	13 件	44,330,000 円	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	水田のほ場整備済み面積 15,400 ha 畑地かんがい施設整備済み面積 11,200 ha ため池の整備箇所数 195 か所			
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
	目標値	7件	14 件	13 件
	実績値	7件	14 件	13 件
目標値を設定していない理由	—			

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

該当なし。

6. 農村整備課

(1) 土地改良施設維持管理適正化事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	土地改良施設維持管理適正化事業
補助金等の名称	土地改良施設維持管理適正化事業補助金
補助金等交付・支出先	宮崎県土地改良事業団体連合会
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>定期的な整備補修に対する支援を通じて、農業水利施設(揚排水機場、用排水路、頭首工、パイプライン等)の機能を耐用年数まで全うさせるとともに、土地改良区等施設管理者の管理意識の昂揚を図る。</p> <p>(内容)</p> <p>土地改良区等の事業実施者は、管理専門指導員による農業水利施設(団体営規模以上の土地改良事業によって造成されたもの)の診断結果をもとに、適正化事業に加入し、向こう5年間に行う整備補修の計画を立てる。宮崎県土地改良事業団体連合会が事業費や整備補修の内容、工事実施年度を決める。事業実施者が事業費の30%を5年間均等に全国土地改良事業団体連合会に拠出し、事業実施年度に事業費の90%が交付され、残り10%を自己負担として事業を実施する。</p> <p>(効果)</p> <p>土地改良区等が負担する事業費の一部を5年間に分けて均等に積み立てる仕組みのため、土地改良区等の財政負担の軽減、平準化を図ることができ、適期・的確に整備補修を行うことで施設の機能保全が図られ、施設の長寿命化と再投資公費の抑制につながる。</p>
根拠法令・交付要綱等	土地改良施設維持管理適正化事業補助金交付要綱、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領
補助期間	昭和52年度～終期の定めなし
補助対象経費	土地改良施設維持管理適正化事業実施要領第2の4に規定する宮崎県土地改良事業団体連合会拠出金の拠出に要する経費

補助金等の算出方法 (補助率等)	(補助率)2分の1以内		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	1件	40,500,000 円	26 施設
平成 30 年度	1件	40,500,000 円	26 施設
令和元年度	1件	40,500,000 円	23 施設

(補助等効果)

達成すべき成果指標	設定なし		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
目標値	—	—	—
実績値	—	—	—
目標値を設定していない理由	事業の目的が、施設の機能向上ではなく、機能の保持であること、また、施設の管理者である土地改良区等への直接的な補助ではなく、全国の土地改良区等による拠出金、国と県の補助金を合わせて全国土地改良事業団体連合会が資金を造成し、土地改良区等へ事業費を交付するという、相互扶助的な意味合いが強い事業の仕組みとなっており、目標値等の設定にはなじまないため。		

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 交付要綱への様式の添付について

土地改良施設維持管理適正化事業補助金交付要綱(以下、本項において「補助金交付要綱」という。)第7条は、補助金等の交付に関する規則第 11 条に規定による報告につき、補助事業遂行状況報告書により当該年度の1月 20 日までにを行うものと定めている。

(状況報告)

第7条 規則第11条の規定による状況報告は、補助事業遂行状況報告書により当該年度の1月20日までにを行うものとする。

出所:「補助金交付要綱」

(状況報告)

第 11 条 知事は、別に定めるところにより、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

出所:「補助金等の交付に関する規則」

しかし、同交付要綱には、補助事業遂行状況報告書の様式が何ら示されていない。

そこで、同報告書の様式を交付要綱の末尾に添付しておくことが望ましい。

(2)宮崎県単独土地改良事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	宮崎県単独土地改良事業
補助金等の名称	宮崎県単独土地改良事業補助金
補助金等交付・支出先	都城市 他6件
補助対象事業の概要	(目的) 国庫補助の対象とならない小規模団地の農地及び農業用施設等の整備を図ることにより農地の高度利用による農業経営の安定及び災害の未然防止による地域の安全性の向上を促進し、もって地域農業の進行と県土の保全に寄与すること。 (内容) 1 ほ場整備事業 2 暗渠排水事業 3 農道整備事業 4 かんがい排水事業 5 確定測量及び換地計画 6 調査設計指導 7 農道舗装整備事業 8 農業用排水路等安全施設整備事業 9 排水改良事業 10 農用地開発事業 11 農業用ため池緊急防災対策事業 12 交換分合事業 13 県営農業農村整備調査計画事業 (効果) 農業経営の安定、災害の未然防止による地域の安全性の向上。

根拠法令・交付要綱等	宮崎県単独土地改良事業補助金交付要綱、宮崎県単独土地改良事業実施要綱、宮崎県単独土地改良事業実施要領		
補助期間	昭和 54 年度～終期の定めなし		
補助対象経費	下記の別表のとおり		
補助金等の算出方法 (補助率等)	下記の別表のとおり		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	7件	14,935,000 円	
平成 30 年度	10 件	16,745,000 円	
令和元年度	9件	10,785,000 円	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	設定なし		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	目標値	—	—
	実績値	—	—
目標値を設定していない理由	本事業は農業経営の安定、災害の未然防止による地域の安全性の向上が目的であり、工種等で目標を設定しておらず、事業主体である市町村や土地改良区等の要望内容も年度によって異なることから、年度毎の目標設定は困難である。		

別表

事業名	補助対象経費	補助率
1 ほ場整備事業	1 市町村が宮崎県単独土地改良事業実施要綱(昭和 53 年 10 月 24 日制定。以下「実施要綱」という。)に基づいて行うほ場整備事業に要する経費 2 市町村が市町村長の適当と認める団体その他の者が行うほ場整備事業に要する経費につき補助する場合における当該補助に要する経費	1 一般地域 当該事業費の 35 パーセント以内 2 中山間地域 当該事業費の 40 パーセント以内 (ただし、戦略作物(麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲(WCS用稲)、そば、なたね、加工用米)又は地域振興作物(市町村により策定された農業振興地域整備計画等にお

		いて、地域の振興作物として位置づけられている作物)を生産する地域において行うものにあつてが、1及び2の規定にかかわらず、当該事業費の 45 パーセント以内とする。)
2 暗きょ排水事業	1 市町村が実施要綱に基づいて行う暗きょ排水事業に要する経費 2 市町村が市町村長の適当と認める団体その他の者が行う暗きょ排水事業に要する経費につき補助する場合における当該補助に要する経費	当該事業費の 35 パーセント以内
3 農道整備事業	1 市町村が実施要綱に基づいて行う農道整備事業に要する経費 2 市町村が市町村長の適当と認める団体その他の者が行う農道整備事業に要する経費につき補助する場合における当該補助に要する経費	1 一般地域 当該事業費の 25 パーセント以内 2 中山間地域 当該事業費の 30 パーセント以内
4 かんがい排水事業	1 市町村が実施要綱に基づいて行うかんがい排水事業に要する経費 2 市町村が市町村長の適当と認める団体その他の者が行うかんがい排水事業に要する経費につき補助する場合における当該補助に要する経費	1 一般地域 当該事業費の 30 パーセント以内 2 中山間地域 当該事業費の 35 パーセント以内 (ただし、戦略作物(麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲(WCS用稲)、そば、なたね、加工用米)又は地域振興作物(市町村により策定された農業振興地域整備計画等において、地域の振興作物として位置づけられている作物)を生産する地域において行うものにあつてが、1及び2の規定にかかわらず、当該事業費の 45 パーセント以内とする。)

5 確定測量及び換地計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村が実施要綱に基づいて行う確定測量及び換地計画に要する経費 2 市町村が市町村長の適当と認める団体その他の者が行う確定測量及び換地計画に要する経費につき補助する場合における当該補助に要する経費 	当該経費の 30 パーセント以内
6 調査設計指導	<ol style="list-style-type: none"> 1 宮崎県土地改良事業団体連合会が実施要綱に基づいて行う県単独土地改良事業の設計指導に要する経費 2 市町村及び宮崎県土地改良事業団体連合会が実施要綱に基づいて行う県営事業完了地区における施設の緊急的な調査に要する経費 	当該経費の 100 パーセント以内
7 農道舗装整備事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村が実施要綱に基づいて行う農道舗装整備事業に要する経費 2 市町村が市町村長の適当と認める団体その他の者が行う農道舗装整備事業に要する経費につき補助する場合における当該補助に要する経費 	当該事業費の 25 パーセント以内
8 農業用排水路等安全施設整備事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村が実施要綱に基づいて行う農業用排水路等安全施設整備事業に要する経費 	当該事業費の 30 パーセント以内
9 排水改良事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村が実施要綱に基づいて行う排水路及び暗きょ排水並びに客土事業に要する経費 2 市町村が市町村長の適当と認める団体その他の者が行う排水路及び暗きょ排水並びに客土事業に要する経費につき補助する場合における当該補助に要する経費 	当該事業費の 50 パーセント以内

10 農用地開発事業	1 市町村が実施要綱に基づいて行う農用地開発事業に要する経費 2 市町村が市町村長の適当と認める団体その他の者が行う農用地開発事業に要する経費につき補助する場合における当該補助に要する経費	1 一般地域 当該事業費の 35 パーセント以内 2 中山間地域 当該事業費の 40 パーセント以内
11 農業用ため池緊急防災対策事業	1 市町村が実施要綱に基づいて行う農業用ため池緊急防災対策事業に要する経費 2 市町村が市町村長の適当と認める団体その他の者が行う農業用ため池緊急防災対策事業に要する経費につき補助する場合における当該補助に要する経費	当該事業費の 50 パーセント以内
12 交換分合事業	1 市町村が実施要綱に基づいて行う交換分合事業に要する経費 2 市町村が市町村長の適当と認める団体その他の者が行う交換分合事業に要する経費につき補助する場合における当該補助に要する経費	当該事業費の 50 パーセント以内
13 県営農業農村整備調査計画事業	1 市町村が実施要綱に基づいて行う県営農業農村整備調査計画事業に要する経費 2 市町村が市町村長の適当と認める団体その他の者が行う県営農業農村細微調査計画事業に要する経費につき補助する場合における当該補助に要する経費	当該事業費の 50 パーセント以内

(監査の結果)

【指摘事項】

① 補助事業者の要件について

宮崎県単独土地改良事業補助金交付要綱(以下、本項において「補助金交付要綱」という。)には、補助事業者の要件の定めがない。

しかし、補助金交付要綱は、補助金の交付先として公益法人である宮崎県土地改良事業団体連合会を含めている。

(趣旨)

第1条 県は、農業生産基盤の整備を図るため、予算で定めるところにより、市町村、土地改良区及び宮崎県土地改良事業団体連合会等に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則(昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

出所:「補助金交付要綱」

そうであれば、補助事業者の要件として、県税に未納がないこと、事業を実施する主体の構成員等が暴力団もしくは暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないことを課すべきである。

したがって、交付要綱に補助事業者の要件の定めを設けるべきである。

② 事業内容の変更の手続について

補助金等の交付に関する規則第10条第2項は、補助事業を遂行するにあたり、補助金等の交付の申請をする際に提出した事業計画書、収支予算書等の書類の内容を変更しようとするときは、あらかじめ知事に報告してその指示を受けなければならないとし、その変更が知事が別に定める範囲内の軽微なものである場合はこの限りではないとしている。

(補助事業の遂行等)

第10条

2 補助事業者は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ知事に報告してその指示を受けなければならない。ただし、第1号の場合においてその変更が知事が別に定める範囲内の軽微なものである場合は、この限りでない。

(1) 事業計画書、収支予算書その他第3条の規定により知事に提出した書類の内容を変更しようとするとき。

出所:「補助金等の交付に関する規則」

そして、知事の定める軽微な変更の範囲について、補助金交付要綱第6条は、「工事の新設、変更又は廃止」「工種別の事業量の30パーセントを超える増減」以外の変更であると定めている。

(軽微な変更の範囲)

第6条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- 1 工事の新設、変更又は廃止
- 2 工種別の事業量の30パーセントを超える増減

出所:「補助金交付要綱」

三股町で実施されたかんがい排水事業において、補助金の交付申請の段階では、100mの長さの水路工事(U字溝の設置)を計画していたものの、実績報告では64mの長さの水路工事(U字溝の設置)となっている。これは、30パーセントを超える事業量の減少であるから、あらかじめ知事に報告して指示を受けなければならない。しかし、その手続きを行っていない。

したがって、同規則及び補助金交付要綱の定めに違反している。

③ 提出書面の標題の誤りについて

補助金交付要綱第5条第1号は、事業計画の変更につき、補助金等の交付に関する規則第10条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、変更承認申請書に、変更前と変更後の内容を記載した事業計画書と収支予算書を添えて、知事に提出しなければならないと定める。

(事業計画の変更)

第5条 規則第10条第2項第1号の規定により知事の指示を受けようとするときは、変更承認申請書に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 1 変更前と変更後の内容を記載した事業計画書及び収支予算書
- 2 変更設計書及び変更設計図
- 3 事業計画変更について土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく同意のあったことを証する書面

出所:「補助金交付要綱」

しかし、都城市で実施されたかんがい排水事業において、補助金交付要綱に基づいて変更申請がなされているものの、添付されているのは書類の表題が事業実績書と収支精算書であった。

単なる誤記であると思われるが、補助金交付要綱の定めに反しており、このような場合には、改めて正しい表題に訂正した書面の提出を求めるべきである。

④ 必要な添付書類を欠いていることについて

補助金交付要綱第5条第2号及び第3号は、前記(指摘事項③)に示しているとおり、事業計画の変更につき、補助金等の交付に関する規則第10条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、変更設計書及び変更設計図、事業計画変更について土地改良法に基づく同意のあったことを証する書面を添えて、知事に提出しなければならないと定める。

しかし、都城市で実施されたかんがい排水事業において、上記交付要綱に基づいて変更申請がなされているものの、変更設計書及び変更設計図、事業計画変更について土地改良法に基づく同意のあったことを証する書面の添付を欠いており、交付要綱の定めに反している。

【意見】

① 完了調査の実施時期について

三股町で実施されたかんがい排水事業において、同町からの事業完了届が令和元年12月17日に提出されているが、事業の完了調査が行われたのは令和2年3月6日であり、完了届が提出された日から2か月以上もの期間が経過した後であった。

事業の完了調査を速やかに実施するように努めるべきである。

② 事業計画の変更期限の定めについて

宮崎県単独土地改良事業実施要領(以下、本項において「事業実施要領」という。)第6項は、事業計画の変更につき、計画変更承認申請の受理期間は、原則として補助金交付決定通知のあった日から当該会計年度の2月末日までとすると定めている。

6 事業計画の変更について(交付要綱第5条関係)

計画変更承認申請の受理期間は、原則として補助金交付決定通知のあった日から当該会計年度の2月末日までとする。

出所:「事業実施要領」

しかし、都城市で実施されたかんがい排水事業における変更申請は、令和2年3月10日に提出されている。

事業実施要領は、あくまでも「原則として」当該年度の2月末日と定めているので、その期限を経過しても実施要領違反となるわけではないが、どのような場合に例外が認められるのかがあきらかでなければ、2月末日までという期限の定めが有名無実化してしまう。

そこで、事業実施要領第6項に、例外要件を定めておくべきである。

(3) 活力あるふるさとづくり事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	活力あるふるさとづくり事業
補助金等の名称	活力あるふるさとづくり事業補助金
補助金等交付・支出先	西都市 他5件
補助対象事業の概要	(目的) 農地、農業施設及び生活環境等の整備を総合的に実施し、住みやすい生活空間を形成するとともに、農業農村が持つ多面的機能の維持、発揮や農村地域の自然災害への対策を図り、安全安心な農村地域の形成及び活性化に資すること。

	<p>(内容)</p> <p>1. 生活基盤の整備 農業集落内及びその周辺において日常的な営農及び生活活動の基盤を整備する事業</p> <p>2. 国土の維持・保全 農地及び土地改良施設のもつ「水の保全機能」、「土の保全機能」の維持向上を図る事業</p> <p>3. 地域活動の支援</p> <p>4. 農村地域降灰除去対策 農業生産活動及び農業集落活動の活性化に資するための農地や市町村以外が管理する土地改良施設等の降灰除去等を行う事業</p> <p>5. 農業用水緊急渇水対策 農業生産活動に必要な農業用水の確保に支障を来している場合、緊急的に渇水対策を行う事業</p> <p>(効果) 多面的機能の維持、農村地域の形成及び活性化</p>		
根拠法令・交付要綱等	活力あるふるさとづくり事業実施要綱、活力あるふるさとづくり事業補助金交付要綱		
補助期間	平成 27 年度～終期の定めなし		
補助対象経費	下記の別表のとおり		
補助金等の算出方法 (補助率等)	下記の別表のとおり		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	9件	11,528,000 円	
平成 30 年度	5件	17,850,000 円	
令和元年度	6件	10,680,000 円	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	設定なし			
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
	目標値	—	—	—
	実績値	—	—	—

目標値を設定していない理由	本事業は多面的機能の維持、農村地域の形成及び活性化が目的であり、工種等で目標を設定しておらず、事業主体である市町村や土地改良区等の要望内容も年度によって異なることから、年度毎の目標値の設定が困難であるから。
---------------	---

別表

区分	事業種類	補助対象経費	補助率等
農村生活環境対策	1. 生活基盤の整備	市町村及び土地改良区等が実施要綱に基づいて行う活力あるふるさとづくり事業(農村地域降	<p>1. 当該事業に要する経費の40%以内又は間接補助事業に要する経費の40%以内。ただし、次に掲げる地域に該当する市町村又は次に掲げる地域を含む市町村における事業については、50%以内。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎地域活性化特別措置法(平成29年法律第15号)第2条第1号の規定による過疎地域 ・ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村 ・ 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ・ 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域 ・ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域 <p>2. 採択を希望する年度の前年度の財政力指数が0.5以上の市町村で実施する場合は、前項ただし書の規定にかかわらず40%以内とする。</p>
	2. 国土の維持・保全	灰除去対策及び農業用水緊急濁水対策を除く。	
	3. 地域活動の支援	以下この項において同じ。)に要する次の経費又は知事が適当と認める者が実施要綱に基づいて行う活力あるふるさとづくり事業に要する次の経費に対し市町村が補助する場合に要する経費	
		・ 工事費	
		ア 純工事費	
		イ 測量及び試験費	
		ウ 船舶機械器具費	
		エ 営繕費	
		オ 用地費及び補償費	
		カ 換地費	
	キ 材料費		

農 村 地 域 防 災 対 策	4. 農村地域降 灰除去対策	市町村及び土地改良 区等が実施要綱に基づ いて行う活力あるふるさと	1. 農村地域降灰除去対策及び農業用 水緊急渇水対策に要する経費の 50%以内
	5. 農業用水緊 急渇水対策	づくり事業（農村地域降 灰除去対策及び農業用 水緊急渇水対策に限る。 以下この項において同 じ。）に要する次の経費 又は間接補助を受ける 者が実施要綱に基づい て行う活力あるふるさとづ くり事業に要する次の経 費に対し市町村が補助 する場合に要する経費	2. 農業用水緊急渇水対策は、次に掲 げる補助額を定めるものとする。 ・緊急水源確保対策支援は、補助限度 額 2,000 千円以内とする。 ・集落共同渇水対策支援は、補助額を 100 千円以上とする。
		・工事費 ア 純工事費 イ 測量及び試験費 ウ 船舶機械器具費 エ 用地費及び補償費 オ 材料費	

(監査の結果)

【指摘事項】

① 収支決算書の決算額の誤りについて

児湯郡川南町川南原土地改良区における事業につき、補助金 1,600,000 円、土地改良区費 2,400,000 円の事業費合計 4,000,000 円の内容で補助金の交付決定を受けているものの、令和元年8月8日に行われた事業完了の確認調査の結果、その施工実績は事業費合計 4,320,000 円であり、差額の 320,000 円については土地改良区費が充てられていた。

しかし、実績報告書の提出に伴い添付された収支決算書に記載されていた決算額は、施工実績の金額ではなく、補助金交付決定時の金額のままであった。

よって、収支決算書の決算額には、施工実績の金額を記載すべきである。

【意見】

該当なし。

(4)小水力発電等農村地域導入支援事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	小水力発電等農村地域導入支援事業
補助金等の名称	小水力発電等農村地域導入支援事業補助金
補助金等交付・支出先	高千穂町、狭野土地改良区
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>民間企業、大学、NPO等のノウハウの導入や連携を図りつつ、農村地域への小水力発電等の導入促進を図り、低炭素・循環型社会の実現と過疎化・高齢化の進む農村地域の活性化を目的とする。</p> <p>(内容)</p> <p>1 導入支援</p> <p>(1)導入可能性調査支援</p> <p>小水力等利活用施設の導入の促進に資する、小水力等利活用施設の導入可能性の有無についての調査に対する支援</p> <p>(2)概略設計支援</p> <p>小水力等利活用施設を導入するに当たり必要となる概略的な設計に対する支援。</p> <p>(3)基本設計支援</p> <p>小水力等利活用施設を導入するに当たり必要となる基本的な設計に対する支援</p> <p>(4)協議・手続支援</p> <p>小水力等利活用施設を導入するに当たり必要となる関係者との協議や各種手続に対する支援</p> <p>(5)エコビレッジ構想作成支援</p> <p>農業用施設等を利用した小水力発電等の再生エネルギーを活用し、エネルギーの地産地消をキーワードに循環型社会の構築や地域の自立的なエコライフのむらづくりを推進するための構想作成に対する支援</p> <p>2 施設整備</p> <p>地域活性化に資する事業として、農地や農業用施設等を活用した再生可能エネルギー発電施設の新設・更新、及び発電に必要な整備</p>

	(効果) 小水力発電による売電収入を発電施設の運用経費や農業用水路その他農業基盤施設の運用に係わる助成として活用する		
根拠法令・交付要綱等	小水力発電等農村地域導入支援事業実施要領、小水力発電等農村地域導入支援事業補助金交付要綱		
補助期間	令和元年度～令和2年度		
補助対象経費	下記の別表のとおり		
補助金等の算出方法 (補助率等)	下記の別表のとおり		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	—	—	
平成 30 年度	—	—	
令和元年度	2件	22,550,000 円	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	設定なし		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	目標値	—	—
	実績値	—	—
目標値を設定していない理由	土地改良施設の維持管理費の軽減や農村地域の活性化に資することを目的としており、地域の特性や実情により異なるためであり、目標値の設定になじまないため。		

別表

事業種類	補助対象経費	補助率
<p>1. 導入支援</p> <p>(1) 導入可能性調査支援</p> <p>(2) 概略設計支援</p> <p>(3) 基本設計支援</p> <p>(4) 協議・手続支援</p> <p>(5) エコビレッジ構想作成支援</p>	<p>市町村及び土地改良区等が実施要綱に基づいて行う小水力発電等農村地域導入支援事業に要する次の経費又は知事が適当と認める者が実施要綱に基づいて行う小水力発電等農村地域導入支援事業に要する次の経費に対し市町村が補助する場合に要する経費</p> <p>ア 賃金(集落内の住民への賃金を除く。)</p> <p>イ 謝金</p> <p>ウ 旅費(事前調査などの視察に係るものを除く。)</p> <p>エ 消耗品費</p> <p>オ 材料費</p> <p>カ 燃料費</p> <p>キ 備品購入費</p> <p>ク 使用料</p> <p>ケ 賃借料</p> <p>コ 通信費</p> <p>サ 運搬費</p> <p>シ 食糧費(懇親会及び反省会等に係るものを除く。)</p> <p>ス 委託料</p> <p>セ その他知事が必要と認める経費</p>	<p>当該事業に要する経費の 50% 以内。ただし、次に掲げる地域の当該事業に要する経費については、55%以内。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年3月 31 日法律第 15 号)第2条第1項の規定による過疎地域 ・ 山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)第7条第1項の規定により指定された振興山村 ・ 離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ・ 半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域 ・ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第 72 号)第2条第1項に規定する特定農山村地域
<p>2 施設整備</p>	<p>・工事費</p> <p>ア 純工事費</p> <p>イ 測量及び試験費</p> <p>ウ 材料費</p> <p>エ 用地費及び補償費</p>	

(監査の結果)

【指摘事項】

① 調査概要表の記載の誤りについて

高千穂町畑中地区における当該事業につき、令和2年3月 31 日に事業執行調査が行われ、事業執行概要表が作成されているが、その補助金申請、交付決定にかかる年月日の記載、そして工事入札年月日の記載が、いずれも平成 28 年度の年月日が誤って記載されている。

誤った記載が無いように、調査確認を徹底すべきである。

【意見】

該当なし。

7. 水産政策課

(1) 漁業近代化資金利子補給金

(補助金等の概要)

事業名	漁業近代化資金利子補給金
補助金等の名称	漁業近代化資金利子補給金
補助金等交付・支出先	宮崎県信用漁業協同組合連合会
補助対象事業の概要	(目的) 漁業者等に対して、信漁連等が行う長期かつ低利の資金の融通を円滑にするため、利子補給を行い、もって漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的とする。 (内容) 漁業近代化資金は信漁連等の融資機関が、長期低利な資金の円滑な融通をすることによって、漁業者等の資本装備の高度化とその経営の近代化を推進することに資するため、当該融資機関に対して利子補給の措置を講ずるもの。 (効果) 漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することにより、水産業の一層の振興が図られる。
根拠法令・交付要綱等	宮崎県漁業近代化資金利子補給金交付要綱
補助期間	始期 昭和 44 年度～

補助対象経費	漁業近代化資金に係る利子		
補助金等の算出方法 (補助率等)	定率		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	上期 123 件 下期 156 件	53,551,212 円	
平成 30 年度	上期 149 件 下期 164 件	55,756,210 円	
令和元年度	上期 169 件 下期 185 件	55,934,414 円	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	設定なし		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
目標値	—	—	—
実績値	—	—	—
目標値を設定していない理由	<p>漁業近代化資金は融資制度であり、その年の景気や水揚げの状況、機関等の更新周期等によって毎年度需要見込額が変動するため、漁業者等に借金を催促するような目標設定をすることは適切ではないと考える。</p> <p>また、額や件数に多少の変動はあるものの、需要は毎年確実にあり、一定額の融資実績は上がっている。</p> <p>以上のことから、当該資金を活用するかどうかは漁業者等に委ねることが適切であると考え、例えば毎年〇件以上、〇億円以上といった具体的な融資目標を設定することはしていない。</p>		

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 資金の使途の確認について

交付要綱によれば、その第 7 条に「当該資金をその目的以外の目的に使用したとき、(中略)、融資期間に対する利子補給を打ち切るものとする。」とあるが、県によれば、実際に資金を貸し付ける

宮崎県信用漁業協同組合連合会がその資金使途を確認していることを前提としている、とのことであった。

しかし、上記要綱に資金の打ち切り要件として記載されている以上、県としても、その確認をする必要もあると考えられる。

② 目標の設定について

県としては、漁業者等に借金を催促するような目標設定をすることは適切ではないとして目標の設定はしていない、とのことであった。

しかし、利子補給件数をその目的とすることは適当でなかったとしても、そもそも資金を融通する目的が、漁業者等の資本装備の高度化とその経営の近代化を推進することであれば、その資金によって、実際に漁業者が上記目的を達成し、所得向上を図ることができたかどうかにより、例えば、延滞や貸倒がなかったかどうかをその目標値とすることも、検討すべきであると考えられる。

(2) 漁業協同組合機能・基盤強化推進事業利子補給金

(補助金等の概要)

事業名	漁業協同組合機能・基盤強化推進事業利子補給金
補助金等の名称	漁業協同組合機能・基盤強化推進事業利子補給金
補助金等交付・支出先	宮崎県信用漁業協同組合連合会
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>「宮崎県内漁業協同組合及び系統組織機能・基盤強化推進方針」に基づき、系統団体と沿海漁協が取り組む地域連携による事業の合理化等の推進を支援し、漁協及び系統組織の合理的な運営体制への転換を図る。</p> <p>(内容)</p> <p>以下の図式により利子補給を行っている。</p> <pre> graph TD JB[JFマリンバンク支援協会] -- 利子補給④ --> U[信用漁業協同組合連合会 (金利軽減②)] K[県] -- 利子補給① --> U S[市・町] -- 利子助成③ --> U U -- 低利融資⑤ --> Y[漁協] </pre> <p>(効果)</p> <p>県内の各漁協が実施していた信用事業を宮崎県信用漁業協同組</p>

	合連合会に統合するとともに、各産地市場の合理化、購買事業の合理化等を行い、漁協の基盤強化を推進する。		
根拠法令・交付要綱等	① 漁業協同組合機能・基盤強化推進事業融資要綱 ② 漁業協同組合機能・基盤強化推進事業利子補給事務取扱要領 ③ 審査委員会設置要領 ④ 審査基準		
補助期間	始期 平成 29 年度～終期 令和6年度		
補助対象経費	宮崎県信用漁業協同組合連合会が各漁協に行う融資に対する利子		
補助金等の算出方法 (補助率等)	定率(下表Aによる)		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	13 件(8 漁協)	4,347,135 円	
平成 30 年度	13 件(8 漁協)	4,139,158 円	
令和元年度	11 件(7 漁協)	3,772,855 円	

表A

◆基盤強化資金
(基準金利が2.15%の時)

	負担金利(%)
県(①)	0.17
信漁連(②)	0.17
市・町(③)	0.16
支援協会(④)	1.65
合計	2.15
末端金利(漁協)⑤	0

◆経営改善資金(I型)
(基準金利が2.15%の時)

	負担金利(%)
県(①)	0.17
信漁連(②)	0.17
市・町(③)	0.16
支援協会(④)	0
合計	2.15
末端金利(漁協)⑤	1.65

◆経営改善資金(II型)
(基準金利が2.6%の時)

	負担金利(%)
県(①)	0.75
信漁連(②)	0.75
市・町(③)	0.7
支援協会(④)	0
合計	2.6
末端金利(漁協)⑤	0.4

(補助等効果)

達成すべき成果指標	審査委員会の審査基準のとおり		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
目標値及び実績値	目標値	下表Bのとおり	—
	実績値	—	—
目標値を設定していない理由	—		

表B

漁協名	鳥浦町漁協			延岡漁協			延岡市漁協			門川漁協			日向市漁協			宮崎市漁協			南郷漁協			北浦漁協			
	H29	H30	R1	H29	H30	R1	H29	H30	R1	H29	H30	R1	H29	H30	R1	H29	H30	R1	H29	H30	R1	H29	H30	R1	
基準 事業年度																									
(1) 3年連続して当期剰余金の額が計画の2倍を上回り、利子補給等を中止した場合においても確実に計画を達成できると認められる合理的な理由があること。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	※4年連続して当期剰余金の計画の2倍超	※5年連続して当期剰余金の計画の2倍超	-	
(2) 要領別表2により行うこととした取組について、合理的な理由無く、計画と比較して実施が1年以上遅延していること。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	-	
(3) 要領別表2により行うこととした取組について、計画期間内に行うことが困難であること。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	-	
(4) 2年連続して事業収益、当期剰余金の実績が計画の概ね8割を下回り、計画を見直すことによっても計画を達成することが困難であること。	※2年連続して事業収益、当期剰余金が計画の8割を下回る	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	※2年連続して事業収益、当期剰余金が計画の8割を下回る	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	※2年連続して事業収益、当期剰余金が計画の8割を下回る	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	-	

※ H30年度に北浦漁協の当期剰余金が5年連続で計画の2倍を超え、支援がなくても計画達成が可能であると認められるため、利子補給を中止した。

※ R1年度に南郷漁協が借入金を完済

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 補助期間と審査基準について

当該補助金については、県内の各漁協が信用事業を信用漁業協同組合連合会に事業譲渡した平成29年度から始まり、各漁協の体力が回復するまでには一定の期間が必要として、令和6年度までと、8事業年度にわたり続くことが想定されているが、その一方で、毎年、各漁協の財政状態及び経営成績について、県の審査基準に則り、経営改善に関する卒業判定を行っている。実際、平成30年度には北浦漁協に対する支援を中止し、令和元年度には南郷漁協が借入金を返済するなど、県内各漁協も徐々に体力をつけているところが出てきている。それを踏まえると、当該補助金は当初より8事業年度を想定するのではなく、単年度の補助金とし、年度ごとに、どの漁協の支援を継続すべきなのかターゲットを絞ったうえで、適切な利子補給を行っていく制度設計とすべきではないかと考えられる。

(3) 攻めの資源利用管理による儲かる漁業推進事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	攻めの資源利用管理による儲かる漁業推進事業
補助金等の名称	攻めの資源利用管理による儲かる漁業推進事業補助金
補助金等交付・支出先	一般財団法人 宮崎県水産振興協会
補助対象事業の概要	(目的) 近年、好調資源であるヒラメについて、より積極的な漁獲の促進とそれに耐えうる持続的な資源造成を行うことで、漁業生産量増大を図る。 (内容) 資源造成計画に基づいて宮崎県水産振興協会が実施する種苗放流事業に対し、財政的支援を行う。 (効果) ヒラメ資源の有効利用による漁獲の増産及び漁業者の収益増が図られる。
根拠法令・交付要綱等	攻めの資源利用管理による儲かる漁業推進事業補助金交付要綱
補助期間	始期 平成30年度 ～ 終期 令和2年度

補助対象経費	持続的な資源造成事業 ①放流種苗の生産種苗に要する経費 ②放流種苗の放流に要する経費		
補助金等の算出方法 (補助率等)	定率 2/3 以内		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	—	—	
平成 30 年度	1 件	6,135,000 円	
令和元年度	1 件	6,135,000 円	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	ヒラメの放流尾数		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	目標値	—	200,000 尾
	実績値	—	200,000 尾
目標値を設定していない理由	—		

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

該当なし。

(4)うなぎ資源持続的利用対策指導事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	うなぎ資源持続的利用対策事業
補助金等の名称	うなぎ資源持続的利用対策指導事業補助金
補助金等交付・支出先	一般財団法人 宮崎県内水面振興センター
補助対象事業の概要	(目的) うなぎ資源を持続的に利用するため、指導・監視等により密漁等の抑止を図るとともに、県が定めているうなぎ稚魚の取扱いに関する条例に基づく流通の適正化を図る。 (内容)

	うなぎ稚魚の池入れ及び親うなぎの採捕の制限に関する指導・監視並びに密漁・不正流通対策等のうなぎ資源の適正管理に係る全体指導 (効果) 密漁等の抑止及び流通の適正化がなされることで、県内で採捕されたうなぎ稚魚が不正に県外へ流出することなく、適正な価格で県内養鰻業者へ池入れされ、本県養鰻業の振興に寄与する。		
根拠法令・交付要綱等	① うなぎ稚魚の取扱いに関する条例 ② 補助金等の交付に関する規則 ③ うなぎ資源持続的利用対策指導事業補助金交付要綱		
補助期間	始期 平成8年度 ～ 終期 なし		
補助対象経費	うなぎ稚魚の池入れ及び親うなぎの採捕の制限に関する指導・監視並びに密漁・不正流通対策等のうなぎ資源の適正管理に係る全体指導に要する経費		
補助金等の算出方法 (補助率等)	定額		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成29年度	1件	14,781,000円	
平成30年度	1件	14,781,000円	
令和元年度	1件	14,940,000円	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	設定なし			
目標値及び実績値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	目標値	—	—	—
	実績値	—	—	—
目標値を設定していない理由	本補助金は適正管理に係る全体指導に要する経費に対して交付されるものであり、実施する事業について成果目標は定めていないものの、センターは公社等経営評価において年200回の監視・指導を行う目標を掲げており、毎年達成されている。また、条例に基づく関係団体への流通状況の確認調査や池入れ等の立会い状況について、令和元年度の実績が報告されている。			

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

該当なし。

(5)宮崎のさかなビジネス拡大推進事業費補助金

(補助金等の概要)

事業名	産地一体型宮崎のさかな競争力強化総合支援事業		
補助金等の名称	宮崎のさかなビジネス拡大推進事業費補助金		
補助金等交付・支出先	宮崎のさかなビジネス拡大協議会		
補助対象事業の概要	(目的) 県産水産物の付加価値向上 (内容) 宮崎のさかな商品開発・販路拡大支援、事務局活動経費支援 (効果) 新たな宮崎のさかなビジネスの定着		
根拠法令・交付要綱等	産地一体型宮崎のさかな競争力強化総合支援事業補助金交付要綱		
補助期間	始期 平成 29 年度 ～ 終期 令和元年度		
補助対象経費	1. 産地連携・ニーズ対応型加工流通強化支援事業 (1)商品開発、評価調査等に要する経費 2. 宮崎のさかな商品開発・販路開拓等支援事業 (1)県産水産物の付加価値向上を図るために要する経費 (2)事務局の活動に要する経費		
補助金等の算出方法 (補助率等)	定額、定率		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	1件	7,000,000 円	
平成 30 年度	1件	7,000,000 円	
令和元年度	1件	7,000,000 円	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	設定なし		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	目標値	—	—
	実績値	—	—
目標値を設定していない理由	毎年実施する PR イベント等の経費が主なため		

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 目標値の設定について

県によれば、当該補助金は毎年実施する PR イベント等の経費が主であるため、目標値を設定していないとのことであった。目標値の設定は、イベントの回数とすることや、別途、「お魚パスポート」というクーポンを発行し、県民に安価で魚料理を提供することを事業として行っているため、その「お魚パスポート」の発行部数とすることも有用であると考えられる。

(6)産地一体型宮崎のさかな競争力強化総合支援事業費補助金

(補助金等の概要)

事業名	産地一体型宮崎のさかな競争力強化総合支援事業
補助金等の名称	産地一体型宮崎のさかな競争力強化総合支援事業費補助金
補助金等交付・支出先	宮崎県漁業協同組合連合会
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>魚価の下支え及び水産物の付加価値向上を目的に、「県産水産物販売促進会議」の取組強化に向けて実需者と連携した商品開発を進め、新たな「宮崎のさかなビジネス」の拡大と定着化を促進する</p> <p>(内容)</p> <p>県が行う売れる商品づくりのための大手食品メーカー等と連携した商品開発等の取組支援</p> <p>(効果)</p> <p>県産水産物の魚価向上及び加工による付加価値向上が促進される。</p>

根拠法令・交付要綱等	産地一体型宮崎のさかな競争力強化総合支援事業費補助金交付要綱		
補助期間	始期 平成 29 年度 ～ 終期 平成 31 年度		
補助対象経費	1. 産地連携・ニーズ対応型加工流通強化支援事業 (1) 商品開発、評価調査等に要する経費 2. 宮崎のさかな商品開発・販路開拓等支援事業 (1) 県産水産物の付加価値向上を図るために要する経費 (2) 事務局の活動に要する経費		
補助金等の算出方法 (補助率等)	定率 1/2 以内		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	1件	1,330,000 円	
平成 30 年度	1件	1,330,000 円	
令和元年度	1件	1,330,000 円	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	加工・販売の取組による単価向上額 シイラ 平成 26 年度:166 円/kg⇒平成 32 年度:183 円/kg メヒカリ 平成 26 年度:208 円/kg⇒平成 32 年度:229 円/kg ハモ 平成 26 年度:395 円/kg⇒平成 32 年度:436 円/kg オオニベ 平成 26 年度:299 円/kg⇒平成 32 年度:329 円/kg		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	目標値	下表 C	—
	実績値	—	—
目標値を設定していない理由	—		

表 C

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	目標値 (令和2年度)
シイラ	293 円/kg	335 円/kg	101 円/kg	183 円/kg
メヒカリ	173 円/kg	201 円/kg	184 円/kg	229 円/kg
ハモ	566 円/kg	518 円/kg	361 円/kg	436 円/kg
オオニベ	321 円/kg	288 円/kg	319円/kg	329 円/kg

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 単価を目標値とすることについて

当該補助金は、魚価の下支え及び水産物の付加価値向上を目的としているが、特に令和元年度のシイラやハモを中心に、目標値に対し、実績値との乖離が大きく見られる。担当者によれば、供給量によって価格が大幅に左右されることから乖離が大きくなったとのことであるが、自然要因により左右される値を目標値とすることには違和感がある。

宮崎県における魚ビジネスの拡大と定着化が目的であるのであれば、価格よりも出荷量などの人為的な数値を目標値とする方が、その実績との分析においても意味のある分析が可能であると考えられる。

(7)MIYAZAKI CAVIAR 世界ブランド確立支援事業費補助金

(補助金等の概要)

事業名	MIYAZAKI CAVIAR 世界ブランド確立支援事業
補助金等の名称	MIYAZAKI CAVIAR 世界ブランド確立支援事業費補助金
補助金等交付・支出先	ジャパンキャビア(株)
補助対象事業の概要	(目的) 宮崎県産キャビアの海外輸出を中心とした販売力の強化 (内容) 販売力強化支援、生産効率化支援 (効果) キャビア関連産業の持続的な成長産業化
根拠法令・交付要綱等	MIYAZAKI CAVIAR 世界ブランド確立支援事業費補助金交付要綱

補助期間	始期 令和元年度 ～ 終期 令和3年度		
補助対象経費	事業主体における販売力強化及びブランド確立を図るために要する費用 事業主体における養殖の生産効率化を図るために要する費用		
補助金等の算出方法 (補助率等)	定率 1/2 以内		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	—	—	
平成 30 年度	—	—	
令和元年度	1件	2,568,000	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	輸出量の増加 平成 29 年 1.3kg ⇒ 令和3年 200kg 販売量の増加 平成 29 年 266kg ⇒ 令和3年 1,054kg			
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
	目標値	13kg	17kg	26kg
	実績値	266kg	364kg	378kg
目標値を設定していない理由	—			

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 補助金の選定過程について

当該補助金を支出する団体であるジャパンキャビア株式会社は、その設立経緯が、チョウザメ養殖のための生産組合が立ち上げた会社であり、他に、県内の金融機関の他、県内の生産業者も出資者として入っている。県によれば、宮崎県におけるキャビア養殖の柱を育てるために、県内の養殖業者の大半のキャビアを出荷している民間企業 1 社に対し補助金を支出しているとのことであった。

しかし、補助金という公益性の観点からすれば、宮崎県内には他のキャビア養殖業者も存在していることから、民間企業 1 社に対し補助金を支出するのではなく、適切な選定過程を経て補助金を交付すべきであると考えられる。宮崎県としては、このキャビア事業を世界に発信していく方針であることから、今後、新たな補助金の交付期間が始まった際には、上記公益性・平等性を検討すべきである。

(8)雇用型漁業労働力安定確保対策事業費補助金

(補助金等の概要)

事業名	雇用型漁業労働力安定確保対策事業		
補助金等の名称	雇用型漁業労働力安定確保対策事業費補助金		
補助金等交付・支出先	北浦漁業協同組合 外8件		
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>新たな外国人材を受け入れるための仕組みづくりや環境整備を行い、外国人材の活用を促進、定着を図る。</p> <p>(内容)</p> <p>外国人材の活用に伴う手続き等の体制整備への支援、新たな技能習得に係る外国人材の研修への支援</p> <p>(効果)</p> <p>外国人材の着実な定着により、本県水産業の生産基盤が維持される。</p>		
根拠法令・交付要綱等	雇用型漁業労働力安定確保対策事業費補助金交付要綱		
補助期間	始期 令和元年度 ～ 終期 令和3年度		
補助対象経費	補助事業者において、外国人材の受入体制の整備に必要な経費 補助事業者において、外国人材に対する研修実施に必要な経費		
補助金等の算出方法 (補助率等)	定率 1/2 以内		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	—	—	
平成 30 年度	—	—	
令和元年度	9件	24,778,000	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	特定技能外国人の受入人数 204名(令和4年度)		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	目標値	—	—
	実績値	—	2名
目標値を設定していない理由	—		

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

該当なし。

(9) 漁業共済事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	漁業共済普及促進事業		
補助金等の名称	漁業共済事業補助金		
補助金等交付・支出先	宮崎県漁業共済組合		
補助対象事業の概要	(目的) 漁業共済法に基づく漁業共済事業(養殖共済の赤潮特約)の普及を促進し漁業経営の安定を図る。 (内容) 赤潮特約に係る掛金の補助 (効果) 赤潮特約への掛金助成を行うことにより、養殖共済ではてん補の責めを負わない異常な赤潮から漁業者を救済でき、経営の安定化が図られる。		
根拠法令・交付要綱等	漁業災害補償法、宮崎県漁業共済事業補助金交付要綱		
補助期間	始期 昭和 49 年度 ~ 終期 なし		
補助対象経費	養殖共済に係る共済契約であって、異常な赤潮による損害をてん補する旨の特約があるものに基づき支払うべき共済掛金のうち赤潮特約に係る純共済掛金に相当する部分に要する経費		
補助金等の算出方法 (補助率等)	定率 1/3		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	114 件	12,812,172 円	
平成 30 年度	106 件	12,230,569 円	
令和元年度	114 件	11,933,758 円	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	設定なし		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
目標値	—	—	—
実績値	—	—	—
目標値を設定していない理由	赤潮特約の制度趣旨に照らし、掛金補助の事業目的は漁業者の負担が一切ないように措置するということをはらんでおり、単純な件数や掛金の増加などの普及進度によって事業を評価することが困難なため。		

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 補助金の終期及び成果指標について

当該補助金は、昭和 49 年度から始まり、終期については設定されていない。担当者によれば、「赤潮は公害の一種である」との考え方のもと、漁業共済法に基づき制度設計された補助金である、とのことであったが、他方で、その公害の一種である赤潮の発生を防ぐ対策を考えていかなければ、当該補助金の終期を全く定められないままになってしまう。県としても、持続的養殖生産確保法に基づく赤潮や酸素欠乏等の異常事態の防止等を目標とした漁場改善計画の策定を漁協へ指導し、当該計画を認定後、その履行を確認することや、水産試験場及び水産業普及指導員による漁場環境及び赤潮発生の監視、発生時の対策指導を行っているとのことであったが、それらの複合的な政策により、赤潮の発生やその前段階での対策指導についても、同様に成果指標にあげつつ、いかに赤潮の発生を防ぎ、それが赤潮特約の掛金の負担減少につながったかも合わせて検証していくと有用であるとする。

(10) 漁業経営指導対策事業費補助金

(補助金等の概要)

事業名	漁業経営指導対策事業
補助金等の名称	漁業経営指導対策事業費補助金
補助金等交付・支出先	宮崎県内水面漁業協同組合連合会

補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>県内の内水面漁業の経営指導等を円滑に実施するための核となる県内水面漁業協同組合連合会が、実務における諸問題の改善指導を行うとともに、併せて本県漁業振興のための諸施策の立案を行うために経営基盤等の強化を図る。</p> <p>(内容)</p> <p>宮崎県内水面漁業協同組合連合会が行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織整備強化経費 ・経営管理指導経費 ・事業活動調査費 <p>(効果)</p> <p>販売事業の合理化や漁協の経営診断の実施、漁協の役職員に対する決算・税務会計指導、あるいは魚食普及の推進、漁場の有効利用を図るための普及啓発活動など、幅広い分野での事業を実施し、漁協組織の体質強化が図られている。</p>		
根拠法令・交付要綱等	漁業経営指導等対策事業費補助金交付要綱		
補助期間	始期 令和元年度 ～ 終期 なし		
補助対象経費	<p>宮崎県内水面漁業協同組合連合会が行う次の事業に要する経費</p> <p>(1) 組織整備強化費</p> <p>(2) 経営管理指導費</p> <p>(3) 事業活動調査経費</p> <p>宮崎県漁業協同組合連合会が行う次の事業に要する経費</p> <p>(1) 組織整備・事業改革対策経費</p> <p>(2) 経営指導対策経費</p> <p>(3) 漁業振興対策経費</p>		
補助金等の算出方法 (補助率等)	定額		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	1件	4,992,100 円	
平成 30 年度	1件	5,012,000 円	
令和元年度	1件	5,013,000 円	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	(効果)に記載した通り		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
目標値	—	—	—
実績値	—	—	—
目標値を設定していない理由	漁協組織の体制強化等を図る事業に対し、定額を補助するものであるため。		

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 成果指標について

当該補助金は、宮崎県内水面漁業協同組合連合会が、県内内水面漁協の指導・教育を行うために、その体制を整備するための補助金であるが、その成果目標は定められていない。しかし、何ら成果指標を定められない定額の補助金についても、税金を財源とする県費を支出する以上は、その補助金によって、県民の生活に結び付く、どのような効果を上げようとしているかを明確にするべきであると考えられる。

8. 漁村振興課

(1)みやざきの養殖成長産業化プロジェクト事業費補助金

(補助金等の概要)

事業名	みやざきの養殖成長産業化プロジェクト
補助金等の名称	みやざきの養殖成長産業化プロジェクト事業費補助金
補助金等交付・支出先	一般財団法人 宮崎県水産振興協会
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>種苗価格や配合飼料等の生産コストの上昇による経営環境が悪化するなか、養殖業の収益性を改善するために、通常期よりも早い時期における優良な人工種苗の生産供給体制を構築する。</p> <p>(内容)</p> <p>マダイ・カワハギ早期種苗生産技術の開発</p>

	(効果) 約2～3ヶ月間の養殖期間の短縮による大幅な生産コストの削減、出荷時期の前倒し等による有利販売（単価の向上）		
根拠法令・交付要綱等	みやざきの養殖成長産業化プロジェクト事業費補助金交付要綱、みやざきの養殖成長産業化プロジェクト事業実施要領		
補助期間	始期 平成31年度～終期 令和2年度		
補助対象経費	(1)採卵調整技術確立に要する経費 (2)種苗の評価に要する経費		
補助金等の算出方法 (補助率等)	定率 1/2		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成29年度	—	—	
平成30年度	—	—	
令和元年度	1件	7,138,000円	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	マダイ早期人工種苗の生産 カワハギ早期人工種苗の生産			
目標値及び実績値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	目標値	—	—	マダイ:30千尾
	実績値	—	—	カワハギ:30千尾
目標値を設定していない理由	—			

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

該当なし。

(2) 栽培漁業促進強化事業費補助金

(補助金等の概要)

事業名	宮崎県水産振興協会運営補助
補助金等の名称	栽培漁業促進強化事業費補助金

補助金等交付・支出先	一般財団法人宮崎県水産振興協会		
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>一般財団法人宮崎県水産振興協会の運営費に対し補助を行うことにより経営の安定化を図り、もって栽培漁業の振興に資するものとする。</p> <p>(内容)</p> <p>人件費及び運営経費への定額補助</p> <p>(効果)</p> <p>一般財団法人宮崎県水産振興協会の経営が安定することにより、栽培漁業の着実な展開が図られる。</p>		
根拠法令・交付要綱等	水産基本法、沿岸漁場整備開発法、栽培漁業促進強化事業費補助金交付要綱		
補助期間	期間設定なし		
補助対象経費	<p>次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1)水産動物の放流に関する事業</p> <p>(2)栽培漁業の技術改良に関する事業</p> <p>(3)養殖種苗の供給に関する事業</p> <p>(4)養殖履歴に関する事業</p> <p>(5)養殖場の実態把握に関する事業</p> <p>(6)栽培漁業及び海面養殖業に関する知識等の普及啓発事業</p> <p>(7)その他栽培漁業及び養殖業の振興のために必要な事業</p>		
補助金等の算出方法 (補助率等)	定額		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	1	13,440,000	
平成 30 年度	1	13,440,000	
令和元年度	1	13,384,000	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	放流用種苗生産尾数(ヒラメ:千尾)			
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
	目標値	340	340	340
	実績値	413	365	421
目標値を設定していない理由	—			

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 事業実態と目標値との関係について

当該補助金の目的は、一般財団法人宮崎県水産振興協会の運営費に対し補助を行うことにより経営の安定化を図り、もって栽培漁業の振興に資することにあるとのものであったが、その成果指標は、放流用種苗生産尾数となっており、一見、補助金の目的とその成果指標に関連性がないように見受けられる。担当者によれば、協会の経営の安定化により協会が行う事業を継続・安定的に行えるとの説明であったが、それならば、協会が行う事業の一つ一つについて個別に補助金対象事業とした方が、説明はしやすいのではないかと思料される。このような定額かつ終期のない補助金については、再度その在り方について検討すべきと考えられる。

(3) 未来へつなぐ漁業担い手育成総合対策事業費補助金

(補助金等の概要)

事業名	未来へつなぐ漁業担い手育成総合対策事業
補助金等の名称	未来へつなぐ漁業担い手育成総合対策事業費補助金
補助金等交付・支出先	公益社団法人宮崎県漁村活性化推進機構
補助対象事業の概要	(目的) 「漁業への着業支援」、「効率的な漁業への転換支援」、「漁業者への経営指導」を一元化した体制の構築を目的として漁業系統団体自らが設立する公益法人を支援し、漁業者を計画的・総合的に確保・育成するための担い手対策を推進することにより、県民への水産物の安定的な供給体制を確立する。 (内容) 公益法人運営の全体指導及び漁業担い手の確保・育成、経営指導 (効果) 新規就業者や効率的な漁業への転換を図る漁業者など、将来を担う漁業者が計画的・総合的に確保・育成されることにより、漁村の活性化をはじめ、本県漁業の成長産業化や県民への高品質で安全・安心な水産物の供給機能の維持・強化が図られる。
根拠法令・交付要綱等	水産基本法、未来へつなぐ漁業担い手育成総合対策事業費補

	助金交付要綱、宮崎県漁業経営転換促進事業実施要領		
補助期間	始期 平成31年度 ～ 終期 令和3年度		
補助対象経費	1. 漁業就業者確保育成センター事業 推進機構が漁業就業者確保センターを設置し、漁業就業者等の確保・育成を図るために必要な業務に要する経費 2. 漁業経営転換促進事業 推進機構が行う宮崎県漁業経営転換促進事業実施要領第3条、第4条、第5条に定める事業に要する経費 3. 推進機構運営支援事業 推進機構が行う効率的な漁業への転換支援に要する経費		
補助金等の算出方法 (補助率等)	定額、定率(1/2)		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	—	—	
平成 30 年度	—	—	
令和元年度	1件	9,271,000 円	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	新規就業者の確保		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
目標値	—	—	60
実績値	—	—	53
目標値を設定していない理由	—		

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 補助事業と成果目標について

当該補助事業は、「漁業への着業支援」、「効率的な漁業への転換支援」、「漁業者への経営指導」という3つの目的に対して補助金が支出されている。しかし、その成果指標は、「漁業への着業支援」という目的に対する「新規就業者の確保」という1つの成果指標しか掲げられておらず、他の2つの目的に対する成果指標が設定されていない。「効率的な漁業への転換支援」、「漁業者への経営指導」という目的に対しては、新規就業者の確保という指標では測れない別の指標を作成し、

それぞれの目的に対する適切な成果指標を定めて、毎年、その目標値と実績値との分析を行っていくことが有用である。

(4) 優良なカンパチ人工種苗供給体制確立事業費補助金

(補助金等の概要)

事業名	優良なカンパチ人工種苗供給体制確立事業		
補助金等の名称	優良なカンパチ人工種苗供給体制確立事業費補助金		
補助金等交付・支出先	一般財団法人宮崎県水産振興協会		
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>生産した人工種苗カンパチの高成長な飼育技術及び防疫対策を施した中間育成技術を確立し、優良な人工種苗の供給体制を構築することで本県養殖経営体の約6割を占めるカンパチ養殖業者の経営安定に資することを目的とする。</p> <p>(内容)</p> <p>優良な人工種苗カンパチ生産技術の開発</p> <p>(効果)</p> <p>低価格での県内産人工種苗提供による種苗経費の削減、大型の人工種苗の導入により養殖期間約4ヵ月の短縮(生産コストの削減)</p>		
根拠法令・交付要綱等	優良なカンパチ人工種苗供給体制確立事業費補助金交付要綱、優良なカンパチ人工種苗供給体制確立事業実施要領		
補助期間	始期 平成31年度 ～ 終期 令和2年度		
補助対象経費	カンパチ人工種苗供給に要する経費		
補助金等の算出方法 (補助率等)	定率		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成29年度	—	—	
平成30年度	—	—	
令和元年度	1件	7,234,000円	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	優良な人工種苗カンパチ(15cm)の供給			
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
	目標値	—	—	30 千尾
	実績値	—	—	40 千尾
目標値を設定していない理由	—			

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

該当なし。

9. 畜産振興課

(1)みやざき畜産生産性向上対策事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	みやざき畜産生産性向上対策事業
補助金等の名称	みやざき畜産生産性向上対策事業補助金
補助金等交付・支出先	公益社団法人 宮崎県畜産協会
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>個々の農家への指導体制を強化し、モデル農場等の優良事例を地域に普及する</p> <p>(内容)</p> <p>高度な技術と指導力を有する畜産マスター育成、研修会の開催など</p> <p>(効果)</p> <p>県全体での畜産経営体の収益性向上を図る</p>
根拠法令・交付要綱等	みやざき畜産生産性向上対策事業補助金交付要綱
補助期間	始期 平成 31 年度～終期 令和3年度
補助対象経費	<p>1.畜産マスター育成事業</p> <p>全国域の著名な講師を招いて開催する実践研修による高度な技術と指導力を有する畜産マスターの育成に要する次の経費</p> <p>(1)コンサルタント研修会費</p>

	<p>畜産マスター育成研修の開催に必要な経費(講師料、旅費、印刷製本費、需用費、会場賃借料、役務費、その他知事が認めるもの)</p> <p>(2)地域指導員研修会費 各部門(肉用牛繁殖・肉用牛肥育・酪農・養豚)の地域指導員を対象とした研修会の開催に必要な経費(講師料、旅費、印刷製本費、需用費、会場賃借料、役務費、その他知事が認めるもの)</p> <p>(3)推進事務費 上記(1)及び(2)に必要な経費、畜産マスターの講師派遣に係る経費、その他知事が認めるもの</p> <p>2. 生産性向上実践事業 畜産マスターが改善必要と判断し、農場カルテを作成した農場の経営改善に関わる経費(畜舎改修費、添加剤費、薬剤費、飼料費、その他知事が認めるもの)</p> <p>3. 生産性向上普及・促進事業 宮崎県農業共済組合に対し、肉用牛繁殖農家を対象とした研修会や現地検討会の開催に要する経費について補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>(1) 畜産研修会・ハイクラス研修会費 研修会の開催に必要な費用(旅費、印刷製本費、需用費、役務費、その他知事が必要と認めるもの)</p> <p>(2) 現地検討会費 希望者を対象とした現地検討会の開催に必要な費用(飼料分析費、土壌分析費、水質測定器の整備に係る費用、需用費、指導料、その他知事が認めるもの)</p>		
補助率等の算出方法 (補助率等)	定額・定率		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	—	—	
平成 30 年度	—	—	
令和元年度	1	9,930,370	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	畜産新生推進プランに基づき、畜産マスター年間育成数 30名とする		
目標値及び実績値	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	目標値	—	—
	実績値	—	—
目標値を設定していない理由	—		

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 畜産マスター育成事業及び生産性向上普及・促進事業における費用負担のあり方について

畜産マスター育成事業に基づき開催された研修実績を確認したところ、対象者の所属先は宮崎県畜産試験場等の県出先機関だけでなく、JA 宮崎経済連などの一般法人も含まれていた。当該事業は補助率が定額となっているが、予算内で実績額の全額を補助していた。

畜産マスターとは資格が付与されるものではなく呼び名であり、対象者に制限はない。また、高度な技術と指導力をもって県全体での畜産経営体の生産性向上を図る事業であるから、強制力を持って畜産マスターを育成させる事業ではない。したがって、県職員以外の民間人の研修費まで県が補助する必要があるのか、参加費など一部費用負担を求めるべきではないかと考える。

(2)「稼げる農」で呼び込む中山間地域移住定着促進事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	「稼げる農」で呼び込む中山間地域移住定着促進事業
補助金等の名称	「稼げる農」で呼び込む中山間地域移住定着促進事業補助金
補助金等交付・支出先	西臼杵地域肉用牛クラスター協議会 小林市畜産振興会連合会 日向地域肉用牛クラスター協議会 綾町 美郷町
補助対象事業の概要	(目的) 狭小な土地においても収益性の高い肉用牛・養鶏・施設園芸・果樹を核として、中山間地域にUIJターナー者を呼び込むこと (内容)

	<p>稼げる農業を実現する「受入パッケージ計画」を策定し、技術の習得から就農・定着までを一体的に支援することで、安心して移住・定住できる環境の整備を図ること</p> <p>(効果)</p> <p>中山間地域における肉用牛、養鶏、施設園芸、果樹に係る新規就農者等数4年間で 32 経営体</p>		
根拠法令・交付要綱等	「稼げる農」で呼び込む中山間地域移住定着促進事業補助金交付要綱		
補助期間	始期 令和元年度～終期 令和4年度		
補助対象経費	<p>1. 受入パッケージ計画作成事業</p> <p>「受入パッケージ」計画の作成に要する経費</p> <p>2. 就農自立支援事業</p> <p>(1)実践農場研修支援事業</p> <p>補助対象者が事業実施主体に対し、新規就農者等の指導・研修等に要する経費について補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>(2)集合研修支援事業</p> <p>新規就農者等に対して行う集合研修等に要する経費</p> <p>(3)就農自立環境整備等支援事業</p> <p>補助対象者が事業実施主体に対し、就農に必要なかつ国庫補助の対象とならない簡易整備及び機械の導入等に要する経費について補助する場合における当該補助に要する経費</p>		
補助金等の算出方法 (補助率等)	定額・定率		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	—	—	
平成 30 年度	—	—	
令和元年度	5	4,559,000	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	<p>中山間地域における肉用牛、養鶏、施設園芸、果樹に係る新規就農者等数 4 年間で 32 経営体</p> <p>※各種計画で本事業の数値目標が定められているわけではないが、県農業・農村振興計画の中で「中山間地域農業の振興」の項があり、これに基づき振興を図るものである。</p>
-----------	---

	なお、指標の経営体数は、限られた予算の中で標準的な事業費を勘案し、年間 8 経営体と算出されている。		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
目標値	—	—	—
実績値	—	—	4 経営体
目標値を設定していない理由	—		

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

該当なし。

(3)2022 全国和牛能力共進会对策事業費補助金

(補助金等の概要)

事業名	2022 全国和牛能力共進会对策事業
補助金等の名称	2022 全国和牛能力共進会对策事業費補助金
補助金等交付・支出先	第 12 回全国和牛能力共進会宮崎県推進協議会
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>第 12 回は 2022 年度に鹿児島県で開催予定となっており、「宮崎県」ブランド力の更なる向上のため、日本一という最大の効果を残す必要がある。このため、知事が名誉会長である県推進協議会を中心に、生産農家及び関係機関が一丸となり「チーム宮崎」として、優秀な肉用牛を出品するため、出品候補牛の作出・選定及び飼養管理指導等を「日本一の努力と準備」を合言葉に強力に推進する。</p> <p>(内容)</p> <p>出品対策及び推進に係る経費について補助金を交付するもの</p> <p>(効果)</p> <p>内閣総理大臣賞受賞により、「日本一の宮崎牛」の名声を永続的なものとし、『宮崎牛』が世界に誇れる和牛ブランドとして全世界で求められるとともに、ブランド力向上の取組において、他県より有利に展開できる。</p>
根拠法令・交付要綱等	2022 全国和牛能力共進会对策事業費補助金交付要綱

補助期間	始期 平成 31 年度～終期 令和4年度		
補助対象経費	企画推進 協議会の企画推進に要する次の経費 ・会議費 ・旅費 ・情報分析費 ・需用費 ・その他必要と認められるもの 出品対策 ・調査費 ・旅費 ・交配推進助成費 ・受精卵移植に必要な経費 ・その他必要と認められるもの		
補助金等の算出方法 (補助率等)	定率		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	—	—	
平成 30 年度	—	—	
令和元年度	1	7,828,000	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	内閣総理大臣賞受賞		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
目標値	—	—	—
実績値	—	—	—
目標値を設定していない理由	—		

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

該当なし。

(4)宮崎県酪農公社運営強化対策事業費補助金

(補助金等の概要)

事業名	宮崎県酪農公社運営強化対策事業		
補助金等の名称	宮崎県酪農公社運営強化対策事業費補助金		
補助金等交付・支出先	一般社団法人 宮崎県酪農公社		
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>一般社団法人宮崎県酪農公社(以下、酪農公社)の円滑な事業推進のため</p> <p>(内容)</p> <p>酪農公社が事業を行うための施設を借受けるのに要する経費について補助金を交付するもの</p> <p>※平成 13 年～15 年に整備した施設を借受けるのに要する経費について補助金を交付するもの</p> <p>(効果)</p> <p>酪農公社の事業の円滑な推進を図り、もって本県酪農の振興に資する</p>		
根拠法令・交付要綱等	宮崎県酪農公社運営強化対策事業費補助金交付要綱		
補助期間	始期 昭和 57 年度～終期 令和 9 年度		
補助対象経費	公社が事業を行うための施設を借受けるのに要する費用(施設使用料)		
補助金等の算出方法 (補助率等)	定額		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	1	2,768,111	
平成 30 年度	1	2,768,111	
令和元年度	1	2,768,111	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	第2次経営改善計画(H28～H30)および第3次経営改善計画(H31～R3)に基づき、酪農公社の主要事業である預託事業にかかる常時平均預託頭数を記載			
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
	目標値	500 頭	500 頭	650 頭
	実績値	593 頭	650 頭	719 頭
目標値を設定していない理由	—			

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

該当なし。

(5)宮崎型酪農競争力強化対策事業費補助金

(補助金等の概要)

事業名	宮崎型酪農公社運営強化対策事業
補助金等の名称	宮崎型酪農競争力強化対策事業費補助金
補助金等交付・支出先	宮崎県乳用牛群検定組合
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>高収益で競争力の高い酪農経営体を育成し、生乳生産基盤の強化及び生産性の向上を図るため</p> <p>(内容)</p> <p>牛群検定組合の加入促進と高度化利用に係る経費について補助金を交付するもの</p> <p>(効果)</p> <p>牛群検定を活用する酪農家が増加することで、生乳生産基盤強化が図られる</p>
根拠法令・交付要綱等	宮崎型酪農競争力強化対策事業費補助金交付要綱
補助期間	始期 平成 31 年度～終期 令和3年度
補助対象経費	酪農支援組織(牛群検定組合)の加入促進及び高度化利用に要する費用

補助金等の算出方法 (補助率等)	定率		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	—	—	
平成 30 年度	—	—	
令和元年度	1	2,080,000	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	畜産新生推進プランに基づき、年間生乳生産量を記載。		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	目標値	—	—
	実績値	—	—
目標値を設定していない理由	令和2年度目標値は 90,000 トン		

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 達成すべき成果指標について

令和 2 年度牛群検定加入を促す補助金であれば、牛群検定受検率や受験頭数も成果達成指標とし、補助金交付組合よりデータ収集すべきではないかと考える。

(6)「宮崎ブランドポーク」イメージアップ・販路拡大推進事業費補助金

(補助金等の概要)

事業名	「宮崎ブランドポーク」イメージアップ・販路拡大推進事業
補助金等の名称	「宮崎ブランドポーク」イメージアップ・販路拡大推進事業費補助金
補助金等交付・支出先	宮崎ブランドポーク普及促進協議会
補助対象事業の概要	(目的) 宮崎ブランドポークの認知度向上及び販路拡大 (内容)

	(1)宮崎ブランドポーク普及促進活動 会議、情報発信、おいしさの評価、PR 資材作成等に要する経費の補助 (2)宮崎ブランドポーク消費拡大活動 商談会への参加、イベント・フェアの開催、食育活動、販促資材の作成等に要する経費の補助 (効果) 宮崎ブランドポーク指定店舗数の増加		
根拠法令・交付要綱等	「宮崎ブランドポーク」イメージアップ・販路拡大推進事業費補助金交付要綱		
補助期間	始期 平成 31 年度～終期 令和3年度		
補助対象経費	(1)宮崎ブランドポーク普及促進活動 会議、情報発信、おいしさの評価、PR 資材作成等に要する経費の補助 (2)宮崎ブランドポーク消費拡大活動 商談会への参加、イベント・フェアの開催、食育活動、販促資材の作成等に要する経費の補助		
補助金等の算出方法 (補助率等)	定率		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	—	—	
平成 30 年度	—	—	
令和元年度	1	5,388,000	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	フードビジネス振興構想に基づき、指定店舗数を 200 店舗にまで増加させる			
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
	目標値	—	—	—
	実績値	—	—	220 店舗
目標値を設定していない理由	令和 2 年度目標値は 200 店舗			

※宮崎ブランドポーク指定店舗選定基準

協議会は、次の全ての要件を満たす食肉販売店等を当該販売店等の申請に基づき、「宮崎ブランドポーク」の表示販売指定店(以下「指定店」)として認定するものとする。

- (1) 販売店においては、「宮崎ブランドポーク」の販売数量が、月間平均枝肉3頭分(正肉150kg

- 程度)以上であること
- (2) 料理店においては、「宮崎ブランドポーク」の販売数量が、月間平均枝肉0.5頭分(正肉25kg程度)以上であること
- (3) 「宮崎ブランドポーク」の銘柄を明記し、販売すること
- (4) 協議会の主旨を理解し、協力的な店舗であること

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

該当なし。

(7)ブロイラー生産環境向上対策事業費補助金

(補助金等の概要)

事業名	ブロイラー生産環境向上対策事業
補助金等の名称	ブロイラー生産環境向上対策事業費補助金
補助金等交付・支出先	一般社団法人宮崎県養鶏協会
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>家畜疾病発生防止及び飼養衛生環境の悪化に起因するブロイラーの死亡抑制による経営の安定化</p> <p>(内容)</p> <p>飼養衛生環境改善のための鶏舎内整備や暑熱対策機器導入に要する経費の助成、及び養鶏関係事業の推進のために必要な経費</p> <p>(効果)</p> <p>家畜疾病など危機事象の発生や季節の変動に左右されないブロイラー産業の構築</p>
根拠法令・交付要綱等	ブロイラー生産環境向上対策事業費補助金交付要綱
補助期間	始期 平成30年度～終期 令和2年度
補助対象経費	<p>1. 衛生環境改善対策</p> <p>養鶏協会が生産者集団に対し、飼養衛生環境の悪化に起因した死亡鶏の防止に対応するための設備及び機器の導入に要する経費について、補助する場合における当該補助に要する経費。ただし、間接補助事業に係る補助対象経費の3分の1の額を上限とする。</p>

	2. 団体推進事務 養鶏関連事業の円滑な推進を図るための指導及び付帯する事務に要する費用		
補助金等の算出方法 (補助率等)	定額・定率		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	—	—	
平成 30 年度	1	8,694,500	
令和元年度	1	8,703,998	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	設定なし		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	目標値	—	—
	実績値	—	—
目標値を設定していない理由	家畜疾病の予防や衛生環境改善による家畜防疫の強化が目的であるため、数値目標は設定していない。(平成29年以降、県内での鳥インフルエンザ発生なし)		

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 達成すべき成果指標について

当該補助金には達成すべき成果指標が設定されていない。当該補助金が家畜疾病の予防や衛生環境改善による家畜防疫の強化が目的であるならば、補助金交付先からの鶏の死亡率を把握し、それを達成すべき成果指標とすることが望まれる。

(8)みやざき地頭鶏総合支援事業費補助金

(補助金等の概要)

事業名	みやざき地頭鶏総合支援事業
補助金等の名称	みやざき地頭鶏総合支援事業費補助金

補助金等交付・支出先	みやざき地頭鶏事業協同組合		
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>「みやざき地頭鶏」生産農家等の飼養管理技術の向上と県内外への消費拡大 PR を行うことにより「みやざき地頭鶏」の知名度向上、販路拡大を行い、農家の所得向上を図る。</p> <p>(内容)</p> <p>生産者への巡回指導、研修会の開催、県内外でのイベント開催経費、事業協同組合の組織体制強化のための経費</p> <p>(効果)</p> <p>生産農家の飼養管理技術向上による出荷率の向上及び販路拡大による素ひな供給羽数の増</p>		
根拠法令・交付要綱等	みやざき地頭鶏総合支援事業費補助金交付要綱		
補助期間	始期 平成 30 年度～終期 令和2年度		
補助対象経費	<p>①生産流通指導経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産及び流通等の研修会開催に要する経費 <p>②生産性向上指導経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産農場等への技術指導に要する経費 ・その他出荷率向上指導に要する経費 <p>③販売戦略強化対策経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定した販売先の確保に要する経費 ・消費拡大 PR、イベント開催及び販路拡大活動に要する経費 <p>④団体推進事務</p> <p>事業協の組織体制を強化し、みやざき地頭鶏関連事業の円滑な推進を図るための経費</p>		
補助金等の算出方法 (補助率等)	定額、定率		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	—	—	
平成 30 年度	1	4,799,440	
令和元年度	1	10,691,533	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	<p>第7次宮崎県農業・農村振興長期計画(後期計画)・畜産新生推進プランに基づく</p> <p>みやざき地頭鶏素ひな供給羽数</p>
-----------	--

	令和2年度までの目標 900 千羽		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	目標値	—	—
	実績値	613 千羽	564 千羽
目標値を設定していない理由	—		

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 補助事業の在り方と達成すべき成果指標について

素ひな供給羽数が年々減少している。またコロナ禍における飲食店供給量は減少していると思われる。そのため、達成すべき成果指標が実態にそぐわなくなっている可能性がある。当該補助事業の在り方について再検討が必要ではないかと考える。

(9)宮崎牛販売促進総合対策事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	「日本一」宮崎牛による販売促進総合対策事業
補助金等の名称	宮崎牛販売促進総合対策事業補助金
補助金等交付・支出先	宮崎経済農業協同組合連合会 より良き宮崎牛づくり対策協議会 宮崎ハーブ牛生産推進協議会 株式会社ミヤチク
補助対象事業の概要	(目的) 国内における PR 活動及び都市圏での集中プロモーションに加え、EU などの新規開拓国をはじめとする輸出国での販売促進対策を実施することにより宮崎牛及び県産牛肉の更なる認知度向上と消費拡大を図る (内容) 県内外における宮崎牛等のプロモーション活動や海外における商談会、見本市への出典等 (効果) 宮崎牛が日本のナンバーワンブランドとして定着し、国内外における消費拡大が図られる

根拠法令・交付要綱等	宮崎牛販売促進総合対策事業補助金交付要綱		
補助期間	始期 令和元年度～終期 令和3年度		
補助対象経費	1. 国内対策事業 (1)国内対策 県内及び県外における宮崎牛・県産牛肉の消費拡大フェアやキャンペーンの開催、各種イベント等におけるPR活動、販促資材の提供等に要する経費 (2)都市圏プロモーション対策 東京、大阪、福岡など都市圏を中心に実施される宮崎牛の販路拡大のためのイベント等や、新規指定店の発掘のためのPR活動等に要する経費 2. 海外対策事業 海外における県産牛肉の販売拡大や販路開拓のための商談会や営業等による売り込み、イベントやフェア等の開催、キャンペーンや各種イベント等におけるPR活動等に要する経費		
補助金等の算出方法 (補助率等)	定率		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成29年度	—	—	
平成30年度	—	—	
令和元年度	4	13,453,500	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	都市圏における宮崎牛指定店数 県産牛肉海外輸出量			
目標値及び実績値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	目標値	—	—	—
	実績値	—	—	指定店 94 店舗 輸出 483 トン
目標値を設定していない理由	—			

※令和3年度までの目標値

都市圏における宮崎牛指定店 120 店舗(宮崎牛指定店の条件:販売店は 200kg/月程度、レストランは 50kg/月程度以上の購入)

県産牛肉海外輸出量 500 トン

当事業は、より多くの消費者に宮崎牛を知ってもらい、喫食や購入の機会をより多く提供することで、

宮崎牛の販路拡大を目指すものである。このため、宮崎牛を一定量以上取扱い、フェアやPR資材の掲示等を活用し宣伝広告の役割を担う、宮崎牛指定店の店舗数を指標として設定している。

なお、指定店となるためには、販売店(またはレストラン)が、宮崎牛を購入する卸売業者(ミヤチク等)を通じて、より良き宮崎牛づくり対策協議会へ申請する。例えば、ミヤチクを通して指定店となった場合、ミヤチクから指定店へ卸している数量等を確認し、指定店の条件を満たしているかの確認は可能であるが、指定店がミヤチク以外から購入している宮崎牛の把握までは至らない。販売店はいくつもの仕入れルートを持っており、それぞれの仕入れ先の情報を競合他社へ教えることはないため、最低限把握できる数量から指定店舗数を乗じて取扱数量を確認している。

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

該当なし。

(10)肉用子牛価格安定資金造成費補助金

(補助金等の概要)

事業名	肉用子牛価格安定対策事業
補助金等の名称	肉用子牛価格安定資金造成費補助金
補助金等交付・支出先	公益社団法人 宮崎県畜産協会
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>社会情勢の変化が肉用子牛の価格等に及ぼす影響に対処するため、肉用子牛の価格が低落し、保証基準を下回った場合に、生産者に対し生産者補給金を交付し肉用子牛生産の安定を図る</p> <p>(内容)</p> <p>本事業の適正な運用と生産者補給金の円滑な交付を行うため、本事業に従事する職員の人件費を補助金として交付する。</p> <p>(効果)</p> <p>資金造成事業の適正な運用と生産者補給金の円滑な交付を行うことができる</p>
根拠法令・交付要綱等	<p>肉用子牛生産安定等特別措置法</p> <p>肉用子牛生産安定等特別措置法施行令</p> <p>肉用子牛生産安定等特別措置法施行規則</p> <p>肉用子牛生産安定資金造成費補助金交付要綱</p>
補助期間	始期 昭和 45 年度～終期 継続事業

補助対象経費	管理指導事業 資金造成事業の適正な運用と生産者補給金の円滑な交付を行う事業		
補助金等の算出方法 (補助率等)	知事が定める額		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	1	2,735,000	
平成 30 年度	1	3,054,163	
令和元年度	1	3,110,264	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	設定なし		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	目標値	—	—
	実績値	—	—
目標値を設定していない理由	本事業に従事する職員の人件費を補助するものであるため、目標値を設定することが妥当ではない。		

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 補助対象経費について

当該補助金は補助金交付先事務局長の人件費(一部)のみを実績として報告している。事業の性質上、当該職員のみが補助対象事業に従事しているとは考えにくい。当該補助事業に関し、当該職員を含む、実際に業務に従事した者の実績に基づいて交付することが適切であるとする。

(11) 鶏卵経営安定対策事業費補助金

(補助金等の概要)

事業名	鶏卵経営安定対策事業
補助金等の名称	鶏卵経営安定対策事業費補助金
補助金等交付・支出先	宮崎県経済農業協同組合連合会

	宮崎県養鶏農業協同組合 一般社団法人日本養鶏協会		
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>国が実施する「鶏卵生産者経営安定対策事業」の円滑な運用を図るため、生産者積立金の一部助成を行うとともに、価格暴落時における積極的な生産調整への誘導を推進することで、本県鶏卵生産者の経営安定に資する。</p> <p>(内容)</p> <p>国の事業に加入する生産者に対して積立金の一部を助成。</p> <p>(効果)</p> <p>事業参加農家の負担軽減を図るとともに、価格暴落時においても、再生産可能な経営を維持することができる。</p>		
根拠法令・交付要綱等	鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付要綱 鶏卵生産者経営安定対策実施要綱 鶏卵経営安定対策事業費補助金交付要綱		
補助期間	始期 平成 29 年度～終期 令和元年度		
補助対象経費	①価格差補填事業 基金団体と締結した価格差補填契約に基づき、加入生産者が負担すべき経費 ②需給調整対策事業 国が実施する成鶏更新・空舎延長事業に参加した加入生産者に対して、①の事業の上乗せ助成金を交付するのに要する経費		
補助金等の算出方法 (補助率等)	定額 ①価格差補填事業 鶏卵1kg当たり 0.27 円(ただし、県の予算額の範囲内を上限とする。) ②需給調整対策事業 鶏卵1kg当たり 0.03 円(ただし、県の予算額の範囲内を上限とする。)		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	3	12,323,271	
平成 30 年度	3	14,971,590	
令和元年度	3	15,742,800	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	設定なし		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	目標値	—	—
	実績値	—	—
目標値を設定していない理由	国が実施するセーフティネットに加入する生産者への積立金の一部助成のため、数値目標は設定していない。		

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 達成すべき成果指標について

当該補助金には達成すべき成果指標が設定されていない。当該補助金が価格暴落時における積極的な生産調整への誘導を推進するためであれば、鶏卵生産者が経営安定対策事業に加入することで、県が必要充分と考える加入目標を達成すべき成果指標として持つべきと考える。

(12) 宮崎県肉用牛改良総合対策事業費補助金

(補助金等の概要)

事業名	高能力牛生産確保対策事業
補助金等の名称	宮崎県肉用牛改良総合対策事業費補助金
補助金等交付・支出先	西諸県郡市畜産販売農業協同組合連合会
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>優秀な基礎雌牛の候補である、繁殖雌牛を県外へ流出させないための県内保留対策の強化や、受精卵技術を採用した優秀な繁殖雌牛の遺伝因子継承と確保対策を実施し、高能力種雄牛の造成を図る</p> <p>(内容)</p> <p>基礎雌牛候補牛の地域内保留に係る経費について補助金を交付するもの</p> <p>(効果)</p> <p>高能力種雄牛が造成されることにより、県内子牛市場の価値が高まり、また、「宮崎牛」の品質がさらに向上することによるブランド力の強化につながる</p>

根拠法令・交付要綱等	宮崎県肉用牛改良総合対策事業費補助金交付要綱 宮崎県肉用牛改良総合対策事業実施要領		
補助期間	始期 平成30年度～終期 令和3年度		
補助対象経費	優秀な繁殖雌牛牛群を整備する、次の事業の実施に要する経費 (1)改良基礎雌牛牛群整備事業 (2)高能力牛生産確保対策事業 ア.優良基礎雌牛候補地域内保留対策費 イ.優秀受精卵利用対策事業 (ア)供卵牛借り上げ経費 (イ)採卵経費		
補助金等の算出方法 (補助率等)	定額		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成29年度	—	—	
平成30年度	67頭	6,700,000	
令和元年度	67頭	6,700,000	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	種雄牛を造成するために、優秀な雌牛候補牛を県内に年間300頭を保留する。そのうち西諸県郡では、繁殖雌牛頭数等の割合から67頭が目標値となった。		
目標値及び実績値	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	目標値	—	県内300頭(うち西諸67頭)
実績値	—	県内300頭(うち西諸67頭)	県内300頭(うち西諸67頭)
目標値を設定していない理由	—		

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

該当なし。

(13) “和牛の産地みやざき”繁殖基盤強化対策事業費補助金

(補助金等の概要)

事業名	“和牛の産地みやざき”繁殖基盤強化対策事業		
補助金等の名称	“和牛の産地みやざき”繁殖基盤強化対策事業費補助金		
補助金等交付・支出先	三股町肉用牛繁殖基盤担い手協議会		
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>増頭意欲のある小規模和牛繁殖農家等の規模拡大支援を行い、“和牛の産地”たる宮崎県の肉用牛生産基盤の強化を図る</p> <p>(内容)</p> <p>増頭意欲のある小規模農家(地域内の平均規模(14.3 頭)以下)の牛舎補改修及びコスト低減を図った牛舎整備に係る資材費に対して補助(3分の1以内)を行う</p> <p>(効果)</p> <p>“和牛の産地”たる宮崎県の肉用牛生産基盤の底上げ</p>		
根拠法令・交付要綱等	“和牛の産地みやざき”繁殖基盤強化対策事業費補助金交付要綱		
補助期間	始期 平成 30 年度～終期 令和2年度		
補助対象経費	<p>事業実施主体が、小規模農家等における、繁殖雌牛の増頭を目的とした以下の施設整備等に必要な資材の購入に要する経費</p> <p>ア.補改修タイプ</p> <p>地域の空き牛舎等の遊休施設の補改修や、既存施設の増築等</p> <p>イ.低コスト牛舎整備タイプ</p> <p>キット式牛舎やパドック併設式牛舎等、整備コストの低減策を実施した上で行う簡易牛舎等の整備</p>		
補助金等の算出方法 (補助率等)	定率		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	—	—	
平成 30 年度	0	0	
令和元年度	1	2,682,000	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	県の推進する「人・牛プラン」に掲げる計画に基づき、繁殖雌牛頭数を 80,600 頭(平成 28 年度)から 80,000 頭(平成 32 年度)に維持する。 また、子牛出荷頭数を 61,516 頭(平成 28 年度)から 65,000 頭(平成 32 年度)に増加させる。 取組主体毎の繁殖雌牛及び子牛の飼養頭数			
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
	目標値	※ 上記の 5 年後目標を設定		
	実績値(繁殖)	81,900 頭	83,000 頭	83,800 頭
	実績値(子牛)	63,609 頭	64,208 頭	63,808 頭
目標値を設定していない理由	—			

※平成 30 年度補助対象者頭数

A 者:繁殖雌牛 10 頭、子牛 5 頭 B 者:繁殖雌牛 5 頭、子牛 2 頭

令和 5 年度までの目標補助対象者 A

A 者:繁殖雌牛 40 頭、子牛 30 頭 B 者:繁殖雌牛 15 頭、子牛 310 頭

【事業対象者の選定について】

- 1) 県全域で 19 件の要望を受理。
- 2) 本庁担当者と現地担当者間によるヒアリング調査を実施。

その際に地域毎に優先順位を提示してもらい、地域内優先度が高い要望を採択。

優先度に関しては、増頭意欲が高いこと、緊急性が高いこと、新規参入者であることなどを基準に選抜、また国の実施する施設整備事業に振り替えが可能なもの(事業費が高額なもの、緊急性が低いものなど)を除外し、最終的に 11 件を採択した。なお、県全域で繁殖雌牛の維持、増頭を図るため各地域最低 1 件は対象となるよう調整している。

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

該当なし。

10. 家畜防疫対策課

(1) 全国のモデルとなる家畜防疫対策事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	全国のモデルとなる家畜防疫対策事業		
補助金等の名称	全国のモデルとなる家畜防疫対策事業補助金		
補助金等交付・支出先	公益社団法人宮崎県畜産協会		
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>水際及び地域段階における防疫体制の強化</p> <p>(内容)</p> <p>水際防疫対策、地域防疫対策、事業推進事務費</p> <p>(効果)</p> <p>口蹄疫等の家畜伝染病の県内での発生を阻止することができる</p>		
根拠法令・交付要綱等	全国のモデルとなる家畜防疫対策事業補助金交付要綱		
補助期間	始期 令和元年度 ～ 終期 令和2年度		
補助対象経費	<p>(1) 水際防疫対策事業</p> <p>空港、港湾、ゴルフ場、ホテル等外国人が来訪する施設における消毒体制の構築に要する経費</p> <p>(2) 地域防疫対策事業</p> <p>市町村又は各市町村地域自衛防疫推進協議会単位での防疫体制強化の取組に要する経費</p> <p>(3) 事業推進事務費</p> <p>事業実施主体が円滑に事業を遂行するための経費</p>		
補助金等の算出方法 (補助率等)	定率		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	—	—	
平成 30 年度	—	—	
令和元年度	1件	10,896,496 円	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	口蹄疫等の家畜伝染病の県内での発生阻止
-----------	---------------------

目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
目標値	—	—	0 件
実績値	—	—	0 件
目標値を設定していない理由	—		

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 成果指標の設定について

当該補助金は、口蹄疫等の発生阻止を目的として、水際及び地域段階における防疫体制の強化を目的としており、その重要性は十分に理解できるところであるが、その成果指標が、単に口蹄疫等の家畜伝染病が県内で発生を阻止することのみとされており、目標値 0 件に対し、実績値 0 件となっている。もちろん、家畜伝染病の発生を 0 件とすることは最重要の目標ではあるものの、それだけでは補助金を支出する際の成果指標として、その効果を多面的に測定することが弱いとも考えられる。

補助金の名称として“全国のモデルとなる”という名称を掲げているのであれば、例えば、宮崎県の取り組みに対する他県からの視察数や、他県で宮崎県と同様の取り組みが採択された件数、または、宮崎県の取り組みに対する県民の周知度合いを測るなど、様々な観点からの成果指標を掲げ、その効果を多面的に測定することも有用であると考えられる。

(2) 宮崎県アフリカ豚コレラ等緊急総合対策事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	アフリカ豚コレラ等緊急総合対策事業
補助金等の名称	宮崎県アフリカ豚コレラ等緊急総合対策事業補助金
補助金等交付・支出先	宮崎空港ビル株式会社、宮崎カーフェリー株式会社
補助対象事業の概要	<p>(目的)</p> <p>アフリカ豚熱等の発生状況を踏まえ、水際施設における防疫体制をさらに強化すること</p> <p>(内容)</p> <p>防疫体制構築に対する補助(消毒マットの設置、消毒に係る人件費)</p> <p>(効果)</p> <p>アフリカ豚熱等の家畜伝染病の県内での発生を阻止することができる</p>

根拠法令・交付要綱等	宮崎県アフリカ豚コレラ等緊急総合対策事業補助金交付要綱		
補助期間	始期 令和元年度 ～ 終期 令和元年度		
補助対象経費	<p>1. 農場防疫強化対策事業</p> <p>(1) 防護柵等整備事業 農場における野生動物侵入防護柵等の整備に係る経費</p> <p>(2) 交差汚染防止事業 交差汚染防止のための更衣室及び消毒設備等の整備に係る経費</p> <p>(3) 事業推進費 防護柵等整備事業及び交差汚染防止事業の円滑な推進に要する経費</p> <p>2. 県産豚肉消費拡大対策事業 県産豚肉の消費拡大のための PR イベント等の開催並びに新聞等を活用した県産豚肉 PR 及び豚肉の流通に関する情報提供に要する経費</p> <p>3. 水際防疫対策事業 空港及びカーフェリー等における消毒体制の構築に要する経費</p>		
補助金等の算出方法 (補助率等)	定額		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	—	—	
平成 30 年度	—	—	
令和元年度	2 件	2,895,400 円	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	アフリカ豚熱等の家畜伝染病の県内での発生阻止			
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
	目標値	—	—	0 件
	実績値	—	—	0 件
目標値を設定していない理由	—			

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 概算払いの理由について

当該補助金は、アジア圏で急激に蔓延しているアフリカ豚コレラ等に対し、宮崎県の畜産業を守るために緊急的に行われた事業であり、概算払いが行われているが、予算執行伺には、その概算払いの理由として“事業実施主体が財源を確保することが難しい可能性があるため”と記載されていた。

水際防疫対策の拡充のための緊急的な事業であることから概算払い自体を否定することはないが、その理由として“財源確保が難しい可能性がある”という理由には違和感がある。概算払いを行うからには、「緊急性が高く早急な補助金交付が必要なため」等のなぜ概算払いが必要であるかを明確にすべきである。

② 当該事業の在り方について

当該補助金は、事業実施主体2社に対し一定額の補助が行われており、そのうち1社は補助金の額が、事業実施主体が支出した費用の一部にとどまっている。しかし、ワクチンや薬もなく、致死率が100%近くになるというアフリカ豚コレラの病気の特性から考えても、その発生を阻止し、宮崎の畜産を守るための対策の実施は、国や県が責任をもって行うべき事業であり、その費用を民間会社に負わせるべきものではないとも考えられる。当該補助金は、補助金の支出という形ではなく、発生を阻止するための対策を国や県が策定し、それを民間会社に委託して実施してもらう形の方が、この緊急的な対策事業に、より適した形ではないかと考えられる。

(3) 獣医師確保対策強化事業補助金

(補助金等の概要)

事業名	畜産の基盤を支える獣医師の安定確保推進事業
補助金等の名称	獣医師確保対策強化事業補助金
補助金等交付・支出先	A.公益社団法人宮崎県畜産協会 B.宮崎県獣医師確保推進協議会
補助対象事業の概要	(目的) 県職員獣医師の安定確保 (内容) A. 本県の就業体験に係る経費の助成及び獣医系大学生への修学資金の貸与 B. 獣医系大学生への就職説明会、県内高校生への獣医師職業ガイダンス、既免許取得者向け求人広告の掲載を行い、本県公務員獣医師についてPR活動を行う。 (効果)

	<p>A. 就業体験で本県職員獣医師への就職意欲を高め、修学資金貸与により安定的な獣医師の確保につなげる</p> <p>B. 大学生、既免許取得者へのPR活動で本県への就職希望者増を目指し、高校生へのガイダンスで県内の獣医師希望者を増やすことで、安定的な獣医師確保を目指す。</p>		
根拠法令・交付要綱等	獣医師確保対策強化事業補助金交付要領		
補助期間	始期 平成 24 年度～終期 令和2年度		
補助対象経費	<p>A.</p> <ul style="list-style-type: none"> ・獣医師確保就学資金貸与に要する経費 ・本県において就業体験を行う獣医系学生又は獣医師の県内宿泊及び県外からの移動に要する経費 <p>B.</p> <ul style="list-style-type: none"> ・獣医師確保対策に係る獣医系大学との情報交換に関する経費、獣医師確保対策に係る実態把握に関する経費、獣医系大学との連携に関する経費 		
補助金等の算出方法 (補助率等)	定額、定率 1/2		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	A. 1 件	A. 7,000,450 円	
	B. 1 件	B. 1,791,846 円	
平成 30 年度	A. 1 件	A. 7,172,048 円	
	B. 1 件	B. 800,835 円	
令和元年度	A. 1 件	A. 5,364,742 円	
	B. 1 件	B. 773,910 円	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	設定なし		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	目標値	—	—
	実績値	—	—
目標値を設定していない理由	人事にかかわる部分が大きく目標設定が困難なため		

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 補助金交付要領(貸倒となった際の負担)について

当該補助金のうち、公益社団法人宮崎県畜産協会に対するものは、獣医系大学生に対して、就学資金の貸与を行い、一定期間、本県職員獣医師として勤務すれば、その返還が免除されるものである。仮に、免除要件を満たさなくなった場合には、貸与を行った大学生から返還されることになるが、それでも返還をするほどの資力がなく、貸倒となるケースもありうると考えられる。しかし、そのようなケースを想定した貸倒の負担関係について、補助金の交付要領で明確になっていない。県の担当者によれば、これまでに貸倒となったケースが発生していない、とのことであるが、資金貸与を行うのであれば、貸倒となった際の負担関係についても明文化しておくことが望ましい。

② 成果指標の設定について

当該補助金については、人事にかかわる部分が大いという理由から、成果指標の設定が行われていない。しかし、実際に県職員として就職するかどうかは、その就業者自体の職業選択に基づくものであることから、目標と実績を設定しにくかったとしても、当該補助金の目的は、A. 獣医系大学生への修学資金の貸与等や、B. 大学生・既免許取得者へのPR活動等であることから、直接的・短期的に、その貸与件数や、PR活動の開催件数を目標と実績で測定していくことは容易であると考えられる。そのうえで、長期的な目標として、県職員獣医師の確保の人数を目標と実績で測定していくことが望ましい。

(4) 特定疾病清浄化推進対策事業費補助金

(補助金等の概要)

事業名	家畜衛生レベルの向上による家畜損耗防止推進事業
補助金等の名称	特定疾病清浄化推進対策事業費補助金
補助金等交付・支出先	公益社団法人 宮崎県畜産協会
補助対象事業の概要	(目的) 家畜の生産性を大きく阻害する疾病について、地域一体となった感染リスクの低減及びまん延防止対策の取組を推進すること (内容) 上記疾病の検査に係る採材技術料及び検査料の補助 (効果) 家畜の疾病対策による生産性向上を通じた県内生産者の畜産経営力強化
根拠法令・交付要綱等	特定疾病清浄化推進対策事業費補助金交付要綱
補助期間	始期 平成 29 年度 ～ 終期 令和元年度

補助対象経費	1. 民間獣医師活用事業 獣医師等が農場で実施する牛の採血及び検査に要する経費 2. 事業推進費 事業実施主体が1. の円滑な事業の実施に要する経費		
補助金等の算出方法 (補助率等)	定額		
補助金等の交付実績	交付実績(件・円)		備考
	件数	金額	
平成 29 年度	1 件	3,482,408 円	
平成 30 年度	1 件	3,842,158 円	
令和元年度	1 件	3,705,625 円	

(補助等効果)

達成すべき成果指標	設定なし		
目標値及び実績値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	目標値	—	—
	実績値	—	—
目標値を設定していない理由	本事業は地域が主体となって実施する牛伝染性リンパ腫をはじめとする慢性疾病対策を補助するための事業であり、地域ごとに具体的な対策内容や進捗状況が異なるなか県全体の一元的な成果指標に基づき評価することは困難であることから、具体的な成果指標は設定しなかった。		

(監査の結果)

【指摘事項】

該当なし。

【意見】

① 成果指標の設定について

当該事業は、地域が主体となって実施する牛伝染性リンパ腫をはじめとする慢性疾病対策を補助するための事業であり、地域ごとに具体的な対策内容や進捗状況が異なるなか県全体の一元的な成果指標に基づき評価することは困難であることから、具体的な成果指標は設定されていない。しかし、県全体の一元的な成果指標が難しければ、地域ごとに細かな成果指標の設定も可能であると思料され、また、牛の頭数ではなく、検査を行った生産者数を成果指標とすることも可能であると思料される。

単に成果指標の設定が難しいとするのではなく、様々な観点から成果指標の設定を目指すべきと考えられる。